

木像の神體數軀、曰く白山妙理大權現伊弉册尊、曰く小南地大權現、大己貴命 曰く別山大行事權現天忍種命 所謂白山三所にして、遠く白山峰頭に、近く平泉寺白山神社に祀る所に同じ沿革の項參看

蓋し、鎌倉時代以前の鎮座なるべし、曰く城山大權現佐々木三郎の氏神 曰く鍵倉大明神金倉山の神なり 曰く住吉大明神是は原折立地籍なりしを、豊公檢地の際、隣村松ヶ谷に強興せしと傳ふる大御堂森附近、太子屋敷の名あり、河内聖徳寺の寺地と言傳ふの地に鎮座せしに、一年積雪の爲に塵し出され、足羽川落合足羽川と、小畑川と合ふところに泛びありしを、當時の神主奉じ歸りて、記りしに、神體の極彩色は、元祿年間、狩野派の名畫工造化窟元故料を墓び松ヶ谷に歸り給はざる故に祀るなりとぞ、

朝の傳け奉りしこと舊記に明載せられ、慶長の檢地帳に、既に神主の名あれば、其頃祠官ありしは明かにして、小森氏原名勘解由通 稱勘左衛門は、神守氏の轉、即神主なること又舊記に著るし、同氏の屋敷に神僕専用の鑿井あり。拜殿には、藥師木像を安置す故址の部參照即ち鎌中藥師なり。

社藏の物如左  
神守氏記録の古木板、造化窟元朝筆繪馬二面、延寶年中 天和年中繪馬數面、安永年間冠句の額、明和安永年間古操人形の頭及衣裳人形頭には眼珠の

其頃、淡路國三原郡市村三條の操人形師、來り宿すること三年、全村此技を習ひ、業を荒み、富を瀆し盡しぬ、されど、淨瑠璃師匠は近頃まで存じ、近松、並木等の古淨瑠璃丸本を、殆んど各戸に藏し、師匠歿すれば遺善として、操人形を興行するを例としたりしも、今は廢れ果て、僅に頭衣裳等にて當時の盛を偲ぶのみ志賀樹川著 夏日記參照

百餘年前の芝居の引幕、割舞臺、建具等  
操人形に満足するを得ざりし人心は、更に歌舞伎を好み始め、近頃にて及び、徳川時代下半期に於ける、斯道の小歴史

を此僻地に見るなり。  
銀銅作の野太刀一口

俣太最初の開拓者折立松井多助の奉納せしもの、多助は、安政五年早川武英に隨ひ、彼地に渡航せし一人なりしが、在住五年、其歸途海上難風に遇ひ、船將に覆没せんとせしに、金毘羅神に祈り、僅に九死中に一生を得たり、されば、其謝意を表して、該神に献納せんと期せしも、路遠く便なきを以て、本社に納めしなりと云ふ。

村社天滿神社 祭神 菅公 大字赤谷字西村にあり、明治九年村社に列す、文治の頃此地に遁鼠せし平族の創祀せしものか、四十二年十一月二十三日、字城山無格社白山神社祭神 伊弉那美尊、字平家壁同平神社祭神 平維盛を合併せり、

(參照) 神宣  
宗 源  
維盛靈神 從三位右近衛權中將兼伊豫守平維盛神魂  
右宜授靈魂者神靈之狀如件  
嘉永六年八月十七日

神部 伊弉册 奉花押  
神祇道管領卜部朝臣良熙

尙泰澄大師作の藥師如來、及、大日如來維盛の守本尊一を合祀せり。寸八分の黄金佛

村社稻荷神社 祭神 豐宇氣姫尊及 豐田別尊を合祀す 大字西河原字數古谷にあり、明治九年六月、村社に列せらる、創

下編 町村誌 下味見村

八三一

天孫神社

稻荷神社



建未詳、明治四十二年三月二十日、字上山無格社八幡神社祭神を合併せり、現今の社殿は、明治四十一年の新築新に地をに成れり、中央には神功皇后、左に譽田別尊、右に武内大臣を祀る、新築以前神庫の社殿には、千手觀世音、大物主命、水速女命、大山祇神、鎌中藥師如來、及秋葉山三尺坊を祀り、棟札を藏せり。

〔貞享五年土辰卯月二十四日土井内記棟神主彦右衛門大工永平寺十左衛門〕及〔寶曆十三年癸未四月十日御社宮建立土井能登守棟神主四河原村兼右衛門大工永平寺佐左衛門〕及〔文化五歲戊辰九月吉祥日奉再建御宮棟札神主長左衛門大工棟梁志比山口金右衛門名代山口忠右衛門〕文化九歲壬申三月三日奉再建華表棟札神主長左衛門當村棟梁藤田勘右衛門定吉大工棟梁志比山口金右衛門名代大久保助次成次〕

(參照) 正一位稻荷大明神安鎮之事

右於本宮雖爲奥務因懇望中祀式修行奉勸遷大明神於其清地越前國大野郡四川原村之尊神村志願也 齋場矣無怠祭祀於尊信者村中繁榮萬福可有守護者仍如件

文政四年十一月吉辰

城州肥伊郡稻荷本宮神主 從三位泰宿 齋親 憲花 押

其他

村社熊野神社 祭伊邪那岐尊神 大字横越字上へ山にあり、明治九年六月村社に列せらる、由緒未詳。

無格社白山神社 祭伊邪那美尊神 同上へ山に在り、享保二年丁酉十月小田中武雄の創建なりと云ふ、

稱名寺

稱名寺〔折立山〕 眞宗 高田派 折立にあり、本郡内にては、平泉寺に次げる古刹にして、其檀徒、

本郡は勿論、南條、今立、足羽、吉田、坂井、福井の一市六郡に瀕り、戰國時代には、活躍せし事跡も著るしく、有名なる福井市橋立山眞宗寺の本寺(同寺主亦之を言ふ)として、國守領主に信仰せられ、重大視せられしは、所藏の古文書及載籍之を證せり、

文書にては、去三十年、田中博士先づ之を調査し、三十五年、東京大學へ借り行さしもの、(總長謝上掲の外五通あり(沿革章に寫し)。

一、弘治元年三年二十七日朝倉義景加州進撃に付加勢を乞ひし書狀(朝倉始末記(義景系圖)書狀(弘治元年加州半國伐捕)

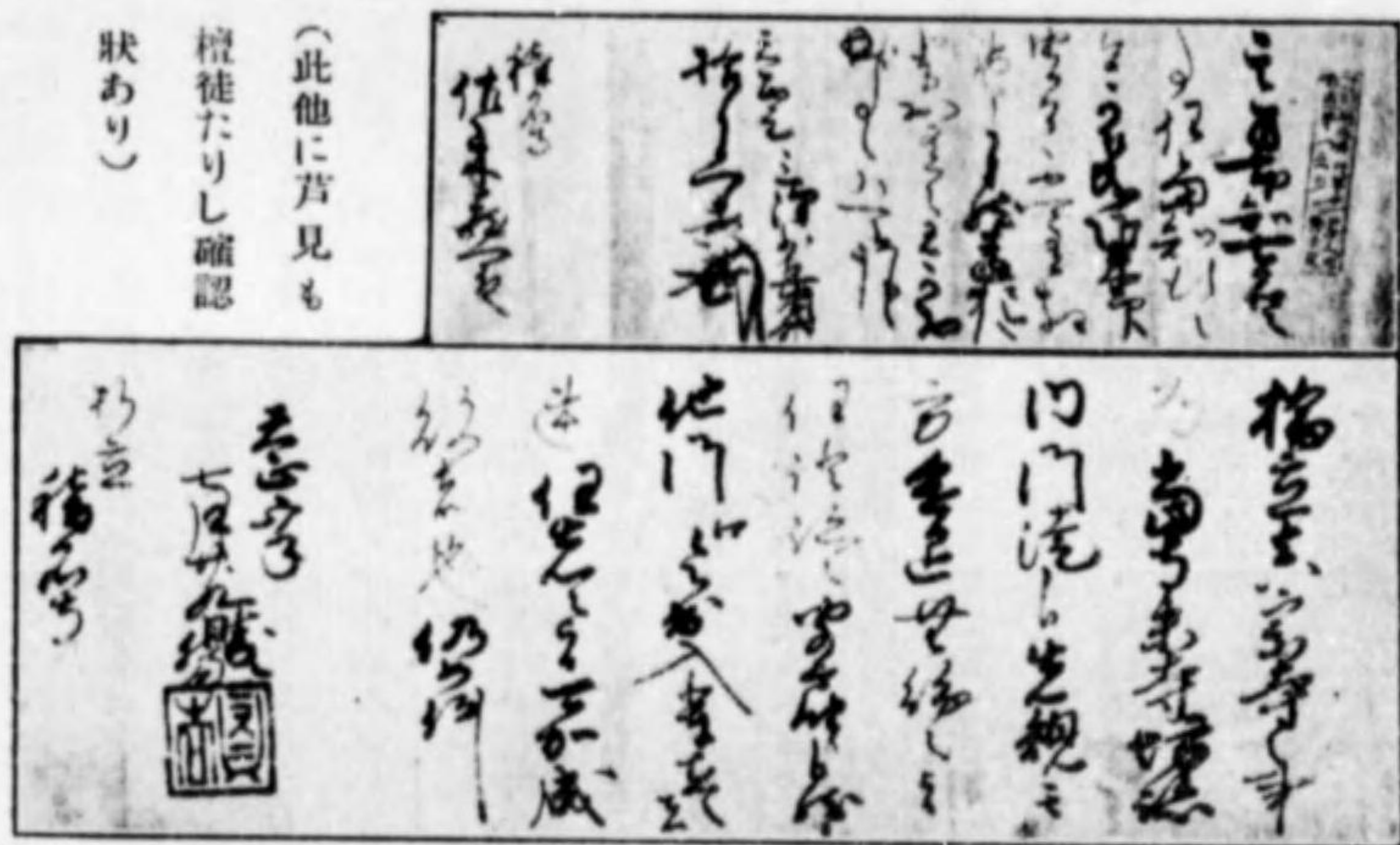
一、天正元年十月八日信長七石寄與の朱印狀

一、同三年九月日金繼長近禁制札

一、同七年五月十二日柴田勝定一揆注意の書狀(戰國時代の本願寺)天正七年五月加賀越前の亂徒連合して丸岡城に迫る云々

一、文祿四年八月二十七日秀吉花押七石如前に寄進狀

〔大日本地名辭書〕 折立稱名寺といふ眞宗高田派の一字あり(本書寺坊ヲ載スルハ本郡中僅カニ寶慶寺顯海寺ト當寺ノミ)



(此他に片見も檀徒たりし確認狀あり)

下編 町村誌 下味見村



〔越前拾遺録〕（國守代々之章）佐々木四郎高綱ヲ北陸道七ヶ國之管領ニ補セラレシカ猶モ不足トカヤ思ケン高野山ニ入籠リシカ後又當國ニ忍來リ折立村ニ閑居シ名ヲ光實ト改メ一字ヲ建稱名寺ト號シ此ニ居住セシトゾ

〔越前名蹟考〕 朝倉始末記云折立稱名寺と申は佐々木三郎盛綱の子三郎光綱四十七歳にて遁世し越前國東郷村に忍居て顯智の教化を領解し忽ち弟子となり光實と改名し大野山中折立と云ふ所に稱名寺を創すと云ふ

〔歸雁記〕 折立の稱名寺は佐々木高綱入道して名を光實といへり此寺を立て住持りしとなり

〔享保書上〕 折立村稱名寺は佐々木盛綱入道して光實と云り此寺を遣住したまふ今に其時の家來筋の者貳人有寺侍と成る

〔朝倉始末記〕 折立稱名寺ト申ハ佐々木四郎ガ子孫也彼四郎高綱ハ源賴朝公ノ御方トシテ豆州杉山ノ合戰又ハ宇治川ノ先陣等數度ノ功名ニ依テ北陸道ヲ給リケレ共不足ノ所存有ニヨリ只遁世ニ如カワトテ高野山ニ引籠リ柴ノ庵ニ栖ニケルトゾ其子左衛門尉重高半々ノ身ト成越前ニ在ケルガ其孫五郎時高ト云シ者顯智ノ教化ニ隨テ光實ト名テ改メ稱名寺ヲ立シトカヤ高綱ガ曾孫ニテ高ノ字代々通字ナレバ後ニハ高實ト假名ス

〔同書〕（黒目惠祐下間筑後ヲ獲シ勝家ノ賞詞ニ）扱々和僧ノ手柄無比類實ニヤ折立稱名寺ト同姓ニテ佐々木ノ四郎高綱ガ子孫タルノ由其故有ト覺ル也（其頃如何ニ名高カリケム其他累代寺男タリシ孫八惣八ノ祖先ガ乙谷坂ニテ一捺ノ羅便ヲ首扱キシ傳説採テ合考セバ思半ニ過ギム）

〔朝倉記開書〕 折立稱名寺ハ佐々木加治三郎開ケ也交三郎盛綱隱遁シ親鸞ノ法弟トナリ四念ト號ス坂東二十四輩ノ隨一也彼加治三郎光綱ハ四十七歳ニテ遁世シ越前ヘ來東郷ニ忍居テ顯智ノ教化ヲ受光實ト改大野郡折立村ニ一字建

寺傳に據れば、佐々木三郎盛綱（世に熟知せらるれば故に傳せず）難髪して、親鸞に従ひ、共に、關東、北國を經廻し、當國に來り、先づ、坂井郡木部に足を停め、次で、吉田郡岡保庄に卜居し、後、現今の地

に移れりと云ふ、爾來連綿現今に至れり。

稱名寺系圖 法善坊光實—淨元—照任—眞空—眞光 弟眞祐黒目稱名寺 順覺—祐元—眞乘—順明—顯立藏 人—惠明—順

圓—惠源—惠久—惠證—惠慶—惠性—惠俊—惠元—惠林—惠開—惠梁—淨證—淨輪—顯實

〔丹生郡誌〕 四ヶ浦村新保西德寺 眞宗大谷派にして盛綱山と號す正嘉元年一七の創建に係る佐々木三郎盛綱は越後に於て親鸞の弟子と爲り法名を法善坊光實と稱す後ち當國に來り禪士郷士森五郎左衛門尉重之の家に逗留して念佛弘通の道場と爲せしか正元元年一九七月二日に入寂せり故に其の境内に五輪の石塔今尙存す

〔吉田郡誌〕 岡保村稱名寺屋敷趾 是も四谷にあり方五間許今尙は斷礎を存す同寺の縁起に據れば仁治二年より寛元元年まで同寺の開基佐々木三郎盛綱入道光實の居住せし趾なるが如し

同寺の住職通過の際には檀徒にもあらぬに四谷の區民三名肩衣を掛て送迎するの慣ありしと傳ふ蓋し同寺の門末なりし時の遺習ならむ

本堂は、元祿二年當寺の中興惠性の再建に係り、又、山門全郡誌沿革の章參看は、明和四年に成り、結構壯麗、木郡に冠たり、其の扁額は、赤穂義士を優待せしを以て有名なる永天則地永平三十九世 大清撫國禪師の筆なり。

池田折立稱名寺様は寺に似ばぬ門立てた。 池田折立稱名寺様は山家寺には稀な寺（鯖江附 近章誌）

樓上の梵鐘は、元祿十四年、藏人惠俊の代に鑄造せしものにて、柴原の鑄物師渡邊理啓の鑄造せしものにて、縣内にては比較的古作に屬す。

此寺に傳はりし什寶も少からず、且、毎年元日に行はるゝ椀飯は、坐ろに鎌倉時代の昔を偲ば



しむる、世に稀有の古式なり詳しくは、雑に載す。

一、盛綱の守本尊黄金一寸八分、彌陀佛立像、長短刀、常用の朱塗椀、古量、親鸞上人白畫の像高田派中、眞惠の書狀及證狀、傳教大師筆涅、繁經、雪舟筆觀音像、古佛畫像傳惠二幅、造化窟元朝筆七高僧畫像及四幅繪傳。

願重寺

願重寺 眞宗 大谷派 大字西河原にあり、元應二年、折立稱名寺第五世の時、分れて正行寺足羽郡誌

をを立てしか、正徳三年、其十四世祐眞、事故ありて職を嗣子に譲り、大谷派に轉じ本寺を創む。  
看に曰く、祐應職を嗣子に譲るや、本村内折立、西河原、上味見村市布、小當見、中手、足羽郡上字坂村東天田、四天田の七  
大字中、祐應に歸依のもの、現今の地に一字を建て、當時の福井大谷派別院主連枝間に憑りて轉派し、別に、現今の寺號を  
受けたり、故に、今も其白畫の骨像其他を存す。

親鸞聖人筆貳幅 祖師聖人蓮生坊光實坊の骨像一幅

西生寺

西生寺 眞宗 高田派 其草創諸説一ならず、本尊は泰澄大師作なりとぞ、原、紫光軒と稱せし

は、維新前後の「人別帳」にて明かなり、又、古文書を襲藏す。

〔古文書〕

談合候我等明後令出陣御下知之通御人數孫村へ御通可有之候赤母衣之相圖彌令心得候能々可被仰合候委細者信時可申達候恐惶

三月五日

佐々木三郎盛綱 花押

謹上 遠山刑部殿

衆人々御中

〔寺傳〕 近江の人遠山刑部源右府剃髮して親鸞に從ひ當地に來り佐々木三郎入道光實と共に佛教を弘通し刑部谷古跡の在

したりしに應永の頃現今の地に移りしと堂宇は元祿二年に成りしを明治二十九年の水害に大破せしを修めたりと

〔寺院明細帳〕 延享四年六月本山より寺號を受け一字創立し明治七年一日廢止となり明治十二年再興の上寺號公稱出願に依  
り同年五月九日許可是は後に改

〔同下書〕 元和元年の創建なりと

〔舊記〕 西生軒先祖は文明年中の事歴々有也

誠諦寺 眞宗 高田派 原、樹心庵と稱せしは、人別帳にて明かなれど、草創不詳、

〔明細帳〕 寶曆十一年三月開基上人該本山より寺號を受け一字創立す明治七年一日廢止となり明治十二年再興の上寺號公稱

依願同年五月九日許可（改竄の跡著し）

〔同下書〕 元祿三年七月の創建なり

〔舊記〕 成徳庵若生院御代藏人惠俊元文元辰 樹心庵も此時 誠諦寺は成徳院御代惠元寶曆三年八月二十五日寂

名勝古蹟 布引瀑折立權現壁東河原、頂上 嫁おどし谷赤 等賞すべき景、又は、八景、十二景などの俗  
撰なきにあらざれども、今は省略に付し一勝に止めむ。

金倉淵

金倉淵 傳ふ、稱名寺の古鐘、此處に沈み、夕陽西山に傾くの晚景毎に、白浪鐘聲を響かし來  
ると、絶景風致、寢覺床に比すべく、加ふるに、春秋の交、一筏又一筏、奔流を下り來りて、

陸續不斷の奇觀は、益々木曾を聯想せしむ全部慈地、勢章參看

下編 町村誌 下味見村



平家堂

平家堂 毎年二月十九日を以て、平家堂の祭禮を行ふ、赤谷字西谷口なる平家壁と呼ぶ峭壁の中腹、巖巖下にある方二尺、高二尺餘の石籠を云ふ、堂内古墳を存す、高さ一尺九寸、其製近古のものにあらず、傳ふ水害の爲に改作せりと附近に巨樹あり、周圍丈餘、是れ埋葬地の標なりと傳ふ。

矢の清水

矢の清水 大字赤谷にあり、昔平族の住みたりしと云ふ前面、約三百間なる絶壁に岩あり、其中程より冷泉出づ、これを矢の清水と云ひ、傳ふ、平族等其岩を的として弓術を習ひ、同所に數矢樹ちたるを抜き去りしに、不思議にも、冷泉湧出し始めたるなりと、

正行寺趾

正行寺趾 大字折立にあり、稱名寺の南隣、田圃層々たるところは是なり、明治二十九年の水害

寺 號 の 事

花押 勝行寺  
延寶二寅年七月二十一日  
越前黒目稱名寺興力  
折立正林坊弟子 惠遊

前には、寺觀嚴立、西南二方は乙谷川遶り、北隣は代々の墓壘累々たる小丘ありて稱名寺と境し、東方、即ち前は、二丈餘の岩壁下に西生寺ありしを知るものは、滄桑の變に驚かざるを得ず。

正行寺は、稱名寺の分れしものにして、寛正の亂慧上人書狀に、北坊稱名寺と見ゆれば、創建其以前なりしは明かにて、慶長の(檢地帳)に、南坊、せう林坊と見ゆるこれなるべし、稱名寺とは原來不好、昆季の關係ある黒目に頼り反目せしにあらざるか、寺號公稱は延寶年中なり、かくて、元祿二年に、

寺屋敷

稱名寺の新堂成りて、益々好からず、元祿十三年、古鐘損じて新鑄せし頃より益確執し、遂に公訴となり、父は願重寺の基をか成し、子祐應は下戸口今立郡北中山村に客死し、一時廢頽せしを、祐應の孫惠祐、復黒目の懸所として再興し、明治維新後獨立せしに、不幸水害に罹り、寺基か西大田足羽郡上宇坂村に移すに至りしなり、

經塚と經坂

寺屋敷 大字折立の人家を去る一里、今立郡に近き深谿の奥、峯巒四圍の間に、垣々たる平地あり寺屋敷と云ふ、傳ふ、朝倉氏の頃一寺ありしが、天正一揆の騷亂に、近江に移り、今も此地より移植せし八つ橋の菖蒲は、彼の寺に榮え、折立に存する此菖蒲も此地より根分せしなりと、又傳ふ、稱名寺の開基光實の最初に建てし屋敷趾なりと、孰れか眞なるを知らず。

七人塚

經塚と逆竹 大字折立、今の岸上豊吉の宅地には、光實來村の時天台の一字ありて、先づ、此處に宿したりと傳ふ、されば、北隣岩越喜太都屋後の岩山を經塚と稱し經を埋めしと云ふ、此山に續く竹藪は、七十年許以前までは、墓場にて、古墳累々たりしが、其藪の西方、稱名寺に到る坂を經坂と云ふ、經を敷きしなりと又云ふ、今の岸上豊吉の宅地及附近は、光實稱名寺創建の地なるも、火災の爲に現今の地に移れりと、又傳ふ、其宅下の竹は、光實の逆立せし杖より芽の生ぜし逆竹なりと。

七人塚

七人塚 大字赤谷の人家より二十五六町離れたる赤谷坂の麓にある小さき塚を云ふ、傳ふ、此村に鍛冶屋家名現今平井半左衛門の土藏敷地は此屋敷跡なりとぞと云ふ豪家あり、其頃、部子山に惡神あり、三年毎に入身御供



を徴せしに、或年、此豪の愛娘其選に當たれり、家人驚き、私に丁稚を欺き、駕籠に入れ、部子山に送る、丁稚其實を知り、憤怨遠く逃る、壯なるに及び、七人の剛の者を伴ひ、復仇に來り、折節家人折立稱名寺報恩講に參詣し、唯翁媪の留守せるのみなるを殺して去れり、家人歸りて驚き且歎き、追縱主謀を逸せしも、其黨七人を戮し埋めしなりと、後、行人往々此塚に曉鷄鳴を聞く、之れ鏢に刻める金鷄の埋められしに因れりとて、近時發掘せし者ありしも、得る所なかりしとぞ、

塚倉

塚倉 大字横越の畷の中央にありて、少く小高き處にあり、表面は土なれども、中は凡て塔の如き碑の如き碑石の堆積せるものにして、郷人往古より塚倉と呼ぶ、或年、田區を改正せんとて、此地を發き、其堆積せる石を足羽川に投ぜしに、其後川底に聲ありて、「塚倉に歸りたい」と悲鳴するを聞き、大に驚きて悉く拾ひ、再び元へ復せしと云ふ、此地今は小田中保の所有たり、誰ありて其塚上へ上るものなし、昔時の墓にはあらざるか。

まと場

まと場 大字横越畷に「まと場」なる所ありて、高三尺餘、幅一尺許の石立てり、昔時弓矢の指南せし處なりと傳ふ、此石今尙屹然として立つ、里人立岩まとはと云ふ。

刑部谷

刑部谷 大字折立を距る一里、寺屋敷附近にある、少許の平地を云ふ傳ふ、西生寺の遠祖遠山

刑部此に棲みしなりと。

金見屋敷

金見屋敷 大字西河原にあり、寛永時代には、字稻平に鑛山ありて 地頭より金山引として高引したる所なり、高引の古文書は同處にありとぞ。

藥師堂

藥師堂 大字折立字丸山の原名を藥師堂と稱し、今も村有の地に、一小石龕を存す、其下足羽川沿岸を鎌中足羽赤谷二川のと稱す、即ち樺神社の神鏡に彫める釜中藥師なるべし、往時一大堂存せしは、近年附近開墾の際、礎石鐵片白土器其他のものを多く發掘せしに徴して明かなり。

觀音堂

觀音堂 大字横越にあり、享保二丁西十月、當村小田中平右衛門人と計りて建てし物なるが、本郡醫王寺村圓明院圓明院は、宮崎氏。明治維新までは、小山莊十數ヶ村の山伏なりの物せる繪符あり。しかば、（現今は専ら舞臺のみをなす）村又尙山伏又は堂と呼ぶ。

人物  
早川彌五左衛門

人物 早川彌五左衛門 近世史を讀み、慊して慨せざらんと欲するも、而かも得ざるは、樺太拋棄の一條に屬す、願ふに、露國の南下は、早く寛永年間に始まり、幕末に至りて刻々急を贏らすも、泰平の惰民未だ覺めず、單に一時を糊塗せんとするの時、斷然策を建て、中部樺太に屯田通商し、百事偷安の間に北邊を守り、後年交換恢復の地を成せし、偉人寛齋早川武英の如きは、天下に誇り、世界に傳ふるに足れり、然るに、官省みず、人語らず、天道是乎非乎、浩歎久之、奮然敢て其の傳を作り、豈不文を願ふの違あらんや。」



彌五左衛門、名は武英、字は文雄、幼名は三之允、傳家の稱彌五左衛門を襲ぎしは蓋し三十左右なり、寛齋と號し、老して釣叟と改む、土井侯就封以來の世臣なり。考諱泰藏、妣諱律子満田氏、藩の中士たり、文政二年丁卯、大野龜山城南新堀の邸に生る、甫めて六歳、夙く父を喪ひ、



早川彌五左衛門小照

俸僅かに三口、而して、同胞五人皆幼孩のみ、長姉は九歳、長妹は四歳、赤貧言辭に絶す、満田氏賢にして貞、毎夜寝ること二刻、能く鞠育し、よく教導し、以て、他日雄飛の素を成せり。武英初め大野藩改革の最初の翼賛者石川官翁の従弟堀他山(姫路藩の儒者となれり)に學ぶ、十四、御廣間勤めを命ぜられ、超へて二年、御小姓組に轉じ、俸米二十苞を給せらる、姉姊次で稼す、長妹偉志子の夫は近世傑出の名士内山良隆其人にして、實に唯一の師友無二の知己たりしなり、天保末年、面谷奉行に進み、次で、代官に轉じ、弘化二年には西川改修を管し、嘉永四年八月、良隆の後を承けて、丹生郡

西潟五千石の令となり、兼ねて海防の事を管理す。

歸歟長缺見無人、怒髮衝冠睨海津、今年自然誤大事、皇州空作馬蹄塵。

安政二年、幕府蝦夷開拓の令を下すや、見機如神良隆等と相議し、允可を得、翌夏、後志の地を探検し、直に開拓を稟す、幕府直營の意ありて聽さず、同志失望累を良隆に及ばさんとす、武英謂らく、此危機を轉するは、樺太開拓の一事あるのみと、決然藩主に建策し、安政四年の春、同僚中村岱佐と函館に航し、更に堀鎮臺に請ひて、下僚兩三と遠く露境北緯五十五度を越え、幌子谷に到り、地を相し情を究めて歸り、直に開拓を幕府に稟請す、時に年三十九、間宮倫宗の東轅行を去ること四十九年、鈴木、松浦の記は東岸に止まり、僅に巡視者の職務的、寧ろ傳聞的報告の兩三を存するのみにて、全く邦人未知の域を辿り、強露南下の危地を探ぐる、當時の心事如何なりけん。

風行露臥妄幽尋、青草作茵苔作衾、石枕歌看天度數、葉舟棹測水深淺、

夕登山澤朝汎海、右閣圖書左案針、跋涉悠悠經月所、裹糧空費切傷心。

翌年三月、官嘉して之を允せり、武英踴躍直に渡樺し、鞆城現今名好支廳區内に元會所を設け、試に十數の士農をして越年せしむることゝなして歸府す、歸府すれば、良隆苦心慘憺の餘に漸く成りし、



洋形二桅の帆船大野丸正に成れり、品川灣頭。良隆、俊章吉田氏と、新船を望みて、三人昇坐既望の月を賞し、痛飲快話せしは、永く良隆をして追懐の情に禁へざらしめぬ、武英亦然りしや必せり、其新船の廻航は、亦も武英の双肩に懸り來りぬ、此行俊章と共に事に當りしも、俊章は浦賀にて虎疫に罹り、遠州灘を過ぐる時の如き痛苦を極む、故に、船舶の操縦一に武英の手腕に須つ、武英内には病友を慰め、外に怒濤を凌ぎ、新造試乗無經驗の洋船を行る、其苦辛焦慮傍人の想像以上なりしや必せり、九月無事敦賀港に達し、日本海上始めて實用的洋船を泛ぶ、覽者相踵ぐ、長藩木戸孝允の如き其一人なりしと云ふ、其の得意想ふべし。安政六年三月、武英、良隆と移住者を率ひて大野丸に搭し、函館に航し、更に、服部、福永、馬場、伊藤等の藩士十人、農工二十人下味見村折立松井多助島井由松其内にありを率ひ、窮北に駐屯することゝなれり、極目荒茫、熊熊に會ふて叱するも逃れざる無人の境を拓きて耕漁し、時には露人と樽俎折衝す、事端は頻々として起るに、救援人なく、剩へ幕府多事、一時資金を請ふも遷延決せず、要は焦眉に迫り事辨せず、遂に、萬延元年六月、場所引拂を幕府に稟請するに至れり。

無衣無酒食無魚、爐底纒凌寒氣居、只此辛勤人不識、獨彈長鈇賦歸歎。

幕府も、「此方退候得ば夫丈之地所遂に彼方と相成此方より進候へば此方地所」なればとて、専ら

開墾に盡すべきを懇示し、現今の名好支廳全區の地を領地に準じて、處管すべきを命ぜしかば、發憤在住すること既に五年に涉れり。此一帶の地は、殆んど載籍を缺き、僅に武英の什兩三を存するのみ、

毛人有禮送迎時、三捧兩掌三撫髭、酋長先吾伴巢窟、濁醪釀出半虧卮。

耳環裝玉且輪喉、女着魚皮男犬裘、不浴不梳俱散髮、小舟相伴遡川流。

途會罷熊叱不逃、叢中回顧步遲々、忽看夷奴彎弓矢、逸足飛躋山一涯。

今年九月立冬前、可怕寒風劔似穿、請見水丁何所作、堅氷鑿穴汲澗泉。

火酒滿樽稍凍凝、夜來寒實五難勝、南人誰信釜中水、更背爐邊半面氷。

觀海今朝海不見、漫々氷雪塞前灘、寒風可怕蝦夷北、萬頃大洋成玉盤。

天晴寒猛似穿肌、堪笑今朝見一奇、烟管凍唇振不落、周章取卷口爲疵。

一葦凌激浪、遙遊北海濱、鷗群波多色、風起水生皴、

魚密行舟濫、鯨多轉捩頻、黃昏泊川口、烟諸訪漁人。

其頃より、露人來りて去らず、雜然居住す、事端漸く繁からんとして、幕議益退嬰し、露人彌暴慢なり。文久三年春、一島夷事を以て露人に逃かれ寄る、幕吏之を捕ふ、露人之を詐奪し、且我



事を好まざるを奇貨として、他の島夷を掠めんとす、武英奮然獨斷死を賭して争ひ、嶋夷を庇護し、遂に彼をして意を逞ふせしめず、幕府島夷を賞し、藩主傳武英の偉功を特記せり、武英當年の苦衷は其應接筆記（神太經營）にも著るしく、一字一涙、覺えず卷を掩はしむるものあり、然るに、世傳へず、人語らず、空しく北天を望めば、白雲搖曳するあるのみ。世は急轉せり、時は激變せり。英主利忠退隱し、名士良隆逝く、八十石の賞俸、邸宅の新給、蝦夷總督の代辨監察の昇任等も權花の榮に過ぎずして、波山浪士の來國、竹田某の羅致より、藩論少しく趣を變ぜんとす、武英快々樂まず、

長征謾勿苦身心、心事不成同古今、五載辛勤都水泡、空投費用數千金。

翌慶應元年七月、少過に因りて重譴を受くる身となり、尋て藩奨助教、小學校教員等、勃々たる雄心を育英に遺ることゝなりぬ、廢藩の際釣叟と改名し、明治十二年、木村折立に移住以來は、釣竿を伴とし、優悠自適、明治十六年十一月十六日逝く享年六十五、小學校に近く、丸山の北麓、寛一院釋等齋と刻せる小碑は此瑩域なり。

孤月子、其隱棲地に生れ、少しく其老境を見るも、唯一好老爺たるを知つて、當年の偉業稀有の俊傑たるを知らざりき、蓋し、隱忍韜晦、力めて雄心と霸氣とを藏められしものか、強て、其

嚮を求めば、夫れ或は雪江中江翁近からんか、今や嘗て苦辛經營の地に旭旗翻るの聖世に會し、斯人を懐ふこと切なると共に、天恩未だ此偉人の枯骨に及ばざるを憾むこと切なり。

孝子早川夏子 父は敏、母は内山氏、明治八年六月三十日、大野町に生れ、長じて木村折立に住めり、資性孝友、己に克つ、未だ曾て人と争はず、明治二十七年五月三十一日、孝女年二十、不幸雇人過て火を石油罐中に失し、瞬間全屋を燬く、偶々托せられし愛甥尙屋中にあり、父敏、時に他出、變を聞きて奔り歸り、之を救はんとし能はず、大火傷を受け、全身糜爛せしも、辛くして命を全ふするを得、直に福井病院に入る、院長河野醫學士一見療養の效なきを宣す、夏子痛歎惜かず、寢食を忘れて父の壽を祈る、天亦其純孝を諒してか、傷差忘り、植皮の要を生ず、母内山氏自から肉を割かんとす、夏子切に請ふて、左臂を劈き以て父の療用に充つ、見聞するもの感泣せざるなし、而かも、父の傷頗る大且重く、尙皮肉を要す、夏子進んで亦右臂を割かんとせし利那、叔父全徳岩藏（當時南清に醫開業）來り省て夏子を退け、自ら割きぬ、父敏、爲に一眼を失ひ、一手を損ひしのみにて、今尙健在せり、蓋し、夏子の至誠天地を動かしたればなるべし、爾來、日夕奉事尋て家を嗣ぎ、三男を挙げしに、惜哉、明治四十年十二月二十三日、三十三歳にし逝けり、昔は、介子椎其主の爲に股を割く、事幾千年前に屬するも、史に載せ、人傳稱す、



されど、之は戦國時代の鬚眉男子なり、今や、巾幗深窓の婦女にして、此熱烈なる至誠を爲す、武英、良隆の二名士を内外祖とし、俊傑の遺傳ありとは云へ、曷ぞ其芳烈を後世に流傳せざるを得んや。

従軍

明治二十七八年戦役 出征者八名 受勳者 二名

明治三十七八年戦役 出征者二十五名内戦死者六名

法名 釋 是 教 陸軍歩兵特務曹長勳六等功六級 小森 清次郎

本村の南端、白山社に近き小森家の庭前、行路に而して一碑建てり、

忠 魂 碑 (甘藷梅園撰、高島孤月庵篆額、實兄清助書)

小森清次郎君者味見折立之人也體幹不大稟性直良好學重義明治三十一年入教導團忽任軍曹附于第三十六聯隊後赴臺灣鎮匪徒於斗六三十七年滿州之役到于清國盛京省柳樹屯進攻于旅順背而任曹長累進特務北進衝于奉天府傷乎造家屯而終死年二十八實明治三十八年三月十六日也乃賜金鷄勳章功六級并單光旭日章勳六等

清次郎は、同姓清兵衛の二男なり、早く軍人たらんことを望み、刻苦獨學、遂に其所期を達



小森清次郎小照

し、出で、此家を嗣ぐ、日露の戦役起り、出征命令第九師團に下るや、一軍曹を以て渡清し、旅順を攻圍し勳功あり、累進特務曹長に任じ、而かも一微傷を負はず、奉天の大會戦に参加し、前頭部に擦過傷を受くるも勇戦奮闘邁進す、三月十日、早曉出發に際し、忽ち衄血迸出し、下面部皆赤し、傍人之を異み、之を戒むるも、嫣然微笑するのみ、此日左膝下に貫通銃創を受く、蓋し脈管部なりしなり、人以て輕傷とす、而るに遂に起たず、嗚呼亦命なる哉。

法名 釋 忠 教 博 道 陸軍歩兵一等卒勳八等 鳥井 平太郎

明治三十七年八月十九日旅順龍眼北方角面堡にて戦死

法名 釋 隨 順 西 誓 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 織田 初藏

明治三十七年九月十九日旅順龍眼北方角面堡にて戦死

下編 町村誌 下味見村



法名 釋 忠 明 勇 哲 陸軍工兵一等卒勳八等功七級 笹 井 音 松

明治三十七年十月十九日旅順二龍山にて戦死

法名 釋 忠 達 勇 義 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 神 戸 兼 次 郎

明治三十八年二月二十四日三家子附近にて戦死

法名 釋 忠 正 勇 節 陸軍歩兵伍長勳八等 南 部 小 八 郎

明治三十八年三月二日奉天省彰驛店にて戦死

生存殊勳者

内田少尉

陸軍歩兵少尉正八位勳六等功六級 内 田 太

本村東河原の人、明治十八年を以て教導團を卒へ、第七聯隊に赴任し、歸りて中等教育に従ふ、日清戦役には、中川大隊に屬して、朝鮮元山津を守備し、曹長に任じ、勳七等を賜りしが、三十七八年戦役起るや、早く國交斷絶の日を以て應召、後備歩兵第十六聯隊五中隊に編入せられ、六月征途に上り、七月特務曹長に進み、旅順攻圍軍に屬して、甲山、江西等に轉戦し、惡戦中の惡戦、苦闘中の苦闘、悲惨壯烈中の悲惨壯烈を以て聞へ、乃木司令官の「鐵血埋山々形改」の咏を以て、世に喧傳せらる、二〇三高地に於て、二回十三日間、勇奮支持し功あり、奉天大會戦に

雜

八幡社の  
宵宮神事

は、田義屯に負傷せしが、五月少尉に任じ、凱旋後其殊勳を録せられ、現に新潟中學校に在職す。

陸軍歩兵軍曹勳六等功七級 北 莊 奎 太 郎

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 小 嵐 重(今亡矣)

雜 寺院の多きに拘はらず、敬神の遺俗多し、蓋し、神佛調和宜しきを得しに起因することは、稱名寺の住僧、毎一月三日に特に社參するに徴すべし、左に少しく之を記さむ。

八幡社の宵宮神事―矛廻し 祭禮は、從來、陰曆八月十五日方今九なるが、前日の夜には矛廻し月十六日なるが、前日の夜には矛廻し神事をなす、この日、祝部は、猿田彦命の面、及、御幣、矛等を持たせ、上味見村市布の祭禮に參會し、歸りて宮に籠る、さて、夜に入れば、區及び、近郷の若者は、各一竿を持し、區長の宅前に集り、全區の戸主は整列す、此際若者は「ほこだせ〜」と大呼すること數番、區長は禮服を着し、鳥居、八輪法、新月、太陽等の徽章を染め抜きし、垂れ長さ一尺許の絹垣に似たる紺木綿を、古傘に被ふせ翳して、回はしつゝ歩み出づれば、神官、及、全區戸主之に伴ひ、例の竿を持ちしものは前驅をなす、而して、若者は、例の竿にて、「遠いぞ〜」と呼びつゝ、時に竿を打ち合はせ、喧々囂々、徐々前進す、さて、神輿殿に達すれば、殿の外圍を、例の竿にて打ち回ること三回、戸主、神官は、其間に拜殿に入る、區長は、神輿殿本社を回ること各







き祝部を定むと云ふ、

六日午越の夜、亦、堂籠をなし、七日の朝、祝部は、七種粥を作り、参籠者に供ず、其朝、食前神籤を抽き、左義長の中心に神木を請ひて受くるなりとぞ。

桑 一、祭の宵宮の朝 二、神送り 三、神迎 の三度、桑を神前に供ふ、其供ふるや、桑の中部を桑の箸にて圓く刻り取りて、先づ、中神(ナカガミ)(心?)様に、次に外輪の一部を、兩側の住吉、八幡二神に、更に、殘餘を、狛犬、及び、扉に彫みある鳥に頒つと云ふ。

又、稻粃煎粉を、各戸椿葉に載せて供ふ推の葉の遺俗か

宮詣りの時は、扉外に拜し、團子を供へ、其小部分を、稚兒の鼻端に載せて卜する由。按に、い

の遺俗にあらざるか、(歳時記)民間九日以片鶴塔小兒頭乳母祝言百事皆高ト

天満神社の神事及平家歌 祭禮は九月九日、除其の前日午後一時頃、社掌、及び、全區戸主の不吉天満神社の神事及平家歌 祭禮は九月九日、除其の前日午後一時頃、社掌、及び、全區戸主の不吉るものは神の御供とて、各戸を廻る、神は、各戸に入れて神體として猿田彦命の清浄なる床に安置し、の面と獅子が廻はる神酒を供へ、家族は、全部拍手禮拜し了りて、供奉一同へ、酒二献と、吸物一椀を供ず、その廻りおさめは笹井善衛門たり、この家にては、酒二献を了り、納めをなし、其後、同家主は「おつもり」をなす、其時に、一同平家歌別記と、千秋樂を謡ふ、而して膳部を徹するは若者にし

天満社同  
及平家歌

て、戦争に擬する衣裳を着けて行ふ、夫より、空砲を劇しく放ち、擬戦を例とせしも、現今は、大によりて、妄に火薬を得現今は、盛に、松明を焚き、太鼓を鳴して、獅子も加はり、喧々囂々組打等ざる故、空砲を廢せりをなし深更に至りて了る。

神様廻りに謡ふ、平家歌は左の如し、

こんの御門に白ふ(斑)のたかが御知行増されと巢をかけた

白鷺が門のとびらにすをかけて闇の夜なれど月と輝やく

元旦には、全區の戸主、羽織袴にて、午前一時に氏神に参詣す、神社に着し禮拜了る迄は、如何なる時と雖も、一語も出さず、拜し了りて、席を改めて、一同平家歌を謡ふ。古來は、元服の祝にも謡ひしが、今は、元服と共に廢し年二回となれり、其節は高砂の謡に同じ。

稱名寺の椀飯全國に著しきもの、毎年元旦午前中に行はる、遺式なり。

前年、陰曆十月下旬に、椀飯米とて、一斤より「むさ」武藏樹か現に寺にあり八合づゝ集む、舊元旦

寺男は、極清浄に吟味し更に女を煩さず飯を蒸す昔は半俵、五六十年前より一斗位、大字内の戸主は、早曉寺に至りて

祝酒を了り、更に、氏神に詣て 神酒を戴き、次に、椀飯に列せんとて寺の臺所に會し、老幼

男女之を見んとて群集す、先づ、臺所の中央より稍偏りたる所へ、大盤三尺にを据へ、其上に

稱名寺の  
椀飯



新葺産を敷き、其兩端を割木にて押へ、新杓子二木を置き、傍に飯櫃を備へ、盤邊に大團扇二枚を添ふ、準備成れば式始まらんとす、會者片唾を呑み、靜なること水を打ちたるが如し、忽ち見る、中年の丈夫、襟を十字に掛け、盤側飯櫃に傍ふて踞し、杓子を取り上げ、飯を交ぜる真似をなしながら、早々飯をくと呼べば、袴着けし寺男は、數握許の熱飯を盤上に持ち來り、襟懸の丈夫は杓子にて交ぜ、是を扇ぎ冷さんとする利那、壯男二人飛び出し來り、例の大團扇を押取り、甚右々々頭楨徒に甚右衛門なるもの、傳七屋敷に居り、この飯冷をなせしより、斯く呼ぶなりと云ふ、と呼びつゝ、これを扇ぎ冷さんこれを飯をすれば、他の者は、其團扇を奪ひて、これを扇がんとし、押す、引く、倒れる、起きる、扇ぐ、相撲ひ、雪を投げ込む、冷水を注ぐ、組打は全臺所に及び、白雪紛々、果ては戶外にまで組み行き、雪中にて、暗闘黙争、山門附近に至ることあり、斯くて、最も長く扇ぎ得しを名譽とし、之を稱讃し、老幼婦女は之を環視し、之を批評し、笑聲一山に溢る、飯既に冷ゆるに至れば、組打相撲も一段落を告げ、飯は山形に固めて櫃内に納む、斯くの如くして、六團飯を作り、團扇は其最後の一團は、盆に盛り、最强者高く頭上に捧げて開基佐々木三郎の木像に献ぜんと持ち行く、他の者は之を奪はんとし、捧持者は奪はれじと勉め、此にて又相撲ひ、一小飯塊なりとも是を得んと争ふ、飯粒飛び盡し、盆破るに至りて止む、其少量にて

も開基に入れ得ると、否とにより其年の其豊凶を下す、古老常に言ふ、佐々木様さて、櫃中の飯團は其の二ヶつゝを、方八寸高一尺許の一大物相蒸米約二升となし、是を徑七八寸許の大椀二個に盛るなり。物相二個を作り住職夫妻に据へる

此物相の盛否は、寺の吉凶を下すべく、北角缺くれば北方に難ありと憂ふる類なりしが、先々代徳眼院盤居を命ぜられし時の如きは、如何にしても頼れて成らざりしと傳ふ。

寺に、三間ミヤ續きの座敷あり、椀飯座敷といふ、床に雌雄奉書紙の蝶を結びし長柄銚子と、雌雄を結びし無蓋銚子と、白木の三寶に戴せし酒器とを飾り、正面には住職夫妻据り、座定れば、寺男二人一様の社斗目ノ如ク一種を着け、土器を住職前に持出し、各一人は長柄銚子を執りて酌に立つ、住職酒を舉ぐればこれを注ぎ、他の一人は無蓋の長柄にあ銚子らざるを持って後に隨ひ之を物真似す能狂言の如し、廻れば廻り、立てば立ち、坐れば坐り、注げば注ぐ真似をなす、其態度滑稽を極め、人をして笑聲を禁じ得ざらしむ、住職夫妻三献を傾け終れば、簾を首席門徒に渡す、門徒傾けて住職に返せば、又、傾けて次席門徒に、斯くして全門徒に及び、一巡し了れば、更に、寺の手酒を滿飲し、高砂等を歌ひ、蒸飯一椀、及、通常の飯を飽喫し、終日歡を盡して、其式を終る、此間、園郷の者、縁側板敷に溢れて傍觀し、列席の門徒と共に、



住職夫妻を罵詈し、酌人を嘲笑し、大聲洪笑、怒號叫喚、狂態百出して、更に憚るところなし。

おつけの椀飯は、遠慮せず、隠さず構ひなしの詠に常用、おつけは、公然の意に使用され、おつけこつけは、相互無構の方言なり。

昔日は、翌日、門徒家内の年禮あり、坊守も、家内も、皆、襦を着け、御蓋頂戴の式ありしも、維新後廢たれ、元且椀飯も、其形を存するのみ、此式に就て、文化の頃の一文書、西生寺（稱名寺）の塔頭に存す。蓋し、附近の門徒、連日、寺主を椀飯饗せし鎌倉の時代の習俗漸次廢れて形ばかり遺れるなるは明かなり。

むかしは此寺の格式として正月五日の問椀飯相勤候朝日當折立二日當横越三日當河原四日當白樂五日當赤谷五ヶ村道場同行の人當番の日寺へ参り椀飯を拵候而其村々椀飯の禮儀相勤候處其禮儀三ヶ日にたり又其後朝日ばかりに相成候椀飯相濟申候而道場と同行壹人相殘し塔頭親子に夕飯の賄有之候後若生院様（元文元年辰九月）時代次男坊主分不殘夕飯に可罷出旨申付其代りに著八十人前持參可致様御申付候其以來八拾人前出ず事に候今に至る迄椀飯米と申して五ヶ村より持參右塔頭夕飯の賄米に御座候六日晚は本坊の賄に候今も杉箸は四生寺より八十人前調詣寺より三十人前大晦日に持參し寺内の僧俗男は松の内七日間は夕飯か寺にて喫する由なれど道場同行寺に行きたり残りたる儀は廢れぬ

（参考）〔源氏物語〕 宿木の寮中の君産養の段云「大將殿より屯倉五十目甚手の錢わうばんなどばよのつれの様にて云々」〔左經記〕一云 寛仁元年十一月二十一日候内左京大夫新中納言被出殿上椀飯（左大將被調云々）

〔後三年合戦物語〕に永保三年の秋源義家朝臣陸奥守になりて下りけるに眞徳新司か饗應せんことを營む三日厨といふ事あり

（同考）

り日毎に上馬五十疋を引ける其外金羽あざらし布のたぐひ數知らずもて參れり云々

〔吾妻鏡〕 二云（同五年正月）一日卯社武衛參龜岡若宮云々還御之後千葉介常胤賦飯（相具三尺鯉魚又上林下若不知其負其品の名見ゆる始の例）

〔同〕六云（文治二年正月）三日去年銀二品給之後未及御直衣始沙汰依豫州事世上雖未靜謐且爲令衆庶安堵之思今日被刷其儀則詣龜岡八幡宮給云々御奉幣事終還御之後有椀飯（自爲さし例）

〔同〕八云（同四年正月）六日上總介義兼賦飯（相副馬五疋二品出御南面總州自持參銀作銀御酒宴最中有御的始云々）（副馬の始の例）

〔同〕九云（同五年正月）三日椀飯（例の如き字見ゆる始の例）

〔同〕十六云（正治二年正月）二日北條二日千葉三日三浦四日大江五日八田六日平賀七日小山八日結城十三日土肥十五日佐々木定綱（如此年連日なるは前後に例なし）

〔同〕二十一云（建保元年十二月二十一日）明春正月椀飯事殊可令結構之旨被仰付雜掌等近年度々雖有齋品之誓猶無刷之分仍別及此沙汰行光奉行（奉行を前職に定められし始の例）

〔東鑑不審問答附録云〕 椀の字誤也塊の地を用ふべし塊玉篇云烏管切

〔字彙〕 云飯器椀玉篇云後官胡管切説文以黍和灰而饗

〔和訓栞〕 云椀は椀の誤なりといへど通用せる譯ありしにや式に水椀あり

〔貞丈雜記云〕 椀飯と書いてわうばんとよむなり又塊飯とも書也椀飯の飯は盤の字にて椀盤と書く誤なるべけれど昔より用ひ來れる事なれば改めがたし

〔庭調往來〕 三月七日入部云 厨椀飯無相違者云々

下編 町村誌 下味見村



〔同書〕 具註抄云所領主入部の時政所に在る諸國官人等招待して饗應ふこと濟みたらば云々  
 〔貞丈雜記〕 一祝儀之部 京都將軍家にて等持院殿の御代より行はれて専ら鹿苑院殿の御時あり規式猶以て定められける  
 とぞ毎年正月元日は管領二日は土岐三日は佐々木五日は京極六角隔年七日は赤松十五日は山名出仕して此役か勤む此御祝  
 儀は慶殿にて〔條々開書〕に〔條々開書〕に參らする式三獻參りて三つ目の御饗其日〔條々開書〕に〔條々開書〕に獻せらるゝ人頂戴せらる御盃頂戴の御禮と  
 して式の進物を獻ぜらる御酌は殿上人勤めらる御手長に參る役人裏打の直衣を着して勤之此時の御座敷の墨の敷様はまは  
 り數也應仁大亂以後は〔條々開書〕の式視絶えたる故御規式等知りたる人少しと云々  
〔昔々物語〕 五六十の昔〔條々開書〕天和は〔條々開書〕大身小身兼は不及申下々輕き者一人も召仕ふ程のものは町人迄も正月は〔條々開書〕飯振舞と  
 て親類縁者子供不殘呼よせ夫々分限に應じて結構にして目度壽を誦ひ酒盛して遊ぶ

おかんだ

其考説

赤谷のおかんだご 元旦の朝、戸主一人は、是非共團子食して、餅を祝はず、是をおかんだ  
 ごと云ふ、傳へ言ふ、天皇は、元旦餅を用ゐたまはず、白米の團子を用ゐられしに因ると、〔臣下  
 平日の勞を賞して特に  
 餅を用ゐしめらるる〕  
 孤月按に、是れ御坎團子にて、安徳天皇が戴餅の式、齒固の祝をも、兵馬騒擾の際故、坎日なりとて廢し玉ひ、團子、或は  
 羹——糰團子——にて、形ばかり行ひたまひしを、平族見奉るに忍びず、自から坎團子を喫して、暗涙に咽びし紀念の遺  
 風なるべし。

願ふに、治承四年二月十九日、安徳天皇即位し賜ふや、其五月、賴政は兵を起し、尋て、賴朝、義仲は兵を擧げ、南都の燒  
 打、御父高倉帝の御廟となり、翌治承五年には、朝拜もなく、節會も行はれしかども、藤氏の公卿は、一人も參朝せず、正  
 月十四日には、高倉帝崩じ玉ひ、其間二月四日には、清盛入道薨じ、一七日の法會終るや、否や、十五日には、維盛、重衡

兄弟東國に發行し、三月一日には、養和と改元し、爾來、干戈止むなく、遂に、西海の波上に漂ふに至りぬ。

天皇御幼沖、無邪氣に御座したるならんも、御出生の御時に、御運如何にめでたからんと祝賀せしは夢の間に、東轉西移、  
 御座暖まらず、種々の御式も廢めさせ給ふ御不運を見奉る平族、如何て優に雜煮餅を祝ふに忍びんや、調べて之に及び、記  
 して往時を想へば、誰か落涙せざるものあらんや。

かんの日〔紫式部日記〕正月一日六年〔寛弘〕かんだ日なりければ若宮〔後一條〕の御いたたき餅のこととまりぬ〔同講義〕かんだは坎なり坎  
 日は〔花鳥余情〕に坎日不可出行云々凡諸事憐の日なりと見ゆ云々〔傍註〕坎日とは自節中計之正月辰日也と見えたりとあり坎  
 日には御祝事を止めらるゝ例と見えたり

いたゞき餅〔桃花葉集〕小兒戴餅事承元正一有……於殿東面妻戸有此事云々女房一人抱兒一人持餅蓋一人持劍先取餅  
 令戴祝詞官位タカカ禮命幸カカカ禮以餅三度當項了云々次不改裝東見齒固如恒とあり〔古事談〕祝言才學者祖〔頂餅〕は宮中にも  
 行はれ男女共此式あり〔榮華物語〕布引中宮にはなと、宮をんな宮御いたゞきもちひのほどなどいひじうめてたし〔紫式部日  
 記〕ことし〔寛弘七年〕まで宮たち〔後一條〕帝の御いたゞきもちひに云々

頂餅は五歳まで行ふ〔紫式部日記講義〕一昨年〔和訓栞〕正月戴餅及五歳まで沙汰し來る也と見ゆ〔百科大辭典〕中世以後行はれ  
 ありて當歳にあらざる様なるが、〔東山左府記〕所引〔和訓栞〕正月戴餅及五歳まで沙汰し來る也と見ゆ〔百科大辭典〕中世以後行はれ  
 一種の儀式小兒五歳まで毎年正月申吉日を選んで鏡餅を戴かしめ云々往時婦女の正月に鏡餅を戴きて〔天地を袋に縫ひて幸を  
 入れてもたればおもふことなし〕と三遍嘉言の歌を誦みて福を祈りしはこの遺風なるべし〔注意戴袋と〕桃花葉集三ヶ日料  
 一度可候歟又三ヶ日料桶大根等入折積獻之とあれば三ヶ日間此式あり〔和漢三才圖繪〕用糯粉一升玉砂糖一升用水六斤煎去埃  
 棟糯粉云々とあれば羹に糯團子ありしなり其一事以て此地隱匿の地たるを徴するに足れり。

俗婚姻の異

婚姻 他と異なる點なきにあらず。

下編 町村誌 下味見村



新婦は、嫁入當日粧籠と同行するにあり、此際、道具を擔ひしものは、大聲歌ひ且行く、五歩に一休十歩に一息して練り行く、新婦亦これと共に練り行く、

婿酒とて、妻を迎へたる人、妻の家へ始めて来りし時は、其區の若者一戸に二人以上あを、妻の家招き款待する式あり、古來、此日、新郎は、入口土庭に「さんだわら」を敷きて座し、來客を迎ふる例なりしが、今は、只入口に座して迎ふ、此家の婿なるを披露すること、古來この振舞な  
ければ如何なる場合にて交際せぬと云ふ。又、若者にして招かれざるものは、竹筒酒酌を入と、目錄とを、長き竿頭に結び付け、無言の儘、窓、又は戸障より戸内に入れば、其家にては、目錄は座客に披露し、其竹筒に酒を入れ、肴を添へて前の竿頭に結び付け、又無言にて戸外に前の如くして出し、例の若者は、之を受取りて、別の家に會して宴を張る。

葬式

葬式 他と異なるは、寺院、又は火葬場にて行はずして、家にて行ふ事にして、殊に奇なるは棺前に供ふる三對の花なりとす、一對は、一串に七つ、七串にて四十九個七七に四むつゝ、葬殮團子を花の如く束ね、上部に蓮、又は菊の造花を挿す、村人之を盛止と云ふ、一對は菓子にて同上、今一對は饅頭を盛る、併し略する家もあり 又、折立は、七七日、或は、五七日に法會をなし、全區民一般、及び、當日其區に居りしものには、大なる餅を、一人毎に一ヶ宛分配しこれを人數餅と云ふ。

左義長

左義長 正月十五日、午前十時頃に行ふところもあり、午後三時頃に行ふところもあり、又、翌十六日に行ふところもあり、夜間は行はず。

折立は、十四日夕景、左義長を作り、餘れる樹木、藁にて、小左義長を作り、其夕、「よみや」と稱してこれを焼き、兒童爭

田植

ふて其樹枝を分け取り、翌日、兒童爭ふて樹枝を取らんとし、大人は之を取らせじと妨害して、罵々たり、其分取せし黒き樹枝にて、各團毎に小屋を作り、文字旗が、大野川地方に云 如何なる所迄舞ひ上り行くも、道ひ行きて拾ひ歸り、各小屋前に高く掲げて、寒風に靡かせ、火を焚き、餅を焼き、終日喋きて夕刻又は夜半其小屋と、旗とを焼きて家に歸る。四河原は、十五日早朝に、左義長を作り、大なる藁人形に、兩手に日の丸の扇子を持たせ、又、同扇子四本にて作りたる笠か冠ぶせあきの方に向はせあきの方とは曆左義長と共に、火中に入れて焼くなり、是を「やんころ」と云ふ、而して、此扇子は、前年婚姻のありし家より寄附するなり。傳へ云ふ、昔時彌五郎なる悪漢に、全村を横越は十六日夕景に行ふ昔時は、十五日に行ひしも、或時は、火刑に處せし記念なりと

田植 野に於て、朴の葉裡に、豆粉を掛けし飯を包み食ふ、是を朴葉飯と云ふ、蓋し、朴葉は豊年に因み、豆粉稻花に擬して、豫祝するが如し。

上庄村

叙説  
位置廣表

叙説 位置廣表 本村は、本郡の中稍、西に偏せる大野盆地の南部を占め、東西約一里半、南北約二里。

境界

境界 東は、郡内山脈荒島嶽、深坂峠を以て、下穴馬村上大納、大納、下山に境し。南は、深坂峠、笹俣峠、寶慶寺山を隔て、西谷村本戸、黒當戸、中島、上笹又、下笹又と隣し。西は、



宜南峯頭にて、今立郡下池田村大木、阿難祖山頂にて、小山村阿難祖地頭と、木本野一帯の原野間に於て、大野町と相接し。北は、下庄村菖蒲池と、畦畔相望み。東北は、眞名川を隔て、富田村井ノ口、巖生、木落と相對せり。

地勢

地勢 本村は、本郡に稀れなる大村にして、山間部（寶慶寺、上、下若生子）と、平坦部（其他）と地勢を異にし前者は、峯巒四圍の間を、寶慶寺川、及眞名川之を貫流し、其沿岸に、掌大の田圃を存するに過ぎざるも、後者は、土地能く拓け、北に向ひて低開せり、平野、坂谷原、木本等は、兩部を劃る山嶽の北麓に在る小臺地なり。

西境には、宜南、寶慶寺の諸峻峰聳立雲に入り、東境には、大荒島、小荒島の二嶽、積翠を天に挿み、其支脈延ひて南境、及び、小山村との境を爲せり。

荒島岳 は、郡内山脈の最峻嶺にして、山上に在りし荒島神社は、式内九社の一たること異論なく、荒島風は、利害を本村に及ぼすこと甚からず。

荒島風

（荒島風） 越前は、裡日本の一部なるを以て、本村も、亦、季候風の影響をうけ、夏期は、東南風多し、この地方にては生温き東南風は、時として猛烈を逞くし、作物を害するのみならず、時々火災を起さしむ、即ち、木本の二大火災大野町の二大火災は、皆この風の祝融を援助せしものとす、之れ荒島風とて、最も人の嫌忌する所以なり。

荒島岳

風の今一つ害をなすは、苞蟲にして、即ち、昨秋山中の笹藪等に入りて棲み、翌春成蟲に變じ、稻葉生ひ立つ七八月頃に至りて、この生温き風に煽々として來り卵を産む。依之、本村にて、苞蟲の害を受くるは、毎年その地域一定せり、これその風の吹き下ろすを以てなり、即ち、麓の田畑は、この害を受けず、五條方の下より、野中、稻郷、開發、猪局、吉、東中を経て、下庄村に達するを常とせり。

荒島風穴

此山中、本村佐開、外五字の入會山たる鬼谷の支奥屋多部と稱する處に、荒島風穴蠶種貯藏庫あり、海拔二千五百五十尺、庫内温度四十一度（明治三十九年九月二十日測定）隣村巖生の歸山甚太郎の發見經營に係れり。

此風穴を發見したるは、明治三十七年八月にして、坂井郡雄島村國光社之を經營し、發見者主任として管掌せしが、本年より發見者自から經營することなれり、穴外の建物三十四坪三合、僅に、拾萬枚以上の蠶種を藏するを得、其成績は明治四十年、京都蠶業講習所蠶事報告第十五號にも載せられ、四十年に、全國中百四十一ヶ所の風穴中、入獲せし三十三ヶ所を九級に分ちしに、本風穴は實に其四位を占めしと云ふ、以て其良好なるを知り得べし、現今の建物は、三十八年十月の設置に係り、高サ九尺、經費設備に千四百餘圓を要したりと云ふ。

寶慶寺山

寶慶寺山は、南境權現山より岐れし支脈中の最高峯最峻嶺にして、宜南峰、部子嶽と併立し、其山麓の禪刹によりて、其名世に高し。其山脚の一部に通する普聞坂に、池田道の先端として今立郡下池田村に達し、水土浪士の過ぎし處として、史上に喧傳せらる。

笹俣峠

笹俣峠は、寶慶寺の支脈の一にして、本村と、西谷村との間を劃り、其嶺稍低き所を通ずる坂



路は、上下二里、亦水戸浪士の過ぎし所なり。

途中口號

早川 武英

重峰行盡又重峰、類恐羊腸更不窮、徑又山頭回首望、龜城遠瞰白雲中。

若生子に到るべき若生子坂も、亦支脈の一部荷盈峠の低處を通り、檜原坂は、其山脚真名川に迫りし所を過ぎしなり。

寶慶寺山の支脈、東北に走るものは、一帯の丘陵を爲して、本村と、小山村との間を割り、岩崎に到りて更に北折し、有名の城趾ある茶臼山に至りて止む。本村木ノ本より、小山村阿難祖に達する懸坂、及び、本村寶慶寺より同村阿難祖に出づべき方丈越は、共に、此丘陵中の低所を經過する小徑なり。

真名川は東部を、清瀧川は中央を貫流し、溝渠縦横に通じ、灌漑の至便を極む。

真名川は、西谷村より流れ來りて、上、下若生子を経て、寶慶寺山の支脈の終點たる檜原坂と小荒島の山脚鬼谷との間を北に走りて、佐開と、他の各區との間を割き、更に北流して富田村との境を爲せり。此川の一小支流たる鬼谷川は、荒島の字大瀧の土砂を流出すること夥しき故、砂防工事を施され、佐開に其事務所をも置かれしが、既に竣工して、其碑行人の注意を惹けり、其碑畔の一老松は、恐らく真名川流域第一の奇觀好景なるべし。全部誌地勢章參照此川は、本村の

真名川

大動脈にして、堀兼、大井の二大用水鑿たれ同上、上若生子より發電原動力に引用するの計畫あり、將來益々本村を利するならむ。

清瀧川

清瀧川は、上流を寶慶寺川と稱し、同名の山を發し、同名の區を貫き、同名の山の兩支脈を分ちて峡谷を作り、木ノ本の南を經、稻郷に出て、北流して村の中央を貫き、下庄村に去る、木ノ本にては、淨水、灌漑共悉く此川を用ゆるに、水量少く、夏秋の候、木ノ本より下流には、一滴水を見ず、若し此川にして、水量多く、廣漠たる稻郷臺と、新田野とに灌ぎ得ば、幾十百町の美田を得べしと云ふ。  
序に、本村の用水關係を左に示さむ、

用水

大字	田反別	大井用水	堀兼用水	明後用水	殘反別
上若生子	三三、九〇〇				
下若生子	三六、三〇〇				
佐開	二八、五三九				
五條	五二、五三三	二五、〇〇〇	二六、五三〇		〇
今井	四七、八二九		四三、一三九		一、七二〇
平澤地頭	七三、三二九		五五、一〇八		一、二七二
平澤領家	三六、四三三		三六、七〇三		一、七三三

下編 町村誌 上庄村







に廢山となるに至れり、此山の製鍊に鑑み、上若生子の製鍊所は企畫されしなり。  
若生子精鍊所 は、大字上若生子地籍、真名川の一小支流の豁間を遡ること約十町、宇大野間谷にありて、福井縣探掘權登錄第四十二號、中天井鑛山付屬にして、三菱合資會社の經營に係れり、蓋し、同村所有の坂東島鑛山より八里、中天井鑛山より五里、高屋鑛山より三里、小萩鑛山より四里を隔て、各支山の稍中央に位し、且つ、大野町より三里半にして達し、此間車馬の交通自在なるを以て、特に此地を撰定して建設せしなり。

其起工は昨四十二年三月にして十二月に至り一切の設備完成、本年一月より愈々其業を開始せり。其原動力は上流宇平岩に堰堤を築き夫より大野間谷に至る迄一秒間、七立方尺の流水を幅二尺高一尺七寸乃至一尺五寸の木樋約三百間餘に導き徑十八吋半の鐵管二百十尺に依り水頭百三十尺の落差にて徑四尺のベルトン水車を回轉せしめ約七十馬力を得送風機一臺を運轉す、尙該鐵管九十尺目の處に於て水壓を分岐し茲に徑三尺のベルトン水車を設置しクラツシヤ、ロール、スタンブ及捲揚機運轉に供す、又熔爐より産する鍍及カラミの類を磁燒釜へ運送する爲め水車と機械場間に磁燒釜車を達する高三十六尺の水衝機を設置し重量七十貫の水函を作り徑六分の鋼綱に由り自由に引揚ぐることを得、又ファン器一臺を設置し熔爐煙道内へ冷風を送り煤煙を凝集せしむると同時に、磁煙を稀薄ならしむるに備へ高爐煙道は第一煙灰溜より幅四尺高七尺延長三十二尺の煙道に由り第二煙灰溜に達し此所にて磁燒釜其他の支線を含し延長六十三尺七寸(平面煙道)及百九尺(斜面)の二種の煙道を作り頂點に高三十尺の煙筒を作り以て高爐投入口より百十尺の高所に放煙する装置を爲し、目下使役する鑛夫約三十人に過ぎざるも愈各支山一齊に鑛石を瀝し悉く處理するに至らば一箇月、金七百五十六瓦、銀百四十一基、百三十五、銅

十三噸、二百三十基、鉛三十四噸、三百基 價格を概算すれば約十八萬五千圓に達すべく且而して目下の設備に於ても優に一箇月千噸の熔解力を有するを以て今後各支山の發展と買入鑛の増加と共に之等運轉機關の完備する曉に於ては本製鍊所の製産額は那邊に達すべき計り知るべからず將來の計畫は現在の煙道を尙五十間延長し磁燒釜三個送風機壹臺熔爐一座を増設し工場其他へ電燈を備ふる豫定なりと云ふ。

今其製鍊の順度及方法を略説すれば粗粒の物はドツチ式碎鐵機に由り一〇ミ以下に粉碎し更にロールに依り粉碎したる物に約一割の石灰石を混じ悉く三臺のコンパターに依り再度磁燒法に付す然る後燒鍊に鑛石灰石の煤熔劑を加裝し木炭及コークスを燃料とし幅三尺長五尺高さ羽口より投入口まで十一尺の全水胴式熔爐一臺に於て熔解を行ふ目下一晝夜三十五噸の燒鍊を熔解す之より産出する粗鉛は南鑛床に於て銅分を抽取したる上英式分銀爐壹座に於て熔製金銀盤を造り析出の酸化鉛は古式爐にて還元し精鉛鍋に移し精製し精鉛を造る又高爐より産出する鍍は一且焙燒の上再び熔解に付し稠密鍍を造り南鑛採取の渣銅と共に素吹床に投入熔製の上粗銅を造る。

以上精製の金銀塊及粗銅は共に大阪製鍊所に輸送し電氣分解を行ひ、精鉛は大阪市場に販賣するなりとぞ。

區劃 森山、西山、野中、稻郷、開發、東山、御給、下郷、今井、平澤地頭、平澤領家、五條方、佐開、森政領家、森政地頭、猪島、友兼、北御門、吉、中据、下据、東中、木本、寶慶寺、下若生子、上若生子。

戸口 木村は、大野、勝山の兩町に次ぎ、人口もつとも大なりとす、今、本年六月三十日現在を擧ぐれば如左、



土地 本年六月末調如次。

大字	戸数		大字	戸数		大字	戸数	
	人	口		人	口		人	口
上若生子	三	三	五條方	三	三	上若生子	三	三
下若生子	六	六	佐開	六	六	下若生子	六	六
寶慶寺	六	六	東山	六	六	寶慶寺	六	六
木ノ本	三	三	野中	三	三	木ノ本	三	三
森山	三	三	中御	三	三	森山	三	三
四山	六	六	給友	六	六	四山	六	六
平澤領家	五	五	兼開	五	五	平澤領家	五	五
平澤地頭	一	一	發	一	一	平澤地頭	一	一
今井	四	四	森政領家	四	四	今井	四	四
			森政地頭					
猪島	三	三						
稻郷	六	六						
下郷	二	二						
中据	四	四						
下据	四	四						
北御門	三	三						
吉	三	三						
東中	三	三						
合計	三	三						

下編 町村誌 上庄村

大字	戸数		大字	戸数		大字	戸数	
	人	口		人	口		人	口
上若生子	三	三	五條方	三	三	上若生子	三	三
下若生子	六	六	佐開	六	六	下若生子	六	六
寶慶寺	六	六	東山	六	六	寶慶寺	六	六
木ノ本	三	三	野中	三	三	木ノ本	三	三
森山	三	三	中御	三	三	森山	三	三
四山	六	六	給友	六	六	四山	六	六
平澤領家	五	五	兼開	五	五	平澤領家	五	五
平澤地頭	一	一	發	一	一	平澤地頭	一	一
今井	四	四	森政領家	四	四	今井	四	四
			森政地頭					
猪島	三	三						
稻郷	六	六						
下郷	二	二						
中据	四	四						
下据	四	四						
北御門	三	三						
吉	三	三						
東中	三	三						
合計	三	三						







其他、木ノ木より、西谷村に通ずる笹俣坂、木ノ木より若生子に達する同名の阪、一名荷擔盈峠、小山村に出づる戀坂等あれど皆峻峻なり。

沿革 大野の地と共に早く開けしは、〔萬葉〕の歌に、木ノ木の語〔全郡誌沿革〕、見ゆるにても明らかにして、若生子が、上古の御名代なりとの説と存ぜり。

〔足羽社記〕 若子俊香與今云俊許與稚子媛之御名代也歟

〔深山木〕 若子の里はおほどの天皇のみあらめ稚子媛の御名代といへり

〔按〕に、伊勢度會氏の系圖に、大若子命、乙若子命の兄弟ありて、大若子命の越國荒振内賊阿彦〔舟津神社々記之〕賊阿奴と見ゆ〔賊を平けたることあり、其弟乙若子四世孫に、大佐々命ありし事見ゆれば、大佐々命と、笹俣との所縁も連想せられて、或は、大若子命の御名代かとも思はる。〕

〔和名抄〕 郷名には、夫れかと推し得るものあり。

〔地名辭書〕 加美郷今上庄村等なるへし上大野の義歟

〔越前名蹟考〕 御山庄 郷名大山といへるは此庄なるべし又御山を小山ともかけりさりながら小山にては假名も違ひぬれば御山と書て古稱にかなふべし

〔深山木〕 大山御今御山の庄といふ

孤月按に 阿羅祖山等の四麓は大山郷にして大野町に近き部分加美郷なるべし

小山庄といへるも舊しきは、古文書に證することを得、されど後には御山庄と書けり

慶長の頃  
鎮り陣屋  
を置かれ  
加藤宗月  
居られり

〔御宇多院御領目録〕 小山庄、据郷、東小山、東縁、西縁、佐間、四小山、井島

〔永正元年寶慶寺分目録〕 小山庄内友包村、今井五給平澤小山城北守正

〔永正八年瑞祥寺文書〕 大野、小山、御給、三史官云々

其他、庄名を擧げずして、散見する大字名も尠からず。

〔大永七年洞雲寺田地目録〕 壹石之所野中之東今井村倉屋作職也〔永正十二年六月七日寄進〕

〔永正元年寶慶寺領目録〕 五條方、木ノ本地頭方、同領家方、五給、教密島、佐間地頭方、猪島村、

文祿、慶長の頃、常に大野領たりしは明かにして、松平秀康入封の際には、木ノ木に鎮〔陣屋〕を置き、重臣加藤宗月をして五千石を分領せしむ〔全郡沿革〕。

〔越藩史略〕 (慶長六年)二月本多富正〔時號志〕三千石を先づ藩に往かしむ加藤四郎兵衛康寛〔從〕へり按ずるに片碑記越更夜話共

に富正を藩に遺すを以て去年とす公封を受くるは十二月二十八日なり然らば則何日を以て之を遣らん今行狀家諸目金等に依て之を正す。

〔同書〕 (承應二年)八月十八日加藤宗月齋源康寛卒す、康寛は信濃の故家にして芦田十二萬石を領し嘗て京師に祇役し其旅館に恭を固む大番組〔將軍〕小栗三助と云者侍座して其敵手を輔く、康寛懸禁ずれども聞か是に於て大に怒て三助を手刃し直に高野山に隠る秀康公素より其代名あるを知り之を喚び〔慶長五年〕富正に屬して優禮を加へ封に就きし後五千石を割て扈衛に充て客禮を以て之を遇し大野の木ノ木に居らしむ康寛此時姓名を匿して加藤四郎兵衛と號す、先是松平右志操卓然として、識量あり秀康公薨じて後淨光院に詣て、廟を拜す既にして階を下る人あり寺の後庭より出て、之に近づく康寛之を見れば即前に殺せし小栗三助の子なり康寛眼を瞋して之を叱す其人畏れて逃ぐ忠直公之を聞て卒帥二人に命じ大に足羽石谷を索めて遂に



獲ず蓋寺僧潜に之を逃せしなり故に寺僧を追ふ、是より東寛廟參する時は則路次旁道を固め近侍卒帥を寺にも遣し卒をして山上を履らしむ、後其例移て公の廟參の式となる、公詣淨光院則卒帥二人護寺其卒固山上及小路詣後觀變して宗月と號す忠直公西遷の時將軍家公をして其室を携へざらしめんと欲し國老等をして盟書を獻らしむ富正等輒盟書を作り姓名を連れて之に印す康寛肯かずして曰く夫の妻に於る士庶尙之を沮むを得ず況や公侯なやと富正之に強ゆ康寛止むを得ず横に印を捺して之を獻す、將軍家見て晒へり卒する時歳(原書之を缺く)松柏山總光寺に葬り總光寺殿孤庵其月大居士と諡す、墓銘記從五位下(片聲記) (忠直西遷の時)將軍家老臣等に命じ公をして小君を四州に伴はざらしめ仍て誓書を獻せしむ、加藤宗月肯かずして云ふ、公夫人を伴ふ素より當然なり、臣子焉ぞ沮んや、富正之を強ふ、宗月止むを得ず印を横にして之を獻す、公城を出づるに至つて夫人の事を問はず、富正宗月に詢して云ふ子今如何と將軍家誓書を見て曰く、越前の猖狂者未だ止まざるかと亦云ふ公未城を出でざるの前、小君を竹輿に載せ侍女と爲し木城を出づと、未だ孰れが是なるかを知らず。

〔享保書上〕 屢數又春日山城加藤宗左衛門二ヶ所木ノ本村領家あり大野より二里

松平直真  
十餘年入  
封

(忠直西遷、忠昌嗣封)の寛永元年、忠昌の弟直良、此地に分封せられ、一萬石一書云二萬五千石を領したりしが全郡誌及大野町誌、參照同十二年、直良勝山に移りし以來は、福井侯の所管に歸しぬ。

〔越前史略〕 按ずるに木ノ本は國初加藤康寛之に封せられ忠昌公嗣封の時但馬公直真之に封せられ厥後封内となる。曰く地方狭小なりと雖も城邑を以て秣料に充つと、其授與の町嶮なる以て知るべし、是時に至り封外となり吉品公懸封の後長く之を治せず翼章去年孟冬廿五日を以て勝山の北、牛谷邑に家族あるか語ふ主人終宵出て談話す、余木ノ本の事を問ふ、主人對て曰く夫木ノ本の地たる山圍み谷環り富農家商屋を比ぶ樂土なりと謂ふべし、故に大野郡中の諺に稱す大野を取ること勿れ勝山を取ること勿れ唯木ノ本を取れと以て推知すべし、余是に於て疑始て解く初め以謂國初より唯一の木ノ本封授復收頼に變ず何の故ぞやと主人の語を聞くに及んで以て當に然るべしとす、故に記して好古の人に便すと云。

所謂木ノ  
本領

其所謂木ノ本領は如何に成行きけむ、井上翼章既に之を説き盡せり。

〔越前名蹟考〕 素真按ずるに慶長六年秀康卿御入國の砌より加藤宗月被差置加藤宗月始は四郎兵衛康寛寛永元年七月木本二萬五千石を秀康卿の御末子但馬守直真君御分知御拜領同十二年直真君勝山へ御轉封に付て上り地に相成り密相忠昌公の御預同十四年御加増に相成正保二年より木本領二萬五千石の内にて坂谷卿富田庄の内六ヶ村松岡領に相分(昌勝公領知)其餘の木本領の分は貞享三年に至り不殘上り地に相成享保七年松岡より御本家御相續により右六ヶ村又々福井領に相成る(宗昌公本藩を統しは享保六年三月十日にあり七年とあるは誤れり)是故に福井にては右坂谷富田の内六ヶ村を木本領と唱ふるなり

貞享の交、福井侯滅封以來は、

公料 高四千二百五石八斗九升一合寶慶寺、西山、野中、開發、友兼、北御門、下郷、猪島 八邑

〔丹生郡誌〕 本保 本保陣屋、本保は古來幕府直轄の陣屋ありしを以て著名なり元は六萬石の所轄なりしが後本保外六十八區の二萬六千餘石を管轄す初め鯖江の支配を受け尋て美濃福井等の御預と爲り或は代官を派遣せられしが明和四年二七よりは飛騨國高山郡代の所屬と爲れり、

本州の租税十二萬八百二十三石餘の内八萬三千八百二十三石餘は福井に預りて官に納む其餘三萬七千石を此に收む(越前國誌)

左に貞享三年二五より慶應四年二五に至る迄の代官の姓名を列記す、

○鯖江御在陣 御代官 井狩十助 松平越前守櫻御上地貞享 入金丸又左衛門 同四年未年迄 郡築長左衛門 同未年、雄星内藏助

同五年申年 一ヶ年 美濃國、井上大和守 元祿六四年より同九

下編 町村誌 上庄村



○鯖江御陣屋、御代官、古郡文右衛門 元禄十一年より松平三四郎 寶永六丑より美濃部勘衛 正徳三己より御預り、松平越前守 享保五

○本保御在陣 御代官、窪島作右衛門 享保六丑より林兵右衛門 享保九辰より

○御預り、松平越前守 元文元年本保御陣屋取

○本保御陣屋再建 御代官、小野太夫 延享元年より宮村孫左衛門 延享三年より内藤十右衛門 寛延三年より竹垣庄藏より同十 辰年 藤本甚助 寶曆十一 宮村孫左衛門 寶曆十三年より久保平三郎 同三戊年迄

○飛騨御郡代御支配、大原彦四郎、明和三大原龜五郎 明和四年より飯塚伊衛 寛政元西より小出大助 寛政十二申より 田口五郎 左衛門 享和四年 田口助次郎 文化元年 神原小兵衛 文化九 芝典一右衛門 文化十二 大井帶刀 文政十二 豊田藤之進 天保十小野朝右衛門 弘化元 福王三郎 兵衛 嘉永五年 増田作右衛門 安政五年 高柳小三郎 元治元 新見内膳 慶應二 年より 御預 松平越前守 慶應四(禁裡御領)

○大井祭 大井帶刀在任二十三年治蹟あり本保區端の碑之を悉くせり治下毎年一月十五日此祭を行へり

〔天保救荒碑 田中大〕 去丙年は何なる世運ヨリノに有けむ春の頃より霖雨しげくて先麥の實入リ あり五月雨につま きて六月も猶晴やらす暹運に不降日有といへども浮雲まよひて日の目見ること稀なれば盛夏の間すらも風冷やかにて暑さ を知らず懸て秋になりぬれば刈揚ぐる穂末かるく畑物の根山の木實だに乏しかりけりかゝる國々多かる中にも此越前 は殊に凶くて前年、シトの物は既やく喰ひ盡しぬれば爲便なくてうかれて飢疲れて路頭に倒死たる者數を知らず茲に飛騨 國の府の司大井永昌此國の丹生南條今立大野と四郡の中の村々自峯に接ける山里かけて百七十五村を合せて兼統せらるゝ 地なれば毎年の例變らず秋の毛見に物して村々めくらるゝに彼いと苦しく堪はびたる行狀を見もし聞もしつゝ斯ては村里 も絶竟のべき趣なるを具に書記して

大やけに申請して眞物を緩くし殊に貧しき者には錢何と多く施し與へて飛騨へも不逞此夏係て留まり居て深く悲しみ心を 竭して救はれるに依こそ終に家をも不捨國をも不離からき命を保ち得て此處に在籍することは誠に廣き厚きおほやけの 御仁惠ミイッ餘猶此司の深き慈ミの功德イサなりけれど妻子下部等に至るまで歎び尊ばぬ者なくなむ有けるかゝる 御仁惠の厚さを永く忘れざるべきしるし且は甚たく憂目見し事を後世に傳へて自今以後は常に能く謹て身の者を止め物を 儉約にし萬の費を省き少にても余あらむを貯積つゝ不慮なる災あらむ時の助に備て設置すべき事を勿忘そ勤々と木々の子 等孫等に示唆さむとして此御蔭家つる村長とも相談て天保八年丁と云年の十一月かくは誌つるになむ有ける

郡上領畧

郡上美濃領 高三千八百九十七石九斗五升五合 森山、平澤領家、同地頭方 東山、御給、森政領家、甲木ノ木、吉八 邑

(同藩主略系) 井上正任 白元録 七年 正界 金森頼昌 白元録 十年 頼錦 青山幸道 白寶曆 八年 幸完 幸孝 幸寛 弟幸禮 幸哉 幸宣

大野領(大野町) 高二千六百八十八石二斗七升六合 上若生子、下同、五條方 佐開、中堀、東中、下堀七 邑

鯖江領 高二千四百六十四石二斗七升 今井、森政地頭、四 邑 稻郷、乙木ノ木

(同藩主略系) 間部詮言 白享保 五年 從弟詮方 詮央 詮茂 詮照 詮允 詮勝 詮實 詮信 理子

に分領せられて、明治維新に及べり、 其間、二三の特記すべき事なきにあらず、即ち、若生子に番所を置かれしこと、水戸浪士の 通過となり。

〔深山木〕 大野より山の東美濃國へ越る山路三つあり一つにわか二路二つにはさゝまた路三つにはかとはら路なり

〔國繪圖〕 大野より番所 (按に此處も勝原のと同じく松平直良の創設に係り大野藩の所管なりしならむ)

若生子の番所

鯖江領畧



轉旋者杉本氏も澤田與吉

水戸浪士通過の詳述は、全郡誌沿革章に譲るも、元治元年十二月六日、西谷村中島に泊りし武田正生の一行は、上下三里の峻坂笹又峠を越え、本村木ノ木に來り、正生は、杉本氏を本陣とし、徐に前途を考量す、大野藩にては、之より先き、兵を西谷村に出し、脅さんとして成らず、順次繰引に引き上げしが、浪士の此地に入るを聞き、布川某に、金を懐にして使せしむ、某到れば、既に、杉本氏浪士に狀勢を説きて、普聞坂の捷徑を取らしむるに力めし折にて、遂に、翌日、寶慶寺を經、今立郡下池田村に赴かしめ得しなりと云ふ、其間、大野町三番澤屋與吉なるものも、行商して此地にて浪士に會し、轉路の事に斡旋したりしと傳ふ。

維新後の大略は、各村皆其狀を一にし、十七年聯合戸長役場を設けらるゝや、三に分たれ、今井外七ヶ村戸長役場には佐開、五條方、西山、野中、平澤領家、同地頭、稻郷。

猪島外十二ヶ村戸長役場には東山、吉、北御門、森政領家、同地頭、下郷、下据、中据、御給、開發、東山。

木ノ本外四ヶ村戸長役場には森山、寶慶寺、上下若生子 之に屬したり。

二十二年町村制實施の際は、二十六大字にて本村を組織せしが、現今は、木ノ本猪島を甲乙に分ち、二十八大字を成せり、今本村組織後の村長氏名を擧ぐれば如左、

村長氏名

至	自	明	治	二	十	二	年	七	月	五	日	杉	本	弘					
至	自	同	同	二	十	三	年	三	月	十	五	日	齋	藤	秀				
至	自	同	同	二	十	四	年	三	月	十	八	日	印	牧	彌	三	兵	衛	
至	自	同	同	二	十	五	年	一	月	二	十	八	日	杉	本	弘			
至	自	同	同	二	十	五	年	一	月	二	十	六	日	竹	尼	茂			
至	自	同	同	二	十	五	年	二	月	二	十	一	日	宮	澤	九	左	衛	門
至	自	同	同	二	十	七	年	一	月	二	十	七	日	竹	尼	茂			
至	自	同	同	二	十	八	年	一	月	十	六	日	廣	瀬	明				
至	自	同	同	二	十	八	年	二	月	十	三	日	印	牧	彌	三	兵	衛	
至	自	同	同	三	十	二	年	二	月	十	六	日	森	永	榮				
至	自	同	同	三	十	三	年	五	月	二	十	八	日	真	柄	龍	男		
至	自	同	同	三	十	三	年	六	月	十	九	日	山	田	儀	三	郎		
至	自	同	同	三	十	四	年	十	二	月	三	十	日	龜	井	治			
至	自	同	同	三	十	四	年	十	二	月	二	十	四	日	乾	四	郎		
至	自	同	同	三	十	六	年	五	月	三	十	一	日	乾	四	郎			

下編 町村誌 上庄村



宗教暴動の爆發地

至自	同	三十七年	五月二十八日	松浦正治
至自	同	三十九年	八月二十六日	竹尾茂
至自	同	三十九年	七月二十五日	山田三郎
至自	同	四十一年	八月二十七日	森永榮
至自	同	四十一年	五月二十二日	伊藤彌五衛門
至自	同	四十二年	七月十七日	

明治年間に於て、本村が、六年に於ける本郡の宗教的暴動の爆發地として世に聞え、多数の受刑者を出したるは、一の恨事に屬するも、此地方は、此種の舉を起すこと頻繁なりと、史上にも傳へられ、率直剛硬の性質の一短所を、忌憚なく發露する遺習存するを恕察せざる可からず。

〔越前史略〕 蓋大野の地たる内民時として蜂起すれば云々

村役場と駐在所

村役場 町村制實施の際には、稻郷區の民家を借り、代用したりしが、明治三十七年に至り、同大字現今の地に新築したり。

巡査駐在所 本村内に二ヶ所ありて、受持區は、時々異動ありしも、其創設、及明治三十四年四月、行政區劃變更以來の受持區は如左。

産業

年産額

上庄青芋  
木ノ本蘿蔔

木ノ本駐在所 明治十七年創設 甲木木、寶慶寺、森山、西山、平澤領家、平澤地頭、今井、五條方、佐開、上若生子、下若生子、乙木木

野中駐在所 明治二十三年創設 野中、開發、御給、友兼、森政領家、北御門、下郷、森政地頭、甲猪島、中据、東中、稻郷、吉、下据、乙猪島、東山（三十八年六月十九日よりは大野町の内明治をも受持つこと、なれり）

産業 本村の地、既に、山間部と、平坦部と其狀勢を異にするを以て、其製産物も、亦自然異ならざるを得ざるも、一般に農業を主とし、工業を副とす、而して、各種の産物中の第一は、米なるは勿論なり、今農産の其概數を擧ぐれば。

米	二七、四三〇俵	麥	一、七四〇俵	豆	一、二二〇俵
繭	五、七四〇圓	鶏卵	七〇〇圓		

等にして、其他、雜穀を産することは多からざるも、蔬菜物が、日々婦女の肩によりて、大野町に輸出さるゝ事は、豫想外に多く、上庄青芋、木ノ本蘿蔔は大に歡迎せらる。

深山幽谷に富める山間部にては、昔時、熊、狼、猪、猿等諸種の動物を多く捕獲せしも、民家殖え、田圃開くと共に、其影を認めずなりしも、野兔、狐狸、及び、食用鳥類は、稻郷臺、



木ノ木野等に、能く蕃殖し、狩獵客の好獵地として喧傳せらる。

魚類には、鱒、鮎、鯉、鯪等を生ずるも、就中、最も著名なるは、真名川筋字檜原の鮎にして、形態、風味傑出するを以て、夏秋の漁期には、竿影幾百、清流の間に點々斷續す。明治四十二年九月、東宮殿下、北陸行啓の際に、大野町より献りし鮎は、實に此地の産なりしなり。南部の山中よりは、黒松、櫟、樺、椎、栗、橡、胡桃、檜、杉等の諸材、銀銅鑛等を出すも、最も盛んに製出するは石灰、木炭、紙なりとす。

石灰 安政年間、西山の印牧助右衛門此業を始めしより、爾來、各所之に着手し、今日にては、今井、西山、平澤、森山、若生子、木ノ木の六ヶ所にて之に従事し、一ヶ年間の産額  
今井八萬貫 西山七萬貫 平澤拾萬貫 森山九萬貫 若生子八萬貫 木ノ木四萬貫  
計四十六萬貫 價額約壹萬四千貳百六拾圓

に上り、其供給區域は、本村を中心として、北は下庄、大野町、東は富田、坂谷の一町六ヶ村に及び、當村の一大財源を以て目せらる、其他、下若生子鶴の谷にても、明治十九年、宮崎徳左衛門なる者、良好の石灰岩を發見し、起業せしも、未だ盛況に達せず。

木炭 本村の木炭は、夙く世に聞え、就中、寶慶寺炭テンコロの名殊に著し、現今各所にて製

出するも、産額最も多きは、若生子寶慶寺なりとす、若生子にては、古來木炭を出ししも、盛んに焼き始めしは元龜年間、仙翁鑛山發見せられ、鑛況の繁盛と共に、其需用増加せし際なりとす。爾來、此地の名産として、舊大野藩に納むる租税の如き、全部是を以て代納するに至れり、然れども、現今は、保安林の偏入、造林の奨励と共に、産額漸々減退して、一ヶ年拾萬貫内外となれり。

寶慶寺は、何時より始まりしか定かならざれども、蓋し、寂圓禪師入地以後なるべし、爾來、漸次従業者の數を加へ、三四十年前より、更に發達したるなりといふ、然るに、今や、區内にて焼くべき材盡き、遠く數里を隔つる西谷地籍の山林に入り、従事するに至りしは顧慮すべき事に屬す。聞く、本區の男子成長すれば、必ず燒窯壹個を所有し、壹年三百俵乃至四百五六十俵を製出すと、以て、産額の多量なると、唯一の財源たるを推知するに足るべし。

製紙 文政八年、上若生子與九郎なる者創製せしより全區に及び、盛んに冬季の副業として之を製造し、今や、區民殆ど之に従事し、其額産二千貫、價額約五六千圓に達せり、而して、其利益殊に多きは、原料たる楮皮をも自ら栽培し、自ら製造する點に存せしが、近時盛況に赴く



と共に、其幾分を輸入し始めしと云ふ。

## 教育

教育 本村の小學教育は、明治四年、友兼の廣瀬明自宅の一部を校舎に充て、躬らも授け、教師をも聘せしを始めとす。翌年學制頒布されしかば、廣瀬の私設校を友兼校とし、一月には、樂成小學を吉に創設することとし、假校舎を都合上、東中に置き、北御門、吉、下据、東中、及下庄村の内菖蒲池、友江、堂本、中挾の學童を收容し、九月、今井小學を、同區堂の前に新築し、西山、稻郷、森山、野中、今井、五條方、佐開、平澤領家、地頭の兒童を收容し、十月木ノ木光德寺を假校舎として、木ノ木校を創設しけるに、間もなく、稻郷は友兼校下、森山は木ノ木校下に轉じ、西山獨立して一校を起せり。

翌七年十一月には、寶慶寺尋常小學校を創立し八年には樂成校を吉に新築し、(友江、堂本、中挾は校下を離る) 甲猪野島に一校を起し、下郷、猪島、中据の學童に授け、八月には、木ノ木校舎を新築し、且、上若生子道場を假校舎として、若生子校を創設し、上下若生子の兒童を收容し始めぬ。

十一年四月、稻郷は、上据と共に分立、陽春校を同區堂前に新築し、友兼、若生子の兩校亦新校舎を建て、數年を涉りしに、十八年、西山校は今井校に合せしめられ、次で、小學校令改正

せられ、猪島に尋常小學校指定せられし故、友兼小學校舎を此處に移し、史的名稱城山を附せしかば、一時、友兼校は有名無實の有様となり、廿年四月には、今井、陽春二校を、野中區行田に合せ移して、共濟校と稱し、佐開簡易校を起せしに、二十一年四月、森山は木ノ木校より共濟校下に轉じ來り、二十二年には、廣瀬氏の土藏を假校として、友兼校の授業を再始し、翌年、專福寺の一部に移し、甲猪島校を廢して、猪島の尋常校を四月に開けり。

二十五年、城山、樂成の兩校を廢し、友兼に友兼校を、下据に成山校を設け、友兼校舎は新築し、成山校は舊樂成校を移す豫定なりしに、紛雜を生じ假校舎に一時を凌ぐこととなりしが、四月、寶慶寺校を木ノ木分教場とし、八月佐開校を共濟校の分教場となし、翌年七月二十四日、再び、城山校を興し、成山、友兼兩校を廢し、舊樂成、友兼兩校舎を移し、冬季分教場を吉、及、御給に開く事となり、紛擾の局は結ばれぬ。

三十年には、奮勵一番、稻郷の民家を借りて、元高等師範學校訓導たりし牛島常也を校長として、上庄高等小學校を創設し、翌年十月、新校舎の建築に着手し、三十一年五月、落成、差々改善の實を挙げしが、三十三年五月、眞名川上に釣橋架設されし故、佐開分教場を廢し、三十四年、經費と成績との故により、吉、及、御給の冬季分教場を廢し、三十六年には、三月、猪



島、若生子の二校を改築し、寶慶寺分教場を増築し、三十九年九月、寶慶寺分教場を獨立とし、四十一年四月舊共濟校を五條方分教場とし、今井、平澤領家同地頭、五條方、佐開、御給の兒童に授け、木ノ木、猪島をも分教場とし、城山校を、上庄高等小學校に併せて、上庄尋常高等小學校とし、明年、校舎を新築せり、是現今の校舎にして、牛島氏以來、池田久、大月榮吉相繼ぎ、現今松井葛吉校長たり。

社 寺

式内荒島神社

社 寺 本村内大小の神社中、最も古きを式内の二三社とす。

式内荒島神社祭神物部大連の靈 佐開字下宅地に在り、延喜式に見ゆる古社たるは異論なし、昔時は

荒島嶽頂に在りしを、明治元年八月、嶽麓に遷したるも、嶽頂に舊社宇尙存じ、登嶽參拜するもの少なからず、全部誌社 明治九年六月村社に被列。

〔足羽社記〕 延喜式云荒島神社按禮體安閑宜化飲明敏達胡延種稜臣物部氏等神靈坐山也龍有佐比真氣村和瓦比婦村按古語云沙毗

〔享保書上〕 荒島權現といふは大なる御首計の事也禮體は昔靈垂にて御飯は失ひけるといふ其他色々古木佛有皆行基菩薩の作の由但御飯は往昔大雨にて山崩の節流れて瓦名川へ出て堂本村にて止り候故引上げ夫より安置す依て堂本村と云ふし

境内に五小社あり、曰く白山神社伊弉册尊 神明神社大日靈貴命 天満社菅丞相 八幡社伊弉册尊 村

上社伊弉册尊 下社伊弉册尊

高於磐倉神社

高於磐倉神社祭神大山祇命 乙木木字堂山に在り、延喜式内の高於磐座神社は此社なりとの説、地名辭書、神祇志料、國誌略記、深山水等に見ゆ全部誌社 四十三年三月二十三日、村社春日神社

白山神社

村社白山神社伊弉册尊 東中宇宮の後に在り、

明治九年六月八日村社に列せらる、延喜式に見ゆる國生大野神社深山、風速神社越前なりとの説あり、俗に栗形社とも稱し、とにかく、古來世に喧傳せり。

〔越前名蹟考〕 此社を栗形社といふ由中据中村葛蒲池の三邑三つ栗の形に並びたる故の稱なりとすへり。

由緒稍々明らかなるものには左の三社あり。

村社白山神社伊弉册尊 寶慶寺白山に在り、弘長四、寶慶寺開山寂圓、該寺の鎮守として祭り

しが、後區民漸次居住するに隨ひ、區の鎮守社となりしものなりとぞ、今も該寺の境内近くに在り、明治九年六月八日村社に被列、四十二年十二月六日、字漆原無格社稻荷神社大宮比賣 字山

神前同山神社祭神大山津見 (共に十八年七月二、十八日明細帳記入)を合併せり。

同白山神社伊弉册尊 中据に在り、天和三癸亥年に係り、又明治九年村社に被列、



次に明治九年六月八田村社に列せられしものを挙げむ。

村社白山神社祭伊非諾尊神 下据字猿子に在り、

同 白山神社祭伊非諾尊神 吉字淨地田に在り、

同 日吉神社祭大山咋命神 森政領家字北ヶ坪に在り、

四十二字十一月二日、字北園子無格社天滿社祭管相蒸神、北大門字辻堂村社日吉神社祭大山咋命神を合併せり。

同 熊野神社祭伊邪那岐尊神 猪島字醫王寺に在り、

四十二年五月二十六日、下郷字遊屋村社春日神社祭天津兒屋根命神、森政地頭字村中村社八幡神社祭伊田別尊神を合併せり。

同 八幡神社祭伊田別尊神 稻郷字森長に在り。

四十二年四月十七日、野中字稻荷稻荷神社祭豊字氣姫神稻郷字野々堂村社神明神社祭大日靈貴尊神、森山無格社

八坂神社祭建速彥佐之男命神、同少毘古神社祭少那毘古那命神を合併せり。

同 加茂神社祭大雷神 開發字加茂に在り、

四十二年十一月廿九日、御給字堂元村社八幡神社祭伊田別尊神、友兼字八幡村社八幡神社祭伊田別尊神を合併せり。

同 神明神社祭大日靈貴尊神 東山字京田に在り、

同 日吉神社祭伊非諾尊神 今井字堂の後に在り、

四十二年一月七日、字飛越村社白山神社祭伊非諾尊神を合併せり、

同 日吉神社祭大山咋命神 吾條方字岩利に在り、

同 日吉神社祭大山咋命神 平澤領家字菖蒲谷に在り、

同 白山神社祭伊非諾尊神 西山字のせに在り、

同 白山神社祭伊邪那美尊神 上若生子字宮の上に在り、

四十二年十二月廿八日、下若生子字寶徳村社白山神社祭伊邪那美尊神を合併せり。

其他無格社二社あり、

無格社神明神社 祭神天照皇大神 豊受大神 甲木ノ木宮太上天宮に在り、

四十一年十二月廿三日、字上遊女同住吉神社祭中筒男命神を合併せり。

同 白山神社祭伊非諾尊神 吉字有宅所に在り、

本村内の寺院は比較的草創早し

下編 町村誌 上庄村



專福寺 眞宗 高田派 友兼に在り、鎌倉時代初期の創建にして、史上に所見少からず。

〔若越實鑑〕 佐々木次郎經高の子次男次郎左衛門高範の開きし寺なりしと云ふ

〔朝倉始末記〕 友兼村專福寺聖性ハ高田願智上人ノ嗣法云々

〔名勝志〕 友兼村仙福寺高田宗開基ハ願惠ナリ俗姓ハ源氏佐々木次郎經高ノ次男次郎左衛門高範ナリ父經高ハ定綱ニハ弟盛

綱ニハ兄ナリ正治二年ニ入道シ名ヲ經連ト改メ京師ニ在リ承久三年 勅ニ依テ北條泰時ト戦ヒ勝利ヲ不得諸將ト共ニ經連並

ニ嫡子彌太郎判官モ自害シ準メ高範ハ宇浪ノ身ト成テ越前ニ京居シ野ノ下州高田ノ願智北國行化ノ御弟子ト成リ名ヲ願惠ト

メ當時ヲ開基ス

〔名蹟考〕 素良按スルニ名勝志ニ記スル所福井館尾仙福寺ノ傳ヲ誤リ混シタルモノカ猶專福寺ノ來由ヲ尋ヘシ(孤月按に舊

記往々專西寺なるもの見ゆ是れ即ち此寺にして後ち経原に西方寺を分立し此寺は專福寺と呼びしものなりとか始末記に石

場仙福寺と併記しあれば該寺に比擬すべきものなりしは明けし尙參考として素良の所謂該寺傳ハ左に擧げむ)

〔朝倉始末記〕 木田仙福寺ハ願惠 又云或人云ケルハコノ玄惠先祖ハ佐々木次郎中務經高トテ始ハ上方ニ在ケルガ承久三年

六月十六日後鳥羽院北條家ト御合戦有リシ時主上ノ御方仕諸大將ト諸共ニ經高モ自害仕嫡子彌太郎判官高重モ同シク自害セ

シ所次男次郎左衛門高範宇浪ノ身ト成リテ越前ニ栖居セシガ高田願智上人北國修行ノ折節ヲ得テ御弟子ト成リ其名ヲ願惠ト

改稱シ仙福寺ヲ建造スル子々孫々ノ今迄モ其故有ヤト云合ケリ

〔大野町社免許高附帳〕 外ニ御免許高貳石六斗六升七合 右領友兼村 專福寺 下屋敷

經堂は、文化五年、顯意<sup>十五</sup>の建設せし所、殉難者顯順<sup>(人物條)</sup>は、實に此寺主にし其碑寺内に嚴

立せり、境外所有地二反三畝二十三歩、檀徒人員千五百に上れり、

最勝寺 眞宗 本願寺派 稻郷に在り、

〔明細帳〕 當時開基專修坊文永二乙丑年田野村に一字を創立最勝寺と稱す三代目專證坊なる

もの正和四年乙卯三月覺如上より本尊阿彌陀如來を拜領す十二代目專勝坊慶長十一年丙午上

庄村へ一字建立移轉自後連續保續す

明治六年、宗教暴動の際、此寺の住職柵專乘も、亦難に殉せり<sup>全郡誌沿</sup>

〔全郡誌沿〕 草草

寶慶寺(薦福山) 曹洞宗

寶慶寺<sup>字笠</sup>に在り、該宗稀有

の靈域として、其名全國に

著るし。池田道を辿りて、

未だ大字寶慶寺に達せざる

事數町にして、巖岩兩々同

名の川に迫り、藝道一條巖

根を廻り、宛然一大壯奇絶

特の岩門を形くり、人をし



寶慶寺第二山門の景



て先づ靈境に入るを感ぜしむ、漸く進みて民舎盡き、山腰に衝門を認む、之れ當寺の第一山門なり、夫よりは、老杉森々磴道を夾み、嵐氣人に迫り、塵思自から絶ゆ、同名の山麓を逶迤上り行けば、犬塚を左にし、忽ち一樓門に仰ぐ、是れ第二の山門にして、楣間「日本第二道場」と題する大額を掲ぐ、即ち、維新の際の永平寺の貫主久我環溪の筆なり、地既に幽、境自から淨、加ふるに、仰望すれば銀峯積翠を天を挿み、俯瞰すれば平野黄緑を前に開く、眞に絶好の禪利なり。

當寺は、宗僧寂圓、遙かに永平寺の開祖道元禪師を慕ふて來朝し、禪師の寂後、其弟子孤雲禪師に學び、弘長元<sup>辛酉</sup>年、銀椀峯麓(現稱)座禪谷に卓錫せしに基づく、

同寺所藏片紙 由緒校 御開山卓錫 弘長元<sup>辛酉</sup>年入銀椀峰麓修禪定云

偶、下野守藤原某(後受戒稱真空沙彌)、遊獵の際、寂圓を見て之を歸依し、殿宇を建て、寶慶寺と號し、寂圓を請ふて開山とす、之を當寺の草創とす、實に、弘安元<sup>戊寅</sup>年にして、入山後十八年の事に屬す。

(由緒校) 當年草創 弘安元<sup>戊寅</sup>年入山後十八年也

(建綱記及寂圓傳は之を弘長中とし増建を弘安元とするも現存の智圓の寄附狀と符合せず故に寛政十二年に斯く校定せしなり今之に従ふ)

正安元<sup>庚子</sup>年、開山示寂す、其十月十八日、真空の子<sup>據寂圓傳</sup>智圓沙彌父子、山林を寄せ四境を擴弘す、

〔寄進狀〕

奉 寄 進

越前國大野郡小山庄木本郷内寶慶寺敷地事

限北阿羅祖味美部子 限南領家上瓦堺

限東志目幾谷戸鼻 限西小窺鼻通

右件所有依爲深山勝地無田畠耕之義人跡民間隔境之間爲盡木來際三寶修練道場成就故四明寺入道殿御菩提兼爲圓滿四恩七世乃至子孫菩提所建立寺院也仍限永代爲無彼寺院破壞頽倒南<sup>町全東</sup>拾丁全<sup>奉寄進也若於此所聊致違亂子孫者永可爲不孝之仁仍奉寄進之狀如件</sup>

正安元 年十月十八日

沙彌	知圓	花押	
一男	藤原	時成	花押
二男	藤原	胤成	花押
嫡孫	祇壽	五丸	花押

同十一月二十一日、二世義雲晋山、一住十六年なりしに、正和三年、三世曇希をして嗣住せしめ、十二月二日、永平寺に昇住し、其第五世として該寺を中興す、第三世、亦、正慶二年癸酉九月二十七日、永平に昇住し、宗風大に振ふ、夫れより、二十四年、延文二丁酉年、二世の著〔義雲語錄〕開版されぬ、



〔由緒校〕 疊希和尚校勘蓋願主野州太守藤原朝臣知冬越えて八年貞治四年圓應沙彌によりて中興せられぬ

〔由緒校〕 去延文四年僅九（ハノ誤リ）年は以校之野州知冬者圓應之諱歟雲錄開板俱四世和尙代歟

〔寄進狀〕

奉寄進 寶慶寺領の事

越前國大野郡小山庄之内木本領 佐二役定

右當所者沙彌圓應重代之領地 委依

當御代武恩深廣而爲奉莊藤

故將軍家長壽寺殿仁山居士之御菩提永代所奉寄進附于本寺資錢然者整月別兩度布薩之回向並每五箇日十五日十八日  
日輝迦阿彌陀彌勒迦葉阿彌佛賢觀音地藏文殊虛空藏維摩供養如法之法義盡未來際可被擬彼御道福重惟當寺者以爲  
曹洞一宗建立正法終練之道場去貞和年中賜故將軍家御長久法體建立御同身多門持國二天已來御家門長久子孫繁昌  
之御祈禱于今無退轉上求菩薩咸安堵御下文意以可被致精勤者也將又我地頭請所之地者有限領家御領地無懈怠可有  
其沙汰且者當地開闢控那知圓理實理一眞空善運難忍道嚴及圓應圓清以下後々將來家嫡正傳信擅那沒後之遺善不可有退轉  
也凡當門派者以面授序次嗣承分明而爲規模然子孫之中稱後代擅那者於本寺住持職不辨嗣法之正邪不稟正師之指揮或依權門勢  
家之吹擧或以親族所緣之私義而置不可勸請之於閉山門派以可擇正傳嗣法何況於他門他宗耶固制止之若違背此旨聊於寺家致不  
信不忠剩於寺領成彈劫違亂輩者永以可爲不孝之仁故於圓應遺跡不可有知行者也仰冀佛祖納受龍天擁護令此善願永劫不朽也  
仍寄進之狀如件

貞治四年乙巳七月十八日

受菩薩戒沙彌圓應 花押

十二世建綱水平寺十四世〔寶慶由緒記〕を編し、爾來世に行はれ、寺名益々著はる、十五世如忻、永正元

年甲十二月二十五日製作して、朝食貞景寺傳其他には玉岩光政とあれども其華裏判せし〔寺領目錄〕に據  
れば、其等納百七十八石八斗五升、代四貫文、内、百四十四石五升、代五貫文、玉岩裏判分、廿四石五斗、玉岩  
新寄進の分、五石、其後の新寄進、五石參斗、末寺土橋眞善庵  
分領を算すべく、次で、永祿九年七月十六日存因作製の〔寺納帳〕を檢するに、門前分米方八十口  
七十五石二斗五升、代方六十二口、五貫三百十一文、同十二年六月十六日、同人作製の〔寺領分  
納帳〕には、百九十六石四斗、〔所々分納帳〕には十二石五斗、〔佛母院納帳〕には、八石六斗六升、通  
計二百七十二石八斗一升、五貫三百十一文に上り、現今の上、下庄、小山の三村及、大野町に  
涉れり、以て當時の隆盛想ふべし、

〔御寺領分納帳〕原の備

平澤村	(七口)	(十四石一斗)
今井五條方村	(五口)	(十四石一斗)
御給村	(十四口)	(二十四石五斗 五百文)
友包村	(九口)	(二十一石一斗)
守正村	(五口)	(四石三斗)
菖蒲池村	(四口)	(二十三石九斗)
横枕村	(九口)	(三十九石九斗)
中津川村	(三口)	(二十石五斗)
町	(十口)	(十八石三斗)

下編 町村誌 上庄村



黒谷村	(四口)	(十三石一斗)
阿羅祖村	(三口)	(六石七斗)
木本地頭方	(五口)	(五石)
同領家分	(五口)	(五石)
地頭方ハヨロ	(五口)	(一石二斗五升)
小澤口	(八口)	(三石七斗五升一合)
領家方ハヨロ	(十口)	(七石五斗)
佛母院納張同	友包	專福寺
	三石一斗六升	此内一石右衛門五頁
	四斗	總九頁
	四斗	兵衛太頁
	二斗	常願兵衛
	五斗	此内九升緋屋
	一石	先作知泉坊
	ろく	五頁
	く	片岡與十郎方
		衛間二頁

(按)に當時近親の死没毎に、「爲菩提」(眞宗にて永代經志の類)として、類々田地を寄せし事、諸事の目録に明載しあれば、當時の風習の賜なりしならむ。

盛衰榮枯は天地間の状態、幽邃の靈域、物外の禪利も、國內を振盪せし天正の兵亂の餘波に罹

り、寺領收められ、堂舎火かれしか如し。

〔寺社創記〕 古東西に新豐庵瑞泉庵の二舎ありといへとも天正二年秋一揆の爲に燒失す

天正三年、織田信長、當國の一揆を一掃するや、國守前波長俊の周旋にて、寺領を寄せしか沿革の章、例の兵亂に、有邪無邪に屬しけむ、松平秀康の入封するや、直ちに寺領五十石を寄せぬ、之れ維新前迄傳へ領せし物なるべし、當寺に、文書存するなきも、(舊史)によりて補ふ

〔越藩史略〕 (慶長八年正月廿一日)亦諸寺を封す…寶慶寺に五十石…

〔當寺古文書〕

一高五十石者 大野郡寶鏡寺村内

右令寄進之條全可有寺納者也乃如件

慶長十八年丑七月十一日 忠 直 華 押

一書令啓達候仍御手前エ被進之寺領御朱印相調申候間依進じ候恐惶謹言

十月十九日 小 備 後 守

法經寺侍者御申

本 伊 豆 守

宰相寶慶寺御寄進地書分彼寺工可進之由田那部藏人申付候間其方兩人御寺納分可爲御百姓然者其方作分之田地毎年未進無之御寺年貢米可進納候猶於無佐法者自此方急度可申付候者也

藏人下代 丹羽 治 兵 衛

竹 内 久 助

六月十二日

九〇一

下編 町村誌 上庄村



寶慶寺村

正立小作ハシスメ  
サカヤ小作マエ田 兩人

大野郡本寶慶寺領東同村之内其高五十石任先規令寄附畢全可有收納者也仍如件

萬治二己亥年八月 日	光	通華押
延萬三乙卯年十二月 日	昌	親華押(寄進狀)
延寶五丁己年十二月 日	綱	昌華押

按に貞享三年閏三月福井縣綱昌封を沒せられ吉品半知を受けて養ふや寶慶寺村は公料となりぬされど寺領は依然たりしなり  
〔越前名蹟考〕 室慶寺村 公料高二百五十石二斗六升四合 寶慶寺領内高五十石

〔明細帳〕 當山開祖寂圓和尚は大宋國洛陽ノ産ニシテ安貞元年宗祖道元大禪師歸朝ニ隨テ渡來シ弘法ヲ補弼シ弘長三年永平寺二代孤雲禪師ニ嗣法シ同年九月當寺ヲ開闢ス石上座禪十八年其間一牛一犬師ニ隨テ保護ス頭陀袋牛塚犬塚現存ス正安元年藤原下野守知圓侯數多ノ田山ヲ喜捨シテ最明寺時頼公ノ菩提所トシテ一寺ヲ創立シ薦福山寶慶寺ト號シ永平寺ノ門首トス貞治四年藤原下野守圓聰侯足利尊氏公追福ノ爲七堂大伽藍ヲ再建シテヨリ天正之度迄ハ聯綿トシテ存在セリ其後信長公滅祿シテ百石ヲ賜リ慶長十八年滅祿シテ五十石トナリ寶永五年五月舊幕府ニ於テ改テ除地高五十石ヲ賜リ明治四年上地被仰附

其間、二十世以饜の曹源寺大野町、二十四世慶龍の徳巖寺大野町、光徳寺本を再建し、梵鐘を鑄造せしが如き、二十八世雲波、永平寺三十五世兎全の助力を得て、本堂を再建し、四十三世吟龍、其師玄透永平寺五十世と狼吟龍、鬼玄透と併稱され、四十四世湛然、現今の庫院を再建し、四十六世笠松戒麟、在寺五十二年、梵鐘を改鑄し、山門を建て、且つ永平寺の監院を勤むること多年、其承陽殿の再建、能山との紛擾、財政の整理等、無比の大功を挙げしが如きは、異彩あるものに屬す。

〔歴代〕 開山寂圓 義雲 曇希 等理 義印 喜雄 祖珊 喜舜 永久 永義 明珊 靈濡  
慧林 建綱 如忻 祖龍 禪松 祖朴 東玉 以塵 梵藝 晃龍 宗泉 慶隆 快育(中略)  
戒麟

當寺は、日本曹洞宗第二の道場として、古來宗内にて、寺格の高き其儔少なかりしも、比較的貧地の稱ありしものゝ如し。

貞享元年甲子年九月十三日覺海以本山中興功爲内護傑格之一寺 享保九年甲辰年二月廿六日承天當寺卅二世夢隱代本山中興之因縁爲按群之會下號令免許三關寺(總寧、龍隱、大中)よりの來書に承天裏書して曰く  
寶慶寺會下唱號所先規三關寺へ申談し無別條ニ付右申渡ス依テ寶慶寺貧地ニ付關東へ強ト使僧差出ス事ハ申斷愚僧石之禮旁書道シ候シテ返禮ナリ爲後證寶慶寺ニ遺シ置ク也



明治元甲申年九月廿七日浪海三十四世 余寺之類例ニハ全羅成間數候二出世…免許 明治元戌辰年十一月臥雲四十六世 四門首隨  
一諸未派之頂額也…更改任常慎會…



三 什寶の見るべき少からず、曰く漢土より將來の三尊派古畫、之は開山常隨の襲寶なりといふ、曰く雲居道膺禪師眞影、黒衣左向宋、朝より將來曰く天童如淨禪師眞影、左向にして座椅、宋朝より將來曰く道元禪師月見眞影、之は鏡御影とも稱し、自畫自贊にて、一拜人をして稽顙せしむ、其贊曰、

氣宇爽清山老秋觀天井皎月浮一無寄六不將任騰々粥足飯足活鱗々正尾正頭天上天下雲自水由  
建長己月圓日越前吉田郡吉田祥山永平寺開闢沙門希玄自贊  
曰く孤雲懷裝禪師眞影、曰く開山隨身九條袈裟、同俗、法派袋、笈、牛と犬との頭陀袋、共に

犬塚

其製作の巧と、其品質の粗と相俟ちて、當時を偲ばしむる絶好の資料たり。

牛塚は、銀椀峰路の北側寺を西に距る二町許、田道より岐れて數十間の小龕内にあり、(賽者絶えず)犬塚は、山門前の

西側の巖岩下に在り、共に其の製古雅苔色可掬。

〔寺社創記〕牛塚は白藏庵の西一町にあり主人此の塚を祭るや感應あり 白藏庵塔頭、萬靈塔の南にあり申…犬塚は牛塚北十餘歩にあり

(按)に白藏庵跡は、現今の學校敷地ならむ、又、犬塚は近世移せしものか。

當事は、古來より其名高きを以て、各種の書に記載せらる。

〔歸雁記〕大野の奥に寶慶寺といふ古寺あり開山寂圓和尚は道元禪師天童山より同伴し玉ふ其の頃の唐土の年號を取て寺號とせりされは無木寺の寺なり爰にも景色あり銀鞍峰龍か馬場部子の嵩方丈ヶ嶺と云高き山々此寺に近く見ゆ(名蹟考)素良按に寶慶は宋の十四世理宗の年號にて其元年は吾朝にては八十五代後堀河院嘉祿元年乙酉なり

〔名勝志〕寶慶寺曹洞宗木ノ本より南二里許山中にあり開基は寂圓和尚なり永平寺道元和尚の弟子なり此寺の開山堂の天井は二間四方の一枚板なり蟠龍のけぼりあり龍の鬚は四五寸も彫りはなちてあり此天井板寺の寶物の内なりと云々私云道元和尚宋國より歸朝の時木の道の工玄之と云者渡れりと此天井板の彫彼の玄之が彫たりと云説あり永平寺村の大工は玄之が子孫にて玄之を今は名字として玄之と唱るなり

(按)に龍の彫物も天井一枚板にはあらざれども鬚は寸尺四五寸以上彫り放ちありて其製作奇古數百年前の物に屬す且開山堂は二百年前の再建なれど彫龍は其天井板とは木理を異にし時代を異にし嵌入の跡著しきに徴すれば兵火の際取はずし再建の際之を装填せしならむ今次撮影して世に其一斑を示さむと苦心せしも堂内陽光少く遂に之を能くせざりしは遺憾の



極なり玄之については〔吉田郡誌〕志比谷村に詳述し置きたり乞參看

〔繪圖記〕 開山寂圓和尚開基より四百三年道元入宋有て歸朝の時宋天童山より同伴來朝の僧なり如淨和尚自畫自證の像道元自畫自證の像同歸朝の時の袈裟衣頭陀あり〇十四景 法華峯 般若嶺 銀椀峰 虎頭石 虹影橋 臥龍池 三曲路 萬杉關

寶鏡池 靈鷲峯 長鯨橋 紫巖嶺 樂雲峰 未詳 〇寺領五拾石當時最明寺時頼依爲〔菩提所〕山林寄附其後永正年中朝倉

玉岩天正年中太閤明智金森灌川左近等段々寄附狀有之依而一伯樺御墨印被下

〔享保書上〕 最明寺時頼歸依の寺と云

〔深山木〕 寶慶寺にまうてける時 古寺の鐘の響をしるべにてとほき山路をなづみきにけり

かまくらの最明寺殿のうせたまひぬるをかなしびてしもつけの守藤原のあそみのいとなみたてしに寂圓禪師のはじめてすみたまひつる寺なりといへりいとわい山にてこの寺につかたみのふせ屋谷のまにまばらに見ゆるのみにてあたりちかく入すむさともなくわけ入りて見ればおのづから心もすみわたりてきよくなれるところなり

當寺の境地早く十六勝の目あり 各目の説明は〔寺社創記〕に據り附載す

越前國寶慶寺十六題詠並序

面山 瑞芳

余也二十年前偶過夏於越之越福山寶慶古刹乃是昔時宋寂圓禪師之所隱而千峰萬嵐萬溪流灌入烟斗絕塵鹿惟友到其境致之蕭洒皎潔幽間遠覺則雖謂彼衡岳大梅煨芋松食之深居亦不可多讓也因依龍堂主人之責慨吟詠乎二世義雲禪師所揭三十有六頌然而年月既久一言不憶恍惚脫離與夢無異客和偶留宿於越之祖山殆乎半月余因與釋調力生着談及十六詠調云云其袖今尙在焉余也愕然連馳書乞至繙之電腦一過一旬意鄙陋浮淺恰如小兒學語之不可章句於是頓上不暑汗流即擊破燼爐雖亦不可爾止因再泮毫收詠價借且手書投之含光室中他日若翻破窓覆覆則余之本懷也

第一長 鯨橋 巖崎より八丁

怪木奇巖古路幽、長橋廣博架溪流、鯨吞海水竭來此、曝背山中五百秋。

第二虹 影橋

度馬度驢遮莫安、何須十二玉欄干、虹霓背上一條路、不是神通可透難。

第三三 曲路

正去偏來不犯中、祖然古路回尋蹤、可知洞上伽藍衆、几聖咸從者裡通。

第四萬 杉關

天窺外道可難舉、解脫門頭那一關、萬幹衆叢老杉翠、摩雲聳立古巖間。

第五虎 頭岩

不是大空非小空、英雄竭力一張弓、可憐屋下千年睡、時動林梢起暴風。

第六臥 龍池

澄目寒心藍滿池、神通變化不思議、南山雲起北山雨、知是壽龍回夢時。

第七假 山林

赫々神光龍興天、安人護法德無邊、牟尼遺囑不曾監、更築山林祭廣前。

第八寶 鏡池

池關大圓圓鏡光、渠方是汝沒商量、向人欲說主中主、碧水風生波渺茫。

第九葵 菊林

五分法身蓮十方、放開鼻孔見羅芳、半千遺蔭不曾古、葵菊林中風轉香。

第十座 禪石

高三丈二尺橫徑又 同正東西丈二尺

下編 町村誌 上庄村



投子南泉居士、從來商略太忽々、生公莫費用言語、億劫頑眠烟樹中。

第十一銀 盤 峰 客殿正南北向峻嶺あり即部子山の一峰也

向山風光不是心、虛空一色孰知音、那邊擊出眼睛箭、銀盤盛余雪萬尋。

第十二紫 巖 嶺 俗巖峰と稱せり

春來揮染眼齊筵、聚起前山紫巖拳、箇々須掌過始得、舌頭具眼老南泉。

第十三乘 雲 峰 銀盤西の險嶺なり即部子山の一峰也

安住恒常山是稱、變遷來去以雲名、掀翻動靜一如處、尖額時乘素練輕。

第十四般 若 嶺 木本岩崎より凡十町餘にあり

常啼東請妙香城、二十空門絕謂情、踏斷途程登此嶺、始知向上有峰疑。

第十五靈 鷲 峰 當山の戸陀林なり

是名一大事因緣、常在靈山現在前、十萬八千里見毒、不知巖峯時那邊。

第十六法 華 峰 葵菊四數町にあり

眉間毫玉聖凡融、一念圓明皆即通、照破東西南北限、時看孤月上中峯。

總 頌

高祖藏跡越深山、境致幽音豈等閑、數片行雲浮石上、一條奔水下溪間。

春來靈鳥銜花集、秋到老猿拾菓還、二八拙題筆供養、圓寂寂照暗恬顏。

雜時

享保二十年星舍乙卯春三月吉日

住若州空印社多面山瑞方焚香拜手草

又遊記詩文等少からず。

遊 寶 慶 寺

富 永 成 清

途從大野發、一向銀鞍峰、淨域追溪水、洞門响梵鐘、堂開面壁像、蓋畫升天龍、試坐安禪石、閑雲下古松。

同 岡 田 輔 幹

靈山初地遠、一路架天梯、春后猶余雪、午時遙聽鐘、歸雲觀色相、流水滌塵迷、留賞情難盡、遲々下古溪。

詣 寶 慶 寺 記 〔心愛風月叢書〕所收 小 武 友 梅

〔延寶二年彌生〕夫よりはるく遠き原野を分行けば牛ともあまたむれ遊ひけるを見て

嬉しともうしとも知らず春の野に遊ふ心そら山れける

やうく行程に一村の人家有所に着きぬ微阪といふ名にふりし阪をのぼりぬかの精舎のほとりに到れば「春山重疊して紫門常にとなはず雪また銀鞍の峰に残りて梅盛なる庭のたすまひも深林にあらすばいかて今立かへる春のけしきやは云はむとあやしきまでに感じ覚えて

山ふかう尋入らずば中々にふたゝび梅の盛やは見む

代々をへて猶古寺の鐘の音やむかしにかよふひびきなるらむ

かく世はなれたる山の洞に支那國よりはるくわたりて白雲幽石を明くれの友として過し給ふものかなと有かたう覺え奉りて

春風吹我上銀峯、疊々烟嵐翠入樞、欲問天童端的旨、梅花一咲白雲中。

花の色猶なつかしみ唐のむかしの人のあともおもへば

下編 町村誌 上庄村



白もせにたゝぬ教や物いはぬ花に御法の色をのこして  
太龍山下雲爲雨、銀梳峰頭雪是花、探得泉源寒似雪、飄然不覺履雪過  
峯の嵐谷の流の音までも妙なる法の聲ならぬかは  
傳こし法の深山の遅櫻花も教の外に咲くらむ  
立かへり見れともあかね山吹のかけさへ清き瀧津岩波

寂圓禪師

寂圓禪師 其行狀は、左の書能く之を盡すを以て、轉載して敢て贅疣を附せず。

〔面山廣録〕 寶慶寺寂圓禪師傳 若州面山和尚撰述

越前薦福山寶慶寺開山寂圓禪師大宋之國人依天童淨和尚削染時名智深永平祖在天童時  
友好祖歸東之日師亦欲從祖云和尚去矣且事湯藥紹定元年戊子七月十七日淨和尚示寂師  
與商船來謁祖於深草自後於興聖於永平茂須更相離也祖示寂之後即隨葬和尚參請  
一日問云如何是師子吼一音葬曰更不外出師云爲甚麼麼不出葬云百獸腦裂師云恁麼似大  
無益葬曰更無一個不承恩師云某甲會也葬曰作麼生會師云百獸皆師子吼葬曰爲甚麼麼師  
云萬曲是一聲葬大肩焉師因在承陽奉于香火殆乎十年號寂圓塔主弘長中逾年耳順乃  
入越前州大野深山結茅安禪一牛一犬常時馴從野州大守藤氏偶々出獵逐獸入山忽見師之  
定座石上而生奇想問訊恭敬后彌歸信受菩薩戒取弟子禮號真空沙彌尋就其山草

(灰 像)



(白筆畫像)



創一伽藍師名以薦福山寶慶  
禪寺之號殿宇宏備叢規井井其  
子藤氏智圓又施山林園田以  
薦最明寺道崇禪門之冥福師入  
山以來四十年終不逾境下里  
正安元年己亥九月十有三日忽  
告衆云吾方歸本國衆皆訝之  
少焉端座而逝壽一百有餘圍維灰  
中得靈骨一具可高三寸其形

與師平日端座相衣肉威儀不毫所差今安寶慶祖堂塔號慈菊林師入寂日其牛與犬俱斃今  
山下謂牛塚犬塚者埋之處也嗣子一人曰義雲補席而住後中興永平風門大振師曾侍淨和  
尚一日寫真乞贊和尚乃題曰座斷乾坤全身獨露呼作木師和尚當甚冬瓜茄瓠更好笑金剛倒  
上梅花樹徒弟智琛乞語太白老僧下有花坤此軸乃師之所自宋將來而現今納于寶慶室中

〔開創寶慶由緒〕 永平十二世 寶慶十四世 建綱禪師證記

下編 町村誌 上庄村



薦福山寶慶寺開山寂圓禪師者大宋國洛陽之人也幼年登太白山剃髮受戒依如淨禪師得悟普參太宋國諸山之名師究東西之玄奧云云貞應二年道元禪師入宋之時在天童山始相見心心相投遂在師弟之契約也

大宋寶慶三年日本安貞元丁亥年道元禪師歸朝之時寂圓禪師同行明州之津迄見送已同船欲來朝道元禪師云吾師及老極遷化不遠汝從是歸天童可隨侍如淨禪師遷化之後早待來朝云云道元禪師歸朝之後者寂圓禪師歸天童隨侍如淨禪師安貞二年七月十七日如淨禪師示寂

安貞二戊子年寂圓禪師浮商船來朝再見道元禪師於興聖永平建立先師之祖堂以寂圓禪師任塔主承陽庵是也建長五年八月廿八日道元禪師示寂之後依孤雲禪師咨扣必要二日間曰如何是獅子吼一音雲云更不出外師云爲甚麼不出雲曰百獸腦裂師云某甲會得百獸皆作獅子吼雲云如何怎麼會師云萬曲是一聲雲云汝是能達觀音入理之門師作禮拂袖去雲即印可

弘長元年辛酉同國大野郡本本野奧銀碗峰之麓分入安座石上山居給人不之思議哉無何牛與犬忽然來在左右隨師作務方大谷座禪石牛探火塚今有之成就之間方丈谷工席ヲ移シ玉ヲ弘長年中野洲之大守藤氏山狩之節拜寂圓禪師爲歸依檀那後受菩薩戒真空之沙彌是也遂造立一字名寶慶寺請寂圓禪師爲開山此時諸堂未圓備弘安元戊寅年檀那受菩薩戒之弟子智圓沙彌直學天童山之境造立七堂伽藍捨山林田產四明寺殿爲菩提所從是四衆如雲集爲天下大叢林得悟者多孀子義雲禪師永仁三年四月廿日入室傳法

正安元己亥年九月十三日命孀子義雲禪師傳相承之大事紹寶慶之席吾謂歸大宋忽然脫云壇那弟子衆拾集遺骨造開山之眞像名遺骨御影今有之世壽九十有三歲ニテ御遷化也遺骨失之

義雲禪師

義雲禪師 亦、古書の既述を以て傳に代へむ。

〔開創寶慶由緒〕 同年十一月二十一日義雲禪師就當山開堂法語等見義雲錄

正和年中永平寺義演禪師遷化斯時有三代相論永平寺及大破滅法寶慶二世義雲禪師見之乃祖道元禪師遺跡及斷絶深嘆息在之命嗣子雲希禪師紹寶慶之主席義雲禪師命曇希禪師寶慶之寺物ヲ取持シテ永平ノ諸堂圓備ス

義雲禪師筆蹟



正和三年甲寅年義雲禪師登本山永平寺入院開堂祝聖罷拈香云此香熱爐中穿人鼻孔通混沌未分之靈薰包容乃祖髓皮全兒孫之繁茂根葉供養薦福開山圓大

和尙禪師因酬法乳之恩其外法語等見本錄誠是道元禪師傳法第四世孫寶慶二世永平寺中興也因斯寂圓禪師爲本山之第三祖嗣書血脈分明也永平寺寶慶寺於列祖開基檀那牌面不書別號例道元禪師者也且又傳法之二字別而大切書之爲明正敵也每年從本山和勤寶慶忌從中興義雲禪師始也已寂圓禪師相當三十三回諱中興義雲禪師從本山來寶慶上堂拈香云此一拈香從胸襟拈出欲酬恩恩還如怨欲酬怨怨亦似恩超恩超怨是一木分上爲日月星辰作光彩下爲萬木百草作靈根熱向爐中供養先師當山初祖因酬法乳之恩云々



就座即曰萬機休罷一物長靈太虛寂余靈塵々々未善先師平生是甚麼心行使吉祥孤雲嶺之風月排薦福深岳林之岩扉此風隨西來三周掉而滿此月逐南海一葦船而來正與慶時不涉去來路阿誰敢拾遺

中興禪師永平寺住院時弟子宗可侍者中興之書壽影渡唐淨慈寺佛鑑禪師請贊云關洞上宗風得寶慶密意爲永平中興第一世云云

正慶二年癸酉九月二十七日中興禪師命寶慶第三世曇希禪師讓永平寺之席同年十月十二日中興禪師示寂辭世頌云毀教誘禪八十年天崩地裂沒火裡泉

光德寺 (春日山) 曹洞宗 木本領家に在り、寛永の頃、貞庵慶甫の草創に係り、徳巖慶隆を開山とす、舊幕時代には、領主の崇敬淺からざりしが如し。

〔寺社創記〕 徳福山寶慶寺に屬す開山は徳巖慶隆和尚なり此師寶慶寺第廿四世に住し山務を執り道を正ふして法を修せり而寛永初曆の頃貞庵慶甫といへる人ありて光德寺を開創し寶慶寺の別院とす慶隆に道後して世をやすくす然るに領主松平土佐守殿慶隆を歸崇して寺地山林を寄附したまひて其門の福なる事徳福山になほまされり開基は貞庵慶甫首座なり氏族産土山門の辰の方に萬靈牌を立てり高さ五尺餘にして天和二年五月十四日營建なり

現今尙古文書を藏せり。

一寺内之内水役百姓諸役許置候間寺御道可有事

光德寺

一川摩坂より上へ荒子島四段半寺被置候事  
一寺より上へ林春日山之境まで寺被置候事  
右之通被下置候者也仍如件

寛永四年卯ノ三月十一日

山口太郎 左衛門華押  
絲 茂 左衛門華押  
丹羽 彦 左衛門華押  
小泉 權太 夫華押  
齋藤 甚兵 衛華押

興徳寺 殊榮

一寛永拾貳年九月日 酒井外記杉田壹岐守伯伊勢守永見志摩守本多丹波守華押 任先例從忠昌公被寄附華云々の寄進状  
一萬治二年八月日 光通朱印永見帶刀奉之寄進状  
一延寶三年十二月日 昌親朱印永見志摩守奉之寄進状  
一同 五丁巳年十二月日 綱 昌 朱 印 同 上  
一享保十五年四月日 詮方朱印植田半藏同上  
一寶曆十四年四月日 詮央朱印小堀勘十郎同上  
一安永三年五月日 詮 茂 同 上  
一天明八年四月日 詮 照 朱 印 曾 我 部 同 上  
一文化十一年正月日 詮 先 同 鈴木源左衛門同上

下編 町村誌 上庄村



西應寺

一文政五年四月日 詮勝 同曾 我管助 同上  
西應寺 眞宗 佛光寺派 今井に在り、

〔明細帳〕 往古天台宗平泉寺末派ニシテ開基不詳十六世眞底大野ヨリ今井村ニ移轉專西寺ト稱シ來ル處寛文十二年八月十四日十七世眞永故アリテ佛光寺ニ歸參其時西應寺ト改ム

(按)に戦國時代の文書に見ゆる高田派の專西寺は此寺ならむか、蓋し改派以前は高田派なりしなるべし

福正寺

福正寺 眞宗 木願寺派 吉にあり

〔明細帳〕 安政二年九月三十日開基海山創立其後廢寺ト相成明治十三年石川縣へ依願同八月六日再興

其他

其他左の二ヶ寺あるも山緒の微すべきなし

專福寺 眞宗 木願派 御給ニアリ

光葉寺 眞宗 高田派 友兼ニアリ

故蹟  
小山城蹟

故蹟 小山城迹 北御門の東に在り、即ち、城山と通稱し、斯波義廉の居りし所と傳ふ。現今は、唯山の北部に、殿下屋敷と稱する平坦地ありて、傍より當時の飲用水なりと傳ふる清水湧出して、當年を叫くが如きあるのみにて、其斷礎敗壞の影だに無し、されど、此山の各所より、墓石を掘出し、附近の田圃より、折々、錆びたる鎗刀の如き武器を發見することありといふ。

ふ。

〔城迹考〕 斯波義廉 北御門村より四十間許東ノ山方にあり大野より一里半許東ノ方福井より十里半許

〔亭保書上〕 城時代不知 大野より一里南の方國王師村に有城臺櫓臺の跡あり。又武衛山共云。

春登小山古城

四 澤 有力

龜背城南百尺臺、登臨極目且律徊、九龍流折金崖落、千冢風連嵐岳開、

萬葉花鮮他日涙、新田夢秀往年灰、寧々陳述人何處、唯有晚風教客哀。

春日山城迹

春日山城迹 木ノ本春日神社の境内、即、春日山に在りて、今も尙、内堀の跡残れり、蓋し松平直良の居りしものならむ。

又、區の中央、現學校の近傍を、馬場といひ、其他、荒子町、横町の名を存じ、御殿町、及、茶屋出等の名有り、而して、西方の山麓に安置せる藥師如來は、直良の崇拜佛にして、同所より滾々として湧出する清泉を、御膳の水と稱し、其常用飲料なりしと傳ふ。

〔城迹考〕 春日山城 時代不知 木ノ本家領家村に在り

加藤宗月の館跡 今の木ノ本杉木氏の邸宅ある所なりしならむ、之に通ずる道路を代官道と稱せり。

〔城迹考〕 加藤宗左衛門 木ノ本村領家村に在り

下編 町村誌 上庄村

宗月の館跡



男女杉

男女杉 木ノ本鎌柄谷にありと云ふ。

〔享保書上〕 木本村鎌柄谷の山の内に男女杉と云ふ大木有り尤十二本、是は荒島山に住し常陸坊仙人植置し杉かと申傳る又里人は弘法大師杉の著をさしたまふ木とも云ふ。

〔繪圖記〕 鎌柄原といふ所に杉大木二本あり女夫杉といひ二圍許なり五百年以前に常陸房海存と云ふ仙人嵐間ヶ嵩に住居の時植たる由云傳ふ。〔按〕に柄は柄の誤ならむ。

〔按〕に〔越前名蹟考〕坂谷村堂島條下 鎌柄原女夫杉と載するも、彼の地の人に聞くに、更に所在を知らず、蓋し、此鎌柄谷を誤りしものならむ。

抱の庄義説

抱の庄 〔歸雁記〕 木ノ本の内に抱の庄といふ所在り、〔按〕に、〔名勝志〕其他は、夫を富田庄とせり、果して此地に存するやは疑はし、蓋し、抱の庄の一部なりといへる壁倉が、木ノ本領なりしよりの錯誤なるべし、平泉寺村富田村參看

神明山城迹 〔城迹考〕 時代不知 佐間村之持山之内に有大野より二里。

若生子の一本橋 〔國繪圖〕十間

〔深山木〕 おもふことありて

岩のへに架し若子の橋よりも渡兼つる世にこそありけれ

こはまな川にかけたる橋なり川の流早ければ柱は立へくもあらずちちくにし出たる岩のへに一もとの木をさしわたせるなり里の人はおも荷おひなからたやすく行かふなれとならばぬ人はほしのせまく高きに心おくれも、おのゝきていとわたりがてにすなり

神明山城迹 若生子の一本橋

人物

人物 本村に來住の聖僧、勇臣等固より少からざるも、今は本村出身者に止むる事とせむ。

金森顯順

金森顯順 友兼專福寺の僧なり、其の事歴は、同寺境内の碑文に明かなり。

顯順之碑 〔明治三十年四月四日除幕〕

舊福井藩主侯爵松平康莊公篆額

明治二十九年五月二十八日文學博士南條文雄撰

師諱顯順金森氏號隨光院又號開巖大乘院諱顯明第三子也天保四年生十年八月得度于本山安政四年二月繼父爲越前大野郡上庄村友兼專福寺第十七世住職萬延元年七月進堂班院家師早有護法扶宗之念乃遊學伊勢從忍州鑑學研習宗乘及天台教義傍學悉曇明治三年四月爲誠心講鑿儀十月爲福井藩所立僧學寮寮察專力布教六年一月官發令廢無擅無住之寺及停止說教人心躁然三月六日頑民誤解朝旨暴舉蹂躪大野町以迫官衙四月四日敦賀縣廳歸罪于師等處以嚴刑師時年四十一是日豫作書教誠家人二十二年二月有大救之恩典二十七年五月福井裁判廳附與免罪證明書明年三月宗主追賞師之護法許肖像服朱鷺色衣蓋特典也頃日遺族將建碑以傳之後世寄狀請銘因叙其梗概係以銘々曰

教令日新 難化頑民 越山有人 殺身成仁 短筆直陳 乃了宿因 忽遇回春 高志永伸



廣瀬明 木村友兼城左衛門の子にして、天保十二年に生る、幼名を啓藏、後四郎左衛門といひ、初め梅墅と號し、老ひて梅翁と稱せり、資性學を好み識見あり、殊に教育を樂しみ、明治參年、夙く、自宅の一隅に私校を建設し、教師を聘して子弟を教訓せり、これ本郡に於ける小學校教育の嚆矢なるべし、明治十九年、其校を廢せられ友兼小學校となるや、後少らく本縣廳に出仕、二十三年歸郷、二十八年五拾四歳にて逝けり、曾て、竹葉の描法を會得せんとて、竹簞に一室を設け之を畫くこと三年間に及べりと云ふ、以て其研究の一端をトするに足れり、是蓋し、見るべきもの少からざりし所以ならむ、

後佐々木信綱

梅林二葉氣尤雄、有始更望克有終、呼曰神童我不取、待君他日是才翁。

題 白 畫 竹

何羨春風桃李榮、虚心高節自清貞、只有梅兄松叟在、學生不肯歲寒盟。  
 山上嶺崗山下竹、香風翠影繞茅屋、人間無此好春光、寄語黃公休出行。  
 瑞雲瀟々路縱橫、吟杖獨尋仙境行、日午高人眠未起、繞門竹陰不堪清。  
 掌大園庭綠草滋、芟除荻竹々陰移、黃昏沐罷呼杯坐、添月看來越樣宜。  
 山厨呼酒好調羹、龍々龍係進土生、寄語阿婆休研盡、欲留數本聽秋聲。

題 白 畫 菊

稻雲雪欲埋畦、札々鐘聲東又西、忙裡無人看菊去、斜陽慘淡蝶花低。

節婦石田みの 木村上若生子のもの、貞助の母なり、二十餘年婦道を盡し、世人の歎稱する所たりしが、終に、四十年一月四日、坂本木縣知事賞賜旌表せり。

〔賞狀〕 天性温良婦嫁以來善ク夫及男ニ事ヘ特ニ夫今藏彌山稼ノ爲十數年家を出テ歸ラズ其間節を守リ男其平ニ奉侍シ叔母ノチ敬愛シ長男貞助ヲ撫育シ傍フ家計ニ經理ス明治廿七年夫歸郷シ重患ニ罹ルヤ日夜力ヲ看護ト療養ニ竭シタルモ花再癒エズ十有一年ヲ經テ終ニ歿シ長男ハ徵兵トシテ入營シ塚テ日露戰役ニ從ヒ叔母ハ病ニ罹リテ死去スル等困厄交々殊ルト難風掃スル處ナク益々男ノ爲メニ承歡ヲ懋メ學々トシテ婦道ヲ盡ス其苦節堅操二十有餘年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ其賞トシテ金五圓ヲ下賜候事

〔官刻孝義錄〕 に載する者亦た左の二人あり

孝行者	土井能登	中村	百姓三右衛門娘	さよ	四十
	守領分			七歳	寛政二
同	同	中据	同	仁右衛門	三十
				五歳	同三

西南戰役 出征者五名

受勳者一名

明治二十七八年戰役 出征者十五名内戰死者一名

陸軍歩兵一等卒 森 下 岩 松



明治二十八年四月五日清國牛莊に於て戦死

陸軍歩兵一等卒 笹島三松

明治二十七年十月二十七日清國海城縣兵站病院に於て病死

陸軍歩兵一等卒 向井啓松

明治二十八年九月二十一日臺灣臺北に於て病死

明治三十七八年戦役 出征者百八十八名内戦死者二十四名 病死者六名

法名 心月院釋法照 歩兵中尉從七位勳六等功五級 松田義雄

松田中尉

三十七八年  
戦役  
戦病死者

男子劍を把て戦陣に臨む、萬に生還を期せず、宜なり我帝國軍人の到る處に敵靡かざるなく、城塞陥らざるなきことや、されど、令を山の如く重んじ、命を毛の如く輕んじ、人體以て上石に當り、旅順要塞に玉碎せし、義雄其人の如き、悲壯中の悲壯なるもの、一なり、明治三十七八年戦役中、大小幾千百合、而して、其悪闘苦戦、慘の慘たるものを、旅順要塞攻圍とす、第一回攻撃軍全滅して、第二回軍、又、殆ど盡く、即ち、第三十五聯隊附に轉補せられて出征し九月二十八日、盛京省八里庄附近に於て、中隊長代理として夜間工作掩護に力む、敵兵逆襲し來ること間斷なし、一回は奮然撃退す、二回又敢然退却せしむ、三回には飛彈暗中に躡つて前

頭部を擦通す、時に左の通告は、半死の義雄の手に達しぬ。

貴官ハ斷ジテ敵ヲ驅逐センコトヲ期セララルベシ

右師團長ノ意圖ヲ含ミ通告ス

九月二十八日

攻撃中隊長松田少尉殿

參謀長



松田中尉

を督す、敵兵披靡し、遂に却き、所期は能く果せしも、右腿に砲彈創瀕顛部に砲彈破片創を受

襲撃に襲撃を重ねられ、疲憊の寡兵を以て、生進の敵衆に當り、身亦た重傷を負ふ、されど、令如山、唯一死を賭して遂行せむのみ、當時の心事を追想する者、誰か毛髮竦せざらむ、義雄は、更に劍を把つて陣頭に立てり、彈丸雨下とは常態のみ、眞箇炎々猛火中の不動尊は現出せり、勵聲叱咤、部下



け、全身殆ど完膚なき其雄姿を、塹壕内に横へぬ、官即日其殊勳を賞して中尉に陞め、功五級金鷄勳章勳六等單光旭日章を賜ふ。中尉は、明治十三年十月を以て、本村森政領家乾氏の家生まれ、福井中學の業を卒へ、三十二年十二月、一年志願兵として、歩兵第三十六聯隊に入りしが、三十四年、出でて下据松田氏を襲ぐ、一子あり操と名く、翌年、少尉に任じ、日露兵戈相見ゆるに至るや、五月充員召集に應じ、三十六聯隊補充大隊附となり、越えて四月、此勇奮なる忠死を敢てしぬ、其壯烈實に萬古に傳ふべし、享年于時二十有五。

法名 釋 義 芳 陸軍歩兵長伍長勳七等 山田儀三郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 康 昭 陸軍歩兵上等兵勳八等 高畑四郎吉

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

陸軍歩兵上等兵勳八等 明石六松

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 顯忠院一乘大舟 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 廣瀬舟夫

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 康 純 陸軍歩兵上等兵勳八等 山西太一郎

明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 勇 譽 義 山 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 齋藤伊代松

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 賢 孝 陸軍歩兵一等卒勳八等 中島宇之吉

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 海 慧 陸軍歩兵伍長勳七等功七級 猪野定藏

明治三十七年十月十七日清國盛京省二龍山に於て戰死

法名 釋 良 純 陸軍歩兵上等兵勳八等 竹下喜代吉

明治三十七年十月三十日清國盛京省二龍山に於て戰死

法名 仁 山 誠 忠 陸軍歩兵一等卒勳八等 山口操

明治三十七年十一月二日清國盛京省二龍山北方守備地に於て戰死

法名 釋 法 緣 陸軍歩兵一等卒勳八等 土本安之助

明治三十七年十一月二日清國盛京省二龍山中腹に於て戰死



- 法名 釋 忠 善 勇 譽 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 齋 藤 仁 作
- 明治三十七年十一月二十一日清國盛京省嶧子峪に於て戰死
- 法名 忠 勇 提 柳 首 座 陸軍看護手勳八等功七級 岡 田 提 柳
- 明治三十七年十一月二十六日清國盛京省二龍山に於て戰死
- 法名 釋 哲 明 陸軍歩兵一等卒勳八等 門 前 吉 藏
- 明治三十七年十二月二十七日清國盛京省二龍山に於て戰死
- 法名 釋 忠 貞 堅 勇 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 穴 田 捨 次 郎
- 明治三十七年十二月二十八日清國盛京省二龍山に於て戰死
- 法名 釋 海 秀 陸軍歩兵一等卒勳八等 鈴 木 榮 太 夫
- 明治三十八年三月三日清國盛京省瓢坭子に於て戰死
- 法名 眞 活 義 順 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 森 下 吟 藏
- 明治三十八年三月七日清國盛京省造化屯附近に於て戰死
- 法名 忠 光 勇 照 陸軍歩兵一等卒勳八等 羽 生 奥 松
- 明治三十八年三月八日清國盛京省大小方士屯附近に於て戰死

- 法名 釋 了 國 陸軍歩兵一等卒勳八等 木 多 乙 松
- 明治三十八年三月九日清國盛京省郭三屯に於て戰死
- 法名 釋 誠 彰 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 廣 澤 市 松
- 明治三十八年三月十日清國盛京省東場上に於て戰死
- 法名 釋 忠 之 陸軍歩兵一等卒勳八等 山 田 助 六
- 明治三十八年三月十日清國盛京省東場上に於て戰死
- 法名 釋 良 普 陸軍歩兵一等卒勳八等 藤 森 藤 松
- 明治三十八年六月十六日清國奉天省孟家屯南方に於て戰死
- 法名 釋 眞 忠 常 念 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 兼 井 源 藏
- 明治三十八年二月二十八日清國盛京省地塔附近に於て戰死
- 法名 釋 義 海 海軍二等機關兵勳八等 松 浦 靜
- 明治三十七年七月二十二日佐世保海軍病院に於て病死
- 法名 釋 祐 謙 陸軍一砲兵一等卒勳八等 森 岡 國 松
- 明治三十七年八月二十七日清國盛京省王家田第一野戰病院に於て病死



法名 釋 忠 實 善 勇 陸軍歩兵二等卒勳八等功七級 久保田 代次郎

明治三十七年十一月二十七日清國海柳河綑帶所に於て病死

法名 釋 照 行 陸軍歩兵一等卒勳八等 森 永 喜 代 松

明治三十七年十二月四日清國長春奄第三野戰病院に於て病死

法名 釋 中 達 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 山 田 秀 雄

明治三十八年四月二十日清國遼陽兵站病院に於て病死

法名 釋 正 光 陸軍輜重輪卒勳八等 加 保 由 松

明治三十八年八月十日清國奉天省第七師團嘔吐屯舎病院に於て病死

生存殊勳者

陸軍歩兵曹長勳七等功七級 龜 井 甚 吉

海軍一等信號兵曹勳七等功七級 森 永 翠

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 森 永 善 助

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 龜 井 甚 兵 衛

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 米 村 米 藏

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 篠 田 徳 松

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 廣 澤 石 松

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 川 端 末 吉

陸軍工兵上等兵勳八等功七級 向 井 清

陸軍歩兵一七卒勳七等功七級 松 田 與 三 松

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 仲 谷 淺 次 郎

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 川 口 久 三 郎

陸軍騎兵一等卒勳八等功七級 廣 瀬 爲 松

陸軍工兵一等卒勳八等功七級 穴 田 四 郎 吉

雑 上若生子  
道の簡易水

雑 上若生子の簡易水道 此區、原と、飲料水に乏しく、或は筒を以て溪水を引き、或は眞名の川流に汲む、故に、雨天には倏ち濁流横溢し、旱天には忽ち水源涸渴せしのみならず、不幸上流に傳染病の發生せし際の如き、下流一時に其病毒に感染せし等、困難危険少からず、住民大に艱めり。

故に、淨水道の敷設を望むこと多年なりしも、費用を虞れて果さず、區民に笹島市右衛門なる



者あり、所謂簡易水道を創案發起して、明治四十年、區民中有志者の賛同出金を得、對峙せる山嶽字鍋足谷の、中腹巖壁より湧出る清泉を水源とし、殆ど瞰下す可からざる斷崖の眞名川上に鐵索を張り、之に亞鉛板の圓筒を吊下して水を導きしに、其構造極めて簡易、其工費亦僅少なりしに、其効益頗る著大にして、爾來晝夜混々注流する淨水、裕に部落の住民に供給して尙且つ餘あり、復た惡疫の蔓延を見ず、蓋し、水源良好、人家を遠く距て、密林に覆はれ、降雨濁さず、點塵汚さず、夏渴れず、冬氷らず、水質水量の變調なきが爲なり、此地、近時三菱會社の經營に係る中央精鍊所の設置あり、人馬の往來、亦、頻繁を來たし、衛生上の設備甚急を要するものあり、此水道の効益層一層を加ふ。

構造 水源より、數十間下にて、先づ、之を堰き留め、粗案にて石礫及塵芥防止を施し、次に、之を、百十間粗案にて覆へる小溝にて巖腹の方二尺許の第一水槽、即ち、砂溜に導き、此處にて水量を適宜加減す。  
 倍、此水槽より、八番鐵線、七本綯七十間の鐵索に吊れる、經三寸の亞鉛管を、四寸重に纏ぎ合はせ、其合はせ目を釘止めせしもの四十八間を通じて、部落の上端高地に設けたる、方三尺の第二水槽即分水槽に流れ來らしむ。  
 之より、三ヶの竹の埋樋に依りて、各處に設けたる三ヶの方一尺許の小水槽に導き、更に、此小水槽より竹の埋樋にて各戸に給水するなり。

起工明治四十年九月十日  
 竣工同 年十一月八日(竣工直に給水し始む)

費用 (翌年、繼目少き爲漏洩せしにより、九月十四日繼直せし分をも合せて、)金七拾五圓四拾錢壹厘、外に、人夫百三十五人、此費用は、最初の組合二十戸より、金五十錢乃至七圓を醸出し、翌年より加入せし者五戸は、各貳圓五拾錢宛を醸出したたり。

給水戸數 組合二十五戸 但組合外七戸  
 水量 一晝夜約六百石

修繕方法 此保存期限を十ヶ年と見込み、組合外の各戸より、毎年女二人の人夫賃を、金にて出さしめ、之を利殖し積立てつあり。  
 管理方法 最初は、組合の者、一日交代にて之に當りしも、種々弊害を來たせしかば、現今は、一月より、毎月金二錢宛を出して、中島權右衛門なる者に之を依託せり、給水費の至廉驚くべきにあらずや、蓋し、亞鉛管の勾配急なるを以て、管中砂を留めず、殆んど掃除の必要だになしと云ふ。

### 西谷村

叙説  
 位置廣表

境界

叙説 位置廣表 本郡の西南隅に於ける屏風、郡内兩山脈間に介在し、東西參里餘南北五里餘面積約十三方里、全部の五分の一弱を占む。

境界 南は、岐阜縣美濃國中根尾村越波、西根尾村大川原、掛斐郡徳山村植、塚と、一帯の屏風山脈を以て境し。西は、縣内今立郡上池田村田代、美濃侯、水海と權現山の支脈銀椀、部



子の諸峻峰頂に於て相隣し。北東は、西境の銀椀峰より岐れし笹俣嶺、及び、郡内山脈の一たる深坂峠、伊勢峠と、之より延ける山嶽を以て上庄村寶慶寺、上若生子、下穴馬村上大納、下大納上穴馬村、伊勢、久澤と相接し。四境連山東疊して、峻嶺險坂を経ざれば他に通じ難く、僅に眞名川に沿へる一道の稍坦なるあるのみ。

## 地勢

地勢 本村は殆ど不等邊三角形を成し、西南の權現山を頂角として、到處山ならざるなく、實に山又山の一語に盡く。先づ、南境は、東屏風山(平家の通寶地と傳ふ雜條參看)より起りて、蠅帽子嶺、白山、越山、姥ヶ嶽、冠峠、權現山等の高峰峻嶽東西に連互して雲表に聳え、美濃揖斐川との分水嶺となり。西北境には、權現山より分岐して北に走り、宜南峰、雛ヶ嶽、笹俣嶺の積翠を天に挿みて、足羽川と、雲川との流域を分つあり。東北境には、屏風山より岐れて、荒島嶽に達する郡内の支脈横はりて、伊勢峠、岩谷山、七重山を起して、深坂峠に達し、稍々西折して、若生子の諸峰となり、九頭龍、眞名二川の流域を分ちて、眞名川畔の斷崖絶壁を成す。而して、更に南境姥ヶ嶽より發して北走し、秋生川と、雲川との分水嶺となりて、中島に到りて盡くる一支脈ありて、村内を南北に縦斷する等、殆ど平地を存せず、斯く、村内に蟠踞する諸山嶽の溪流は、全部眞名川の上流に屬し、秋生川一名佐首川蠅帽子峠より發し、秋生にて、屏風山、及び

伊勢峠より發し來る二溪流を合せ、次で、木戸にて、小澤川を呑み、西北に流れて、中島にて雲川を容れ、眞名川となり、笹俣嶺の南麓を経て、上庄村に流れ去る。雲川は、西南境の權現山より發し、温見川、熊河川を合せ、巢原より稍々東折して中島に到る。是等の諸流の灌漑する田圃は、沿岸龜掌の地に過ぎざるを以て、用水として特記すべきほどのものなく、住民は、皆沿岸の稍平地を撰みて、小部落をなせり。

されど、村内鑛産に富み、採掘せしもの少からず。

中天井鑛山 上秋生の北部、山を攀づること半里の處にある銀銅鉛山にして、區域五萬六千六百三十坪、現今三菱合資會社の所有に係り、將に稼業せんとせり。

此鑛山は、本村中、最も佳良にして、昔時大野藩の所有に屬し、盛況を極め、「大野往來」に所謂秋生の鉛を産し、下秋生の製鍊所に通ずる幅廣き牛道を開き、山腹には、御廩とて數十頭の牛馬を飼育して、日々鑛石を運搬し、市街を成せしと傳ふ、現に、下秋生附近は、悉く鑛糟にて、農作に適せずと云ふ、廢藩後、古川市兵衛之を經營し、一時盛んに採掘せしに、何故にや廿六年以降は休業したりしが、四十年、現所有者の手に移れり、蓋し、産出鑛中、亞鉛特に多く、その精鍊に困難せるに因れるが如し。

## 中天井鑛山



〔明治四本邦鑛業ノ趨勢〕 本山ハ從來休業中ナリシガ四十二年四月以降鑛山ヨリ約五里ニ當レル上庄村上若生子ニ開鑛製  
 鍊所ヲ新設シ……同郡内坂東島鑛山及高屋鑛山ノ鑛石ヲ併セテ製鍊スベキ計畫ナリ

高屋鑛山

高屋鑛山 中島の西方、溪谷を浜る里餘の處にある銀銅鉛山にして、區域四十一萬八千四百九十四坪、現今三菱合資會社の所有に係り、亦た稼業着手中に屬せり。

其他

此附近に、立佐古の銀銅山（五萬六千三百九十坪）、瀨柄の銀銅山（四萬二千八百五十一坪）、同（三萬四千三百五十五坪）、川崎善七所有  
 ヲロ原の銀銅山（十三萬三千三百四十四坪）、同本喜三郎所有、大藏谷の銀銅山（一萬七千二百二坪）、伊東泰造所有、寄木谷の安賀母尼山（八千五百九十五坪）、同正寄  
 等所有、北大雲文祿山の銀銅山（三萬一千六百七十坪）、高橋七衛所有、南大雲極樂谷の銀鉛山（一萬三千五百五十坪）、多田六兵衛所有、銅山舖の同  
 山（二萬三千六百五十五坪）、等の小鑛山あれど盛ならず。

中ノ水鑛山 上秋生に在る銀銅鉛山にして、區域三萬五千六百坪、廣瀬與左衛門の所有に係り、昨年銀二貫十六匁銅六百三十斤を採掘せしに、如何なればにや現今休業せり。

温見金山 温見の北五六町を距てし温見川の沿岸にあり、區域八萬一千百五十五坪、足利庄左衛門等の所有に係り、往時は隆盛を極めて、爲に衣食する者數百戸に上りしに、真名川下流の沿岸住民より鑛毒問題を起して特別税金を徴せしかば、終に廢山に歸せりと云ふ。

其他、巢原サント平の銀銅山（九千七百坪）、黒、本戸蕪谷の銀銅山を始め、採掘、試掘の鑛山少か

區劃  
戸口

ざられども、概して休業山、權利山、廢山に屬せり。  
 區劃。下笹又、上笹又、中島、巢原、熊河、温見、黒當戸、本戸、小澤、下秋生、上秋生、  
 戸口 本年六月末日現在如左。

大字	下笹又	上笹又	中島	巢原	熊河	温見	黒當戸	本戸	小澤	下秋生	上秋生	合計
人口	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
戸數	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

土地

土地 本年六月三十日調査は如次、

地目	上秋生	下秋生	小澤	本戸	黒當戸	中島
田反	九九九	一八九七	五四七〇	一、〇二五	三、七二五	一、六四〇
田反	四、八六〇	四、四〇〇	三、七四〇	四、七三〇	一、四七〇	二、四八〇
畑反	四、九七〇	五、八三二	八、〇八二	三、〇八二	四、九八〇	七、六一〇
畑反	二、八四七	二、四四〇	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	三、七五七
宅反	三、八五〇	三、七七七	三、七〇一	一、二二一	三、六七六	一、一四九
宅反	一、五〇〇	一、八八五	二、一七〇	八、四三〇	一、八五七	一、三五四
山林反	六、九八四	三、七〇七	五、八八七	一、四七三	一、六三三	六、九七三
山林反	〇、一一一	〇、一七一	三、三三〇	八、八五〇	三、三七〇	三、六四〇

下編 町村誌 四谷村







同キ八月十二日ニ教景一乗ヲ打立徳侯越ニ掛ツテ大河原坂取ヲ歴岐阜へ發向シテ義龍ニ力ヲ合遂彈正忠ヲ追掛テ何ナク陣セラレケリ。

〔改正愛河後風土記〕 元龜元年朝倉方には淺井六角との調義整ひければ諸手の手配を定め朝倉式部大輔景鏡は犬野に在て穴馬蔭役(俣の誤り)をさしふさぐ

西谷郵便局

西谷郵便局 中島に在り、明治十二年頃より函場を置かれしが、十七年七月一日、是を創設せられ、三十二年三月より爲替、同月十五日より貯金、三十三年七月一日より、小包をも取扱ふこととなれり、創設以來の局長如左。

自明治十七年七月一日  
至同三十四年十月十五日

山本彦 左衛門

自同 同 年同月同日

山本市之助

沿革

沿革 上古の事は詳ならざるも、或は、笹俣を以て、大佐々命の御名代と認むべきが如し。

〔伊勢度會氏系圖〕 に、乙若子命上庄村若生子四世孫ニ、大佐々命、大野古命、乙乃子命アリテ、其大佐々命ハ雄略ノ朝ニ皇大神ノ神教ニ依テ、丹波ヨリ等山氣(豐受)大神ヲ奉迎スト見ユ、とあるのみならず、該區の村社には、豐受姫命を祀れるなどより考察すれば、若生子、伊勢上穴と相俟ちて、此命の御名代乎と推斷することを得。

且、此笹俣を名に負へる嶺より、此村筋が、古來美濃に出づる捷徑たりしことは、史上に散見せり。全郡誌沿革章及本村交通の條參照

「豪華似夢匹儔少、千古風流二十四年」孤月 一時の盛を極めし赤旗の影も、赤間浦頭の嵐にあ

はれ敗滅離散して、其餘族遁竄又遁竄、其餘喘を窮谷裡に保ちしは人の知る所、本村の中島、

上篠俣巢原も其餘蘖なりと傳ふ、故蹟の(中島に在りし其遺物、多く浪人騒動)條參照(に焚毀されしも、尙爾三ありと云)

天正の頃、金森長近、此地方を攻略せしは古史に見ゆ。

〔金嶽系圖〕 天正三乙亥秋八月越前朝倉黨蜂起金嶽五郎八近頼綱手大將トシテ與カ百騎拜借ノ上…奥池田根尾ノ一族ヲ打トメ……

中島の若山家にては、戦國の時、該區に社寺を創設し、且、何故にや柴田勝家、徳川家康父子の遺物遺文を藏せしが如くなれば、其頃既に榮えたりしを認めざるを得ず。雜の條參照

松平秀康の封に越前に就くや、關を四境に構ふ、温見、蠅朝子は、實に濃州境六ヶ所の中に屬す。

温見蠅朝子に關を朝置けり

〔越前史略〕 關を四境に置き以て出入を察し禁を禦ぐ…濃州の境なるを瀬戸河内温見至德山五里其拜保志山名謂之証里原一版石撤白…口留と稱す朝制不許婦人無券出次で、松平直良笹俣に番所を置き、維新の際まで大野侯の管する所たりき。五ヶ村章參照

〔國繪圖〕 笹俣村 大野より番所

〔深山木〕 美濃國に越ゆる山路三つあり…二つには笹又路…關を置きて守らせらる

下編 町村誌 西谷村

笹俣番所



西の谷の稱は、其起原詳かならざれど、郡の南半、山間部を、南山中と概稱し、其東に在る穴馬谷に對して、上庄村兩若生子を併せて、所謂笹又越の沿道を、南山中西の谷と云ひ、部子山南の熊河温見巢原を奥池田と通稱せしは、舊幕府時代を通じてなるが如し。

〔越前名蹟考〕には、本戸を下秋生の菜、上笹俣を單に笹俣と記すれど、土井侯入封の天和二年の調に、既に、本戸、上笹又と見え、庄屋の名さへ挙げたれば、其頃より、獨立區たりしは明かなり、全郡誌沿 革草参照

〔明治二十四年調小學區地誌〕 本戸は下秋生の出作家自然一區をなし……兩秋生は鐵夫士着して一區を成すと云ふ、

從來、大野領たりしが、福井侯の滅封後、所領の錯綜を來たせしは、他村と同じかるべし、文化頃の所領別は如左。

大野領	六十八石	西の谷八區
公料	十二石	熊河温見
郡上領	五石五斗	巢原

七年の饑饉は猶忍ぶ可し、三日の戦亂は堪え難しとの諺は、本村も、元治の冬に實驗せざるを得ざりき、水戸浪士武田正生徒を率ひて西上するや、大野藩にては、其笹俣越を過ぐるを聞き

浪人騒動

其所領秋生、本戸、黒當戸、中島、兩笹又の民家を火き、雲川、笹生川の橋を撤し、笹又嶺を固めて俟つ、浪士は、十二月四日、蠅帽子の嶮（全郡誌沿 革草寫出）を越え、峠に入る兵烟を望みて、沿道民の慘苦を憐み、其日は、下秋生石田五郎左衛門宅（全郡誌沿 革草寫出）を本部として野營し、翌日尺餘の降雪を踏みて、中島に宿して罹災民を賑恤し、六日笹又嶺を攀ぢ、上庄村に出でぬ、大野藩は固より戰意なし、漸次繰引に引上げ、遠く圍みて早く去らしめ、遙に退ふの策を執りぬ、浪士經過後の村民の悲惨は、（領主の恤救も尙 ありしといはれ）費説の要なかるべし、五十年後の今日、尙、所謂浪士騒動に戦慄し、其打撃未だ恢復せずと謂ふ、（全郡誌沿 革草参照）

村長氏名

自始（戸長と引續）	日	和田庄之丞
至明治二十三年一月	日	和田庄之丞
自同 三十八年二月	日	羽田又四郎
自同 三十八年九月二十五日	日	野田九内右衛門
自同 四十二年九月	日	野田九内右衛門

下編 町村誌 四谷村



村役場と  
駐在所

自明治四十二年 十月十六日

木下 數之助

九四二

村役場 中島村外十ヶ村にて、聯合戸長を選びし頃は、中島若山秋俊十一月三、同原田淺右衛門より宅を借用し、町村制實制の始は、同齋藤助左衛門宅を借りて之に充てしが、二十三年八月同大字二十四號十九番の一に新設せり、之れ現在執務中のものなり。

郷査駐在所 中島に在り、明治二十年三月、始めて交番所を置かれ、全村を管せしが、翌年三月、西谷駐在所と改稱せられ、次で、二十四年四月、下秋生にも之置き、本戸、小澤、兩秋生を分管することとなり、三十年六月には、巢原にも、亦設置せられ、奥池田三大字を分管することとなりしが、三十四年三月には、先づ巢原のを廢して本所に合せ、四十二年一月十一日には、亦下秋生のも廢して本所に併せ、創設の際の如く、復た全村を管することとなり。

産業 土地の關係上全村中、工業三兼者、商業二兼者其他の者四十九以外は、悉く農を業とするも、地概して險峻、加ふるに多く確確に屬するを以て、住民専ら耕作に従事するのみにては生計し難く、藩政時代より、少壯の男子は、多くは諸方の鑛山稼をなし、老幼婦女のみ居家、農桑を營み、春夏の養蠶、秋の黃蓮栽培、冬の製紙に従事し、傍ら殖林を經營して、主業副業の別明かならざるが如し、今全村の年産概額を擧ぐれば、

年産額

繭	二二、五〇〇	紙	一四、八五〇	神	九二、八〇〇
出稼賃金	六、〇〇〇	蘿蔔	三、六〇〇	薪	四、〇〇〇
栗	二、三〇〇	米	二、一六〇	(不足額は 大野及上池田より買入る)	
板木類	一、九五〇				

其他一、〇〇〇圓に達する物には黃蓮馬鈴薯一萬六千餘貫大豆百四十石桑楮等あり。

製紙業 往時は、木村の特産として、舊領主へ貢納し、夙に世に知られたり、全部産されど、業草參照現時稍退廢の傾あり。

〔越前名蹟考〕 上下秋生兩村より厚紙流出す専ら町家にて帳面に用ゆ京都などにても多く此紙を用る由水に入て損し少しと云ふ

黃蓮栽培

黃蓮栽培 往時、亦た木村の特産の一なりしが、近時は價格下落の爲め盛ならず。

養蠶

養蠶 は、特に中島、兩笹又にも最も盛行せられ、教師を聘し、飼養法を改良し、桑圃の仕立、蠶種の撰擇、蠶室の特設、稚蠶の共同、飼育等、發展の期運に向へるものゝ如し。

鑛産が、「大野往來」に「中島秋生の鉛はわけて勝れたり」と特記せられしを始として、笹又茗荷、中島餅餅、小澤鴨杯も載せられ、鳥獸の獵獲も少からず、眞名川の鮫魚、嘉魚、鮎、鱒も其脆美なるを以て世に聞え、諸種の木材、及び、木地、奥池田の蒲籠、干欸冬長サ三尺餘栗田部邊へ輸出等も

下編 町村誌 四谷村

九四三



亦喧稱せらる。

教育

教育 學制頒布せらるゝや、明治七年五月、戸長安川榮明、學校創設を企て、先づ、中島、黒當戸、兩笹又の各戸より、四季毎に九錢四厘宛を醸出し、校舎新築費に充つる事とせしが、翌八年二月、遂に一民家を借受け、授業を創始せしも、不都合少からざる故、同十年五月、中島村共有地を敷地に寄附する事となり、六月、南北七間半、東西三間半板葺二階建の校舎を建て中島小學校なるもの成り、其十一月、戸長若山秋俊の奔走にて、巢原にても道場を借受、巢原校を起し、翌年には、中島校へ、師範校の新卒業佐々木廉溪を聘用するに至ると共に、十一月本戸、小澤、兩秋生聯合して秋生小學校を下秋生に創設する事となりぬ、同十九年の教育令改正の際には、三校共簡易科に編入されしも、中島校には尋常科を併置し、下笹又に簡易科分教場を設けぬ、次で、二十二年十一月、秋生校の新築成り、二十三年以來は、三校共尋常科となり、漸次緒に就き始め、三十五年には、中島校地を變更し、翌年校舎を改築し、下笹又分教場を廢し、三十七年十月には、熊河に、四十年九月には、温見に、巢原校の分教場を設け、同年巢原校を改築し、尋て秋生校をも改築せり、現今中島校長は清水貞助、秋生校長は羽田次郎吉、巢原校長は加藤敬三にして、二分教場は大字共同民家を假用せり。

社寺

社 寺 村内に十一社二寺あり、而して其村社は、悉く明治九年六月八日に列せられしなり。

- 村社白山神社 祭神 伊邪那美尊 上秋生字村東に在り、
- 同 八幡神社 祭神 譽田別尊 下秋生字上東の平に在り、
- 同 磐倉神社 同 市杵島姫尊 本戸字坂の上に在り、
- 同 白山神社 同 伊邪那美尊 小澤字大畑に在り、
- 同 同 同 黒當戸字澤谷に在り、
- 同 同 同 温見字三部に在り、
- 同 同 同 熊河字中屋敷に在り、
- 同 神明社 同 天照大日靈尊 巢原字南出に在り、
- 同 春日神社 同 天津兒屋根命 中島字安要寺に在り、

(口碑) 神體は三福久次與一の作にして永祿元年五月中島中務丞景智の始めて祀りし所なりと

養休寺

- 村社白山神社 祭神 伊邪那美尊 上笹又字中原に在り、
- 同 稻荷神社 同 豊字氣姫命 下笹又字上河原に在り、
- 養休寺 眞宗 誠照寺派 熊河字中屋敷に在り、

下編 町村誌 四谷村



専光寺

〔明細帳〕 開基宗信房當國鯖江誠照寺秀應上人へ歸依弟子となり文明元年中當寺を創立す。  
専光寺 同上 中島字南村に在り、

〔明細帳〕 慶長十四年中開基秋松當國鯖江誠照寺九代秀意上人へ歸依し弟子となり當寺を創立す。

故蹟

故蹟 屋敷迹(中) 〔繪圖記〕向井平右衛門やしき時代不知

城迹(黒當) 〔繪圖記〕南に城迹あり〔城迹考〕時代不知黒當戸村にあり大野より三重許南方

くたらし山城迹(下秋) 〔國繪圖〕一揆籠る跡〔城迹考〕時代不知下秋生村持山の内に在り大野より八里餘

屏風山の遺趾

屏風山の遺趾(上秋) 〔明二十一年調學區地理誌〕本區の東南三里を隔て、一の嶮阻なる大嶺あり之を

ピヨブと云絶頂には平氏の落人の住し所なりと今尙ほ菊花咲き茗荷生じ錦手茶碗の破片迄もあり又大なる洞穴もありと云

平家ヶ平

平家ヶ平の遺趾(小) 〔同誌〕本區の南二里餘温見と境せる大嶺の上に大平あり是平家の落人の隠れ居たる所なりしと云

從軍

同上 (巢原)東二十町許の處にあり

從軍

明治十年西南戰役 出征者三名

明治二十七八年戰役同 十二名

同三十七八年戰役同 五十七名内戰死者五名

三十七八年戰役  
戰病死者

法名 釋 觀 境 陸軍歩兵伍長勳八等功七級 尾 上 仁 太 郎

法名 釋 忠 尊 陸軍歩兵上等兵勳八等 坂 本 松 五 郎

法名 釋 境 應 陸軍歩兵一等卒勳八等 松 本 市 松

法名 釋 境 應 陸軍歩兵一等卒勳八等 松 本 市 松

下編 町村誌 四谷村



明治三十八年三月一日清國四方臺に於て戦死

法名 釋 陸軍一等卒勳八等功七級 杉本 作藏

明治三十八年三月十五日清國盛京省平羅堡定五病院にて傷死

法名 釋 陸軍御用備人勳八等功七級 早川 甚太郎

明治三十八年八月二十日周防灘島沖にて船没

生存殊勳者

山口上等兵

陸軍歩兵上等兵勳八等功六級 山口 由松

〔感狀〕

歩兵第三十六聯隊第四中隊陸軍歩兵上等兵 山口 由松

明治三十七年十二月三日已來二龍山砲臺正面ノ胸墻ヲ破壊スル目的ヲ以テ坑道作業ニ従事スルヤ敵領ニ之ヲ妨害シ加フルニ  
岩石層ヲ成スニモ抱ラス百雜ヲ排除シ能ク作業ヲ繼續シ遂ニ期ヲ過ラス竣成ヲ告ケタリ畢竟鑛山事業ニ従事セシ特有ノ經驗  
ニ基キ作業手ヲ指導シ不撓不屈ノ熱心ヲ以テセシニ外ナラズ其動作堅忍不拔ニシテ功績顯著ナリトス

明治三十七年十二月二十八日

第三軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級男爵 乃木 希典

陸軍歩兵軍曹勳七等功六級 川田 徳太

陸軍砲兵軍曹勳八等功七級 角平 善松

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 仁村 一之助

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 岩崎 三之助

雜 巢原の太鼓踊、太鼓に合せて左の謠を唱ひつゝ舞ふ、平家の殘黨に因むと傳ふ故蹟條参照

こひしくば尋ねてござれ京の町むね名は右京助

雜 巢原の太鼓踊  
若山家

若山家ニ通稱秋年 土井侯入封の時、既に庄屋を勤め、後大庄屋を命ぜられし中島の名家なり  
曾て柴田勝家過り宿せし際に遺留せし弓箭を藏せしに、明治二十一年、福井柴田神社に其箭を  
献せしと云ふ、今、現に藏する一文章を左に録す、其意は讀者の推察に委す。

別紙寫置候 東照宮様御物何之謂にて致所持候哉代々持傳罷在候處天明六丙午年御領主土井能登守利貞様御覽被成度之段  
御内々被仰出差上候處於江戸表被遊御糺候へ者御文言者御代筆之趣に候得共御判ハ御自筆之様子ニ候由候ニ付テハ下々之者  
之手ニ差置候事恐多儀ニ候間差上候様御近習村井總藏殿を以て御内意御座候故右之列物差上申候依之七月二日爲御褒美麻御  
上下一具被下置候旨奉行三宅亙理殿被仰渡致取置候右之趣爲子孫相傳候記置候以上

天明六年丙午七月

中島村 秋年(別紙略ス)

奥池田の殊俗 此地の住民は、稗、枿實等を常食とし、屋内に殆ど藁類なく、爐畔に、杉皮を敷き坐食の用に充て、寝るに蒲團を用ゐず、土中に穿ちし大穴に火を入れ、板にて其上を覆ひ全家其板上に枕を列ぬと云ふ。

奥池田の殊俗

下編 町村誌 西谷村



### 上穴馬村

叙説  
位置廣表

本郡の東南端に位し、東西約四里半、南北約三里

(面谷鑛山は、東經百三十六度四十四分、北緯三十五度十分、海拔二千五百尺)

境界

東は、毘沙門山より延ける、東境山脈により、岐阜縣美濃國郡上郡北濃村步岐島、長瀬二日町、向小駄良、上保村越佐、西川村内ヶ谷と境し、南は、南境の屏風山脈を以て、同縣武儀郡板取村板取、本巢郡中根尾村越波と分水界を爲し、西は、郡内西谷村上秋生、下秋生と伊勢峠を隔て、相隣し、北は、石徹白村、及び、下穴馬村角野前坂、河合、長野、大納と、山嶽重疊の間に地を接せり。

地勢

九頭龍川上流の溪谷地にして、東南國境の屏風山脈と、其支脈の郡内に互れるものとの間に介在、到る處峯巒連互し、毘沙門山、地洞山は北に、油坂は東に、荷暮山は南に、伊勢峠は西に聳え、其間より、油坂、荷暮、面谷、久澤の諸流を發し、九頭龍の源をなせり。故に平地少なく、氣候寒きは勿論にて、極暑にも八十度に上ること稀に、單衣にて凌ぎ得るは、盛夏一ヶ月に過ぎず、十一月中旬より、四月下旬までは、積雪裡に埋まれ、四時烟霧に罩めらる、

されど、面谷鑛山ありて便開け、鑛物化石を出して名著はる。

面谷鑛山

大字面谷にあり、福井縣探掘權登錄第八一號に屬し、其の鑛區は、面谷持穴の兩字に涉り、其面積三十八萬四千六百八十八坪有り、現今三菱合資會社の持山たり、此山は九頭龍川の上流、美濃國境に稍近き、東經百三十六度四十四分、北緯三十五度五十分に位する、海拔實に二千五百尺、荒島嶽(西北約四里)、平家平(東南約二里)に圍まれし、高燥なる地點に位し、持穴にて、縣道美濃道より分岐し、右折すること一里にして達すべし。

鑛床

此山の地體を構成する地質は、砂岩及石英斑岩にして、鑛脈は、此石英斑岩中に胚胎せる正規鑛床なり、走向凡そ北三十度、而して五十度乃至八十度、西に傾斜せり、而して、其鑛域は、本山を南北に貫流せる面谷川を隔て、二部に分たる、西部兎坑、及、東部新口坑是れなり、新口坑に於ては、二三の鑛脈を有し、現時多少の探掘をなせるも、微々として振はず、本山の主たるものは、兎坑部とす、其鑛條は、實に無數にして、殊に、上部に於ては、裂隙に富み、鑛液の浸入最も甚しく、爲めに鑛脈の分裂夥たしと雖、漸次底下するに従ひ、稍其數を減ずるが如く、就中、其主なるものを擧ぐれば、東方より順次、七番鑛、六番鑛、五番鑛、四番鑛、三番鑛、二番鑛、與助鑛(一番鑛)、鑛間歩、一號廊下引、二號廊下引、三號廊下引、



銅谷回

關係圖



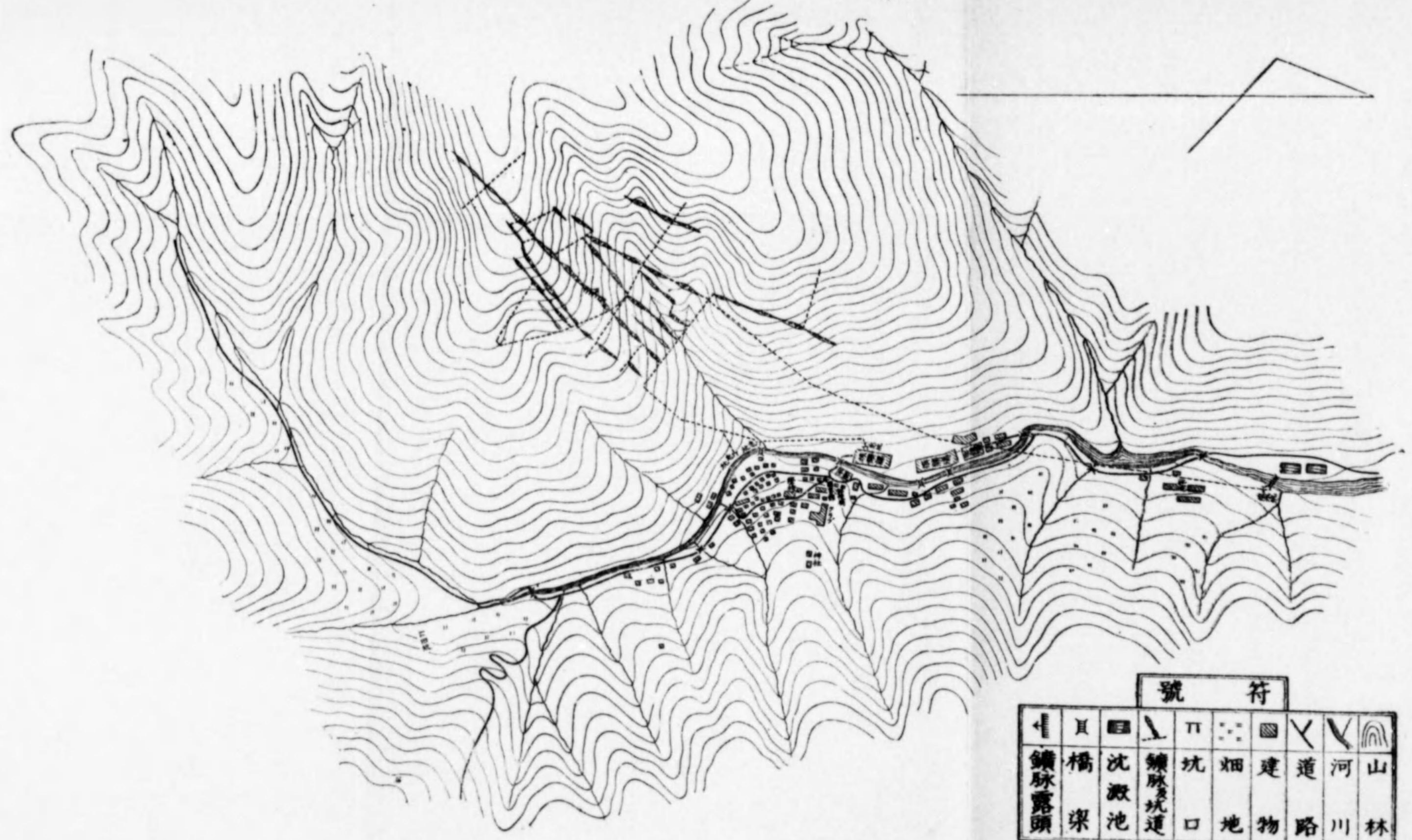
山		河		谷		口		口		口		口		口		口		口	
山	河	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷
林	川	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷

谷引、青石の十三脈なれども、目下主として、探鑛せらるゝものは、最も肥大せる六番鑛、四番鑛、與助鑛、鑛間歩、三號廊下引、谷引、及青石の七脈なりとす、其脈幅皆狭少にして、一尺以下を以て普通とし。三四尺を以て最大とす、主に、パイプ状を形式すと雖、脈絡の出没盛衰殆んど極なく、施業上困難を感ずること大なれども、脈質の柔軟なる、克く探掘に適せり、然れども、此の如きは、殆ど純鑛に近きものにして、兩盤に浸潤せる、品位劣等の不純鑛に至りては、其幅大にして、屢々丈餘に及ぶことあり、之が最も發達せるは、鑛間歩、四番鑛にして青石、六番鑛之に亞ぐ、而して、該脈を横斷せる數條の粘土脈の存在せるあり、其走向凡そ北六十度而して、六十五度乃至七十度南に傾斜す、之が主なるものは、大黒、銅間歩、鏡、素吹の四大脈とす、而して、銅間歩を除く外は、概ね、鑛脈を東に轉位せしめて、其距離僅少なるを以て、探鑛上聊かも障害なく、反りて、無數の鑛脈を探檢する、偉大の利便を與ふるものなり、殊に其銜脈との交叉點に於て、時として肥大せる鑛帯を見ることがあり、以上の鑛脈にして最も發達せる、現時専ら探掘せらるゝは、平面にありては、大黒以南素吹以北の約千尺の間、垂直にありては、七人組坑道一番坑道間、約四百尺なりと雖も、其領域の廣袤、東西南北各千二百尺に亘る。



# 圖係關脉鑛及形地山鑛谷面

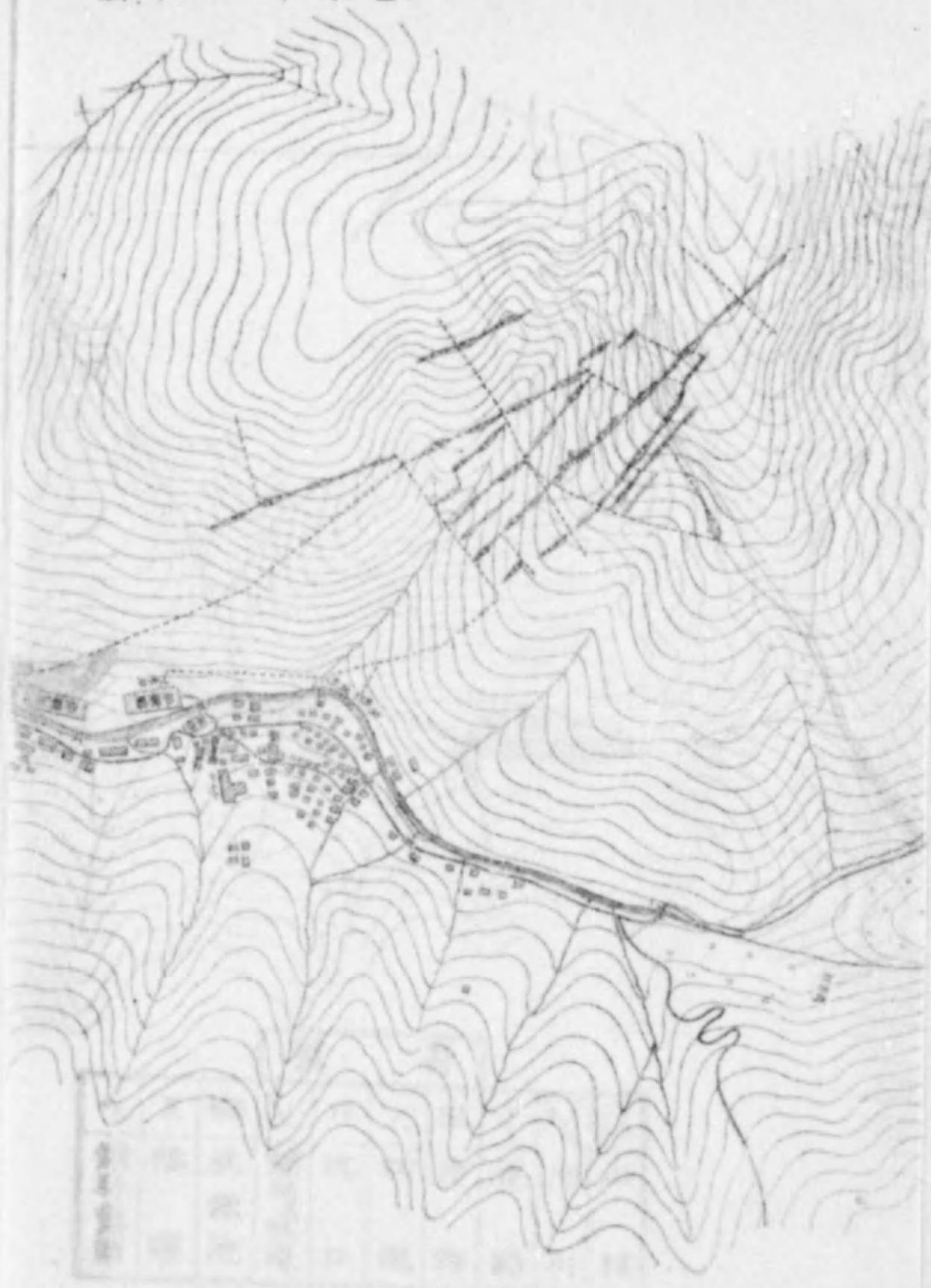
一之分千八尺縮





# 山出沢又巖湘關新圖

一丈八十尺



## 礦物

(礦物) 鑛脈を構成する所の鑛物は、含銀黃銅鑛にして、斑鑛之に次ぎ、黝銅鑛を交ゆ、斑銅鑛には、往々自然銀の薄片となりて附着することあり、脈石は石英にして、螢石、方解石を随伴す、副鑛として最も多く夾雜せるは閃亞鉛鑛にして、砒硫鐵鑛、方鉛鑛を混在し、稀に硫水鉛鑛を産することあり、鑛物の品位は、大凡左の如し。

鑛脈名	品位
六雷鑛	0.011% 0.011% 0.000%
四雷鑛	0.02% 0.02% 0.000%
興助	0.010% 0.010% 0.000%
堅間歩	0.050% 0.050% 0.000%
廊下引	0.060% 0.060% 0.000%
谷引	0.030% 0.030% 0.000%
青石	0.010% 0.010% 0.000%
平均	0.02% 0.02% 0.000%
閃亞鉛鑛	0.000%

## 坑通

(坑道) 大凡そ、梓四尺に六尺にして、此總延長五萬八千三百八十尺なり、概ね二百分一ノ勾配を付す、而して、其通洞を分別すれば左の如し。

坑道名	延長	同水準支線延長	合計	相互ノ高低	摘要
岩松坑	一、六〇〇尺	二、〇〇〇尺	三、六〇〇尺	一二五尺	岩松坑間高低
七人組坑	三、八六四尺	二、七六五尺	六、一二九尺	五〇尺	七人組坑間
十丈切坑	一、九三七尺	一、六五〇尺	三、五八七尺	一二九尺	十丈切坑間
中切坑	六、三七八尺	三、一八七尺	九、五七五尺		

下綱 町村 上穴馬村



(精錬)

探掘せる鑛石は、直ちに坑外選鑛場へ軌道に依り搬出し、上鑛は手選を施し、下鑛は嚙

第一坑	第二坑	第三坑	第四坑	合計
一〇、一九三	五、二八六	九、七八一	三、四〇九	四三、三五五
一、九一七	一、五八七	一、〇六九	二、五〇〇	一五、〇二五
一、二一〇	六、八七三	一〇、八五〇	三、六五九	五八、三八〇
中切坑間高低	一、一九	一〇六	八九	一二五
第一坑同	第一坑同	第一坑同	第一坑同	第一坑同
八六二				

九五四



(全景)



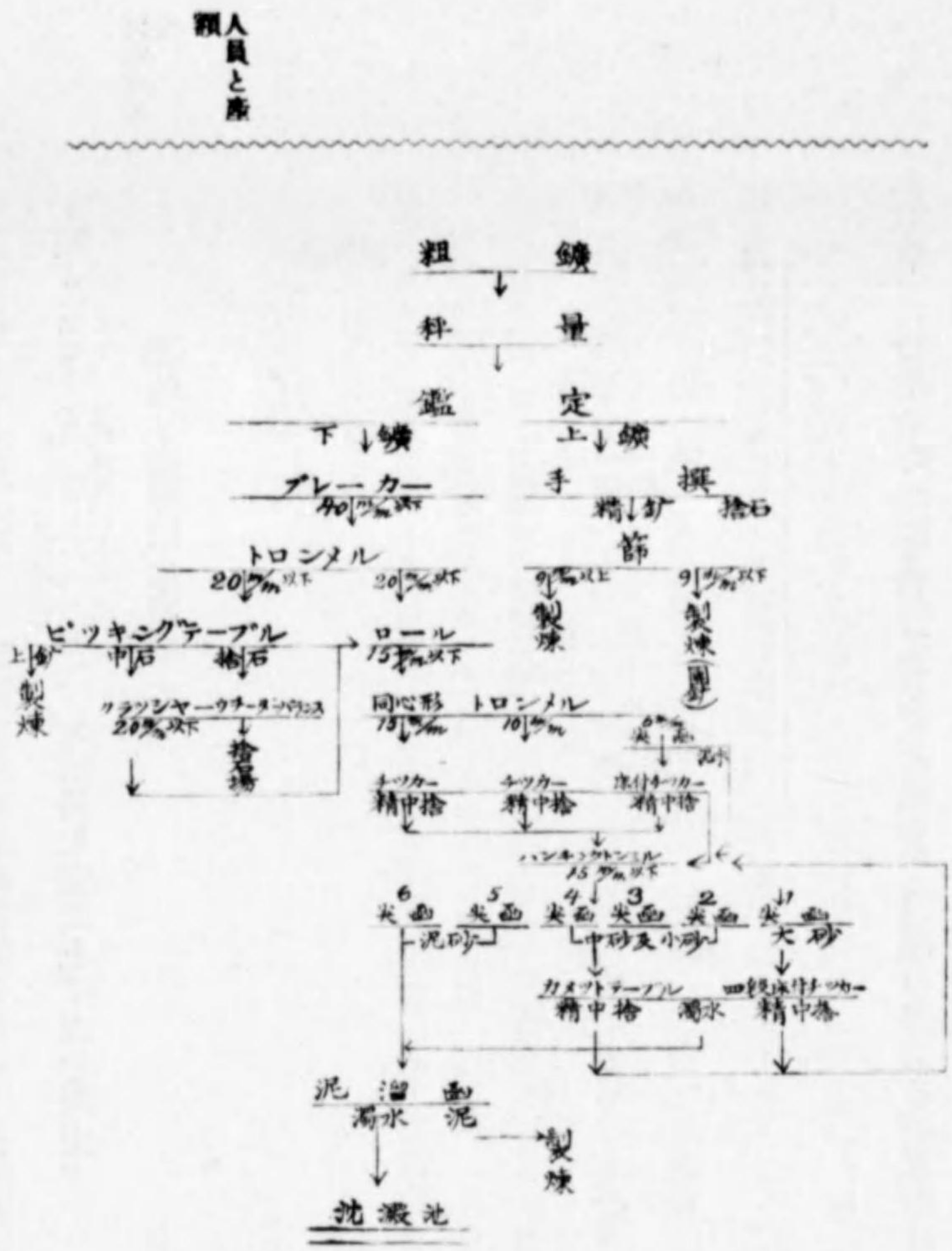
(熔鑛爐)



(沈澱池)

鑛機、其他の選鑛機械を以て精選して、共に製煉場に送る、同場にては、此山探掘鑛の外、下穴馬村角野地内の巖洞支山産鑛をも併せ行ひ、上鑛及中鑛は、生鑛の儘、支山粘土鑛及細粒鑛は、泥鑛を混じて専ら塊乾燥となし、此山の細鑛は、壺燒釜にて煨燒塊状となし、是等に、石

選鑛法處理順序系圖



人員と産

下編 町村誌 上穴馬村

灰石等の熔劑を加裝し、主として木炭と、少量のコークスを燃料とし、水胴高爐によりて熔解を行ひ、之より生ずる鑛は、熔體の儘、吹床に注入して精製し、長方型の合金銀粗銅に作る。  
(次で、社經營の大坂製煉所へ輸送し、電氣分銅に付し、精製の金銀、及、電氣銅は神戸に於て販賣す。)

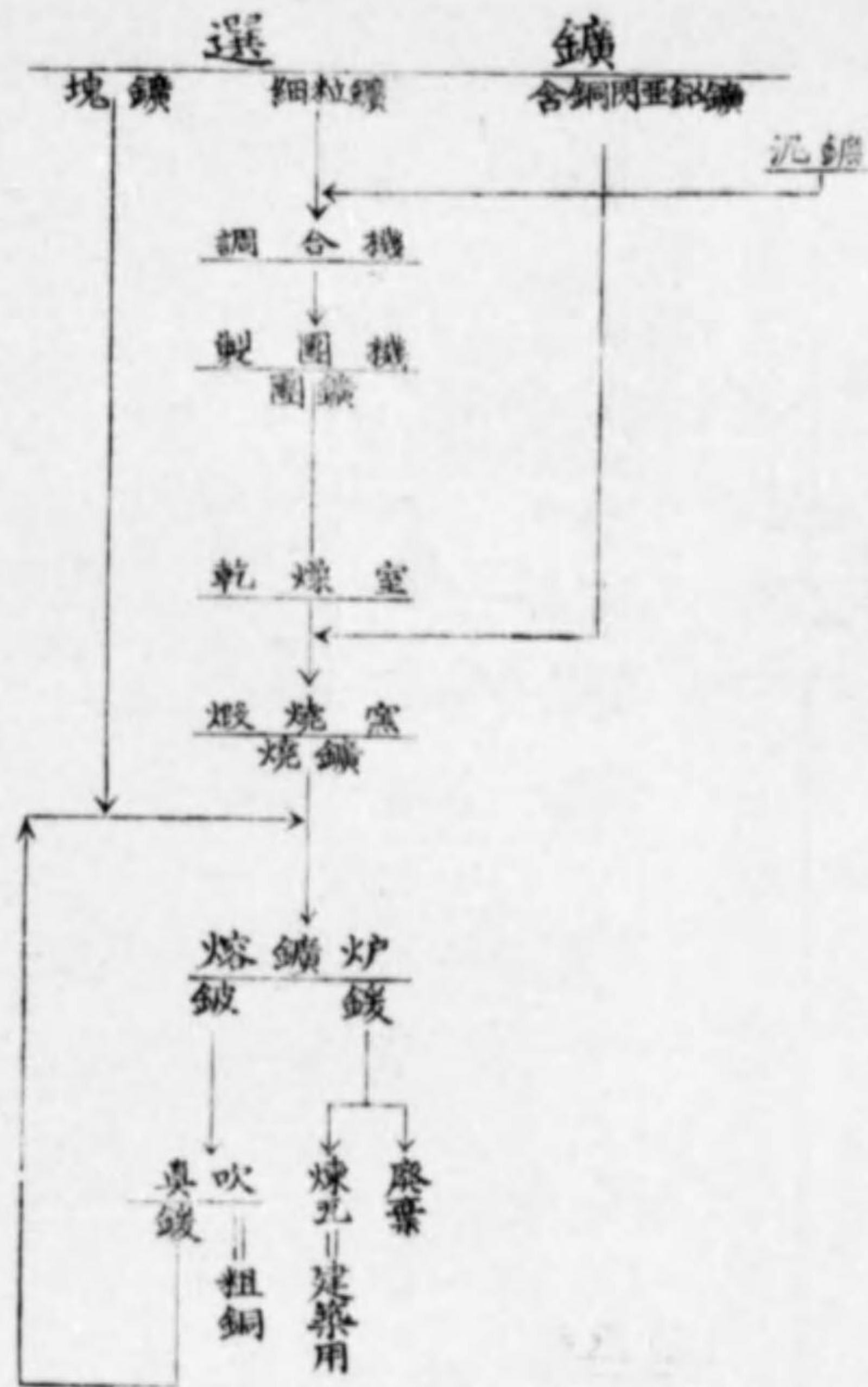
目下、總使役人員は、約三百五十人(大半面谷)にして、内坑夫百五十人、一箇月平均採掘粗鑛約千三百噸より、

九五五



精鑛約四百噸を得、外に、巖洞支山精鑛約百噸を併せ、合計五百噸を熔解の結果、粗銅約二十七噸（品位百分中銅九八、〇〇〇〇五、五〇〇〇五、〇〇〇〇五）、此價格凡壹萬七千圓を産出す、

製鍊法處理順序系圖



諸機械運轉の爲め、坑口を去る十餘町下、字流れ畑に、發電所を設けて、八十馬力の水力電氣を起し、坑内排水唧筒並に、鑛石巻揚機、熔鑛爐、送風機其の他電燈等に供せり、又、別に、二十馬力、及、十五馬力、ベントン水車二臺を供へ、選鑛諸機械用に供す。

（沿革）發見の時代は詳かならずと雖も、口碑の傳ふる所に由れば、康永（日本鑛業誌には康平）年間、本村獵師清兵衛といふ者、當面谷字真平山頂に露出せる、巨岩間に踞れる一大老松根に露れたる

鑛苗を發見し是を掘鑿して鑛脈に當れりといふ、（今も、其坑を岩松坑と稱へ、其鑛鑛を清兵衛鑛といふ）、始め、其鑛石を、約一里を距つる持穴に運びて熔製したりしも、持續し得ずして廢坑となりしを、天正年間、土地の人碓井直右衛門更に開坑し、後大阪の豪商和泉屋某、次て西京の分銅某、金主となり元龜の頃には、仙翁鑛山を支山として、一時の盛を極め、爾來村民各自の稼業たりしより、持穴の大字名も生じ、元和の頃は、稍盛況に赴き、探鑛業者七十餘戸、自ら一村落をなせしに、寛文九年福井松平侯も聞知作業せしが如し。（全郡誌鑛物章參照）

（民行鑛山誌料）越前國大野郡荷暮村山、美濃國郡上郡落ヶ谷山兩村山 嶺通水流往古ヨリ國境ニ紛無御座候依之白繪圖而國境書付差上申候則爲國境驗古來ヨリ石佛ト申傳候大石御座候則 美濃國 一右荷暮村ヨリ島口村迄道程三里三十四町十五間 但荷暮村御高札場ヨリ島口村御高札場迄 右之通少ヨ相違無御座候則美濃國御役人衆ヘモ同文ニテ一紙速印之證文指上申候爲後日依テ如件 元祿十三庚辰六月 金森出雲守知行所三町

越前國大野郡荷暮村名主

典 十 郡

右同村組頭

又 助

同國同郡市布村大庄屋

太 右 衛 門



尾張殿領  
 美濃國武儀郡島口村名主  
 平右衛門  
 右同村組頭  
 六右衛門  
 同國同郡白谷村大庄屋  
 次左衛門

松平兵部大輔棟御内  
 大宮彦右衛門殿  
 同御内

岡三郎右衛門殿

(附記)右ノ如ク計畫セリト雖モ美濃地ハ當時尾張家ノ所領ナリシ同藩ノ開容レズ其事止ミタリト云フ

正徳年間には、一時衰頹戸數半を減じ、後享保年間に至り、最盛況を極め、明和年間、今の中切坑を疏水坑として開鑿せしも、遂に成功に至らず、尋で、寛政の始め、大黒鑛を發見し、質巾九尺に達し、製産銀銅巨額に上りし云ふ

其頃大野藩の儒臣稻垣長和之に着眼し、資金を幕府に借り、藩自ら經營して、財政を救はんと企圖し、成るに垂んとして暴死せしかば、其事止みぬ。(同上)

〔民行礦山誌料〕 偶々幕府製銅貳百貫目ヲ徵スルニ會ヒシニ直ニ長崎ニ輸漕シテ之ニ應セシカバ同三年幕府ノ勘定兼金

山奉行征山雲四郎同助役田口定八出張獲資セリ

一先年長崎御用銅相勤メ當山ノ儀ハ名山ニ候得共其方共公儀ニ於テ無高ノ百姓故此度改メテ山師ニ被成下候若此後不勝ニ相

成候時ハ此書付ヲ以テ江戸表へ罷下リ御勘定奉行迄相届候ヘハ公儀ニ於テ御見捨無之候右長崎御用銅相勤メ候御褒詞ニ候

事寛政三年亥二月

証川 雲 四 郎 朱 印  
 越前大野郡面谷銅山  
 山 師 共 江

其末年、村民協議し、大兎鋪を疏水坑として開鑿し、數年に亘りしも、鑛鑛に中らざりしかば、資力續かずして一旦休業せしも、享和の頃、稍恢復し、文政十年に至り、坑夫彦七といふ者、大黒鋪より上七十間の處に於て、巾七八尺の一大鑛鑛を發見したり、(今に之を彦七鑛と稱す)天保三年に至り、大野藩至土井侯稼業する事となり、開坑費三萬兩を幕府に借り、銅山用掛頭取を置き、今の中切鋪、及、大兎鋪を開鑿し、同十年七月に至り、中切鋪は豎間歩横鑛に切當て、翌年三月、其兎鋪と豎間歩とを連絡して、始めて大目的を達したるに、其鑛鑛絶大、質良好にして、遂に、藩財政回復の大原因をなせり、藩主親しく之を巡視し、内山兄弟、早川武英等の名士を用掛頭取に任命せしに徴するも、如何に藩力を盡せしかを卜すべし。

〔柳陰記事〕 (天保十四年)九月廿二日公…遂に面谷村に至り鑛況を實檢す

〔内山其休傳〕 (天保)十年十月廿八日銅山御用掛頭取に轉任し同十四年一月五月再び銅山頭取に任じ…

下編 町村誌 上穴馬村



面谷銅山客中作

居民燒石無骨畫、歲歲毒烟連遠岫、寄語傍人鼻勿掩、世間何處不銅臭。

偶成干時余尹  
面谷銅山

內山 瓦隆  
早川 武英

興來隨意閱風光、洞裏不關塵事忙、探礦春天涉溪水、尋花斜日酌林岡、雲烟出岫充幽谷、麝鹿馴人近草堂、丘壑清溪誰領收、狂夫自托是我鄉。

面谷途中作

關々一馬一蒼頭、山路高低幾轉悠、那陟崖巖欲降去、憐看斜日墜前丘。

〔坑內壁文字〕天保十年 奉行……

嘉永五年、又壹萬兩を幕府に借り、益事業を擴張し、且探鑛に注意し、天保八四年より、明治元辰年迄、三十一年間に、坑内探鑛にのみ費せし金高、實に銀六百七十七貫七百二十六匁壹分二厘に上れり、蓋し、早く斯學の造詣深きを以て諸列侯に重んぜられし、内山良隆の功與りて多かりしなるべし。

其探掘は、年々定額を立て、貳萬貫乃至貳萬八千貫を限り、其合銀銅は、山元にては荒銅迄に仕上げ、大野町の東端、向島に新築せし精煉所に於て分煉をなしたるものにて、之を指導せしは良隆、從事せしは中西、山本等の名工なりしなり。

安政三年、村内大火、全部焼失す、茲に於て、藩主は、又、幕府に請ひ、金七千兩を借り、之

を救助し、續て、萬延元年申年費壹萬七千兩、文久元年酉歲三月貳萬兩、十一月七千兩、文久二戌年三月壹萬七千兩、十一月五千兩、文久三亥年壹萬七千兩と、隨て借り、隨て返納する方法を設け、萬延より慶應に至るまで、連綿盛んに探掘し、而して、其間の舊記又尠ならず。

〔舊記〕天保四癸巳年十月村方ヨリ銅山方ヘノ申上書ニ領五百貫目六分付ノモノ代價貳百五十日ノ割ヲ以テ御下可被下候

吹火工一人ノ賃銀一匁二分外ニ玄米一升代金八分

吹火工一人ノ賃銀七分外ニ玄米一升代金八分

吹火工賃銀元治元年ヨリ慶應三丁卯年ヨリノ分舊記ノ備記載ス

吹火工賃銀

一、元治元年七月左ノ通兵治御開水置尤上中下之等ヲ分テ左ノ通り是迄遺來ル處諸色沸騰火工職人日備迄賃銀相増候事故是迄ノ上へ百分宛御増被下

五匁一分	上	大工	五匁六分	上	大工		
是迄	四匁八分	中	大工	五匁三分	中	大工	
	四匁五分	下	大工	是白	五匁	下	大工
					九匁三分	合	床

一、同年六月十一日右同斷ニ付右ノ通御増被下

米價九十五匁

下編 町村誌 上穴馬村



八匁三分 一匁七分増 上大工  
 七匁八分 一匁五分増 申大工  
 七匁三分 一匁三分増 下大工  
 十一匁二分五厘 一匁九分五厘増吹子指共 合大工

一、同年十一月朔日右同斷ニ付猶又御増被下  
 米價百十七匁

十 匁 一匁七分増 上大工  
 九匁三分 一匁五分増 申大工  
 八匁六分 一匁三分増 下大工  
 十三匁七分 合 大工上  
 十二匁七分 合 大工下

一、同二寅年四月十一日右同斷猶又御増被下

米價百六十二匁  
 十二匁一分 上大工  
 十一匁三分 申大工  
 十匁五分 下大工  
 十六匁九分 合大工申  
 上十七匁九分下十五匁九分

一、同三丁卯年十一月十一日近來米價引下職人賃銀相下候ニ付吹大工賃銀相下可然調役へ申渡左ノ通相定

米價九十一匁 上大工  
 十匁七分五厘 申大工  
 十 匁 下大工  
 九匁二分五厘 上合大工  
 十四匁六分 下合大工  
 十三匁五分 下合大工

其他役高ニ至リテハ一ヶ年分ノモノ舊記ニ左ノ通リ

一、天保九戌年三月

殿様御巡見ニ付村方人數相改候處左ノ通リ

一、家數 七十三軒

内譯 金名子 方言ナリ山師 九軒

雜 家 六十四軒

一、人 數

男 六百八十四人

女 二百三十七人

把 男 二百六十二人

下編 町村誌 上穴馬村 百七十九人



把 女

辛未七月村長ヨリ申出面谷人別

一、家 數

御 直

金名子

外雜家

一、人 數

内譯 男

女

天保九戊年ヨリ 家十七軒減

慶應元乙丑年四月相改候人數左ノ通リ

一、人 數

内 譯

三百五十五人

九 人

十二 人

十四 人

六 人

五十六軒

三 軒

七 軒

四十六軒

三百六十八人

百七十九人

百八十九人

四百三十二人

村方男女

役 介

町福井他山行

吹 所

四十二人

内 二人

六 人

一、慶應二丙寅年二月改

一、總人數

三百五十四人

八 人

十三 人

九 人

四十八人

五 人

丑年ヨリ五人増シ

一、慶應三丁卯年四月改

一、家 數

十三 人

九 人

三百四十八人

下編 町村誌 上穴島村

把 榎 人

三番吹々大工

吹 子 差

四百三十七人

村 男 女

役 介

吹 所

町他所行

把 榎 人

差 吹 大 子 工

五十九軒

四百二十八人

東 吹 所

他 山 行

村 男 女



四 人 堀場普請  
三十七人 把 篠 人  
四 人 鍛 冶 職

一、山下吹銅五百貫目 一仕舞 方言

但右代銀ノ義ハ荒銅出来ノ上日方三十貫目有之候得共歩付六分ト御定メ取下代銀二百五十目ノ割リヲ以テ御下可被下候

一、吹貨二十五匁五分 荷吹ヨリ眞吹迄總テ平間雜用共  
一、炭三百八十貫目 荷吹ヨリ眞吹迄出来

但領體コハリ領ニテ炭不足ノ様子ニ候得共御頼申上候間御山方役並村三役立會ニテ萬ト御吟味ノ上増炭御渡シ可被下置候

一、鉛分付之儀ハ領主ノ者ヨリ申上置出来銅ノ上ニテ分付御定可被成候

一、灰吹銀ノ儀ハ銅十貫目ニ付日方四十匁垂リノ分ハ重載不住候共右日方ヨリ餘分ニ有之候得共御代銀ニテ御下可被下候  
但四十匁垂リ代銀餘分ノ分ハ惡銀ニ候得共萬ト製シ直シ江戸迄リノ雜用引キ江戸ノ相場ニテ相渡シ候様可致矢田久兵衛道  
テ三役ノ者へ申渡ス

一、面谷村方渡炭銅二十五貫目ニ付炭三百二十貫目相渡候處不足炭多分ニ相成難澁ニ付三百八十貫目御渡被下度願出候ニ付  
以來不足ノ者貫目相増三百四十貫目御渡被下候事

慶應元丑五月 銅 山 方

又炭年々ノ燒高道數炭燒一人ノ燒高炭燒行業日數等ヲ左ニ記ス  
年祀維新後ニ屬スト雖モ均シク一様ノ舊法ナルガ故ニ出ス

一、炭三十萬七千三百四十二貫五百目 明治二巳十月迄正小屋入

吹上納 一萬千三百貫目 銅十貫目ニ付炭百四十貫目當

右巳十一月ヨリ午四月迄出来ノ銅ナリ

明治三年五月ニ正小屋残り分

引殘十四萬九千四百四十二貫五百目

一、炭二十一貫目 明治三年出来  
此炭燒六十八人一人三千五百貫目宛 即炭籠一枚ニ付三千五百貫目當

ノ炭三十五萬九千四百四十二貫五百目

吹上銅二萬三千貫目 出来ノ見込

此炭二十九萬九千貫目 但シ銅十貫目ニ付炭百三十貫目當也

殘炭六萬貫目許

炭燒行業日數ハ舊曆四月ヨリ同十月迄日數二百十日間  
内草月行トテ田植ノ季ニ廿日間休

盆 休 十三日間

正行業日數百七十七日間

又炭十貫目代價左ノ如シ

銀貳匁六分五厘

同貳匁六分四厘

安政二卯年 同 三辰年

下編 町村誌 上穴馬村



銀貳匁五分九厘  
 同貳匁六分三厘  
 同貳匁七分四厘八毛  
 同貳匁九分三厘七毛  
 同三匁  
 同三匁二分六厘  
 同三匁五分二厘八毛  
 同五匁壹分壹厘  
 同七匁三分八厘七毛  
 同拾三匁八分九厘  
 同拾壹匁二分  
 一、元祿十五年銅諸色掛り物左ノ通り  
 但し勘定帳ノ上  
 一、銅壹匁  
 但し十二貫壹個ニ付壹分貳厘  
 一、同三匁  
 但し十二貫壹個ニ付壹匁五分  
 一、同壹匁

安政四巳年  
 同 五年年  
 同 六未年  
 萬延元申年  
 文久元酉年  
 同 二戌年  
 同 三亥年  
 元治元子年  
 慶應元丑年  
 同 二寅年  
 同 三卯年

銅十貫目ニ付面谷ヨリ大野町迄駄賃  
 銅二個ニ付一駄賃大野ヨリ福井迄駄賃  
 銅壹個藏敷福井竹屋勝左衛門渡

一、同一分五厘  
 一、同六分  
 一、同八分  
 一、同四厘  
 一、同一匁七分五厘四毛  
 一、銀六厘  
 一、同七分五厘  
 一、同三分六厘  
 一、同三分六厘八毛  
 一、同一分  
 一、同二分三厘  
 一、銀八匁一厘二毛  
 一、慶應三卯年六月十七日運賃調書記左ノ如シ  
 一、銀四匁  
 一、同四匁六分  
 一、同七分  
 一、同二分五厘  
 一、同八分五厘

下編 町村誌 上穴馬村

福井ヨリ三國迄川下賃壹個ニ付  
 三國ヨリ敦賀迄海上 壹個駄賃  
 右同斷各増ニ付如此  
 三國藏敷 右四日 米屋作左衛門渡シ  
 敦賀ヨリ新道マテ壹個ノ駄賃 敦賀四村伊左衛門渡シ  
 鹽津藏敷  
 新道野ヨリ鹽津迄ノ駄賃  
 鹽津ヨリ大津マテ海上駄賃  
 大津ヨリ六地藏マテノ駄賃  
 大津庭賃  
 六地藏ヨリ大阪マテノ駄賃  
 白面谷迄大野十二貫目駄賃  
 迄福井同駄賃  
 福井庭賃  
 三國迄川船賃  
 三國役銀



- 一、同一匁二分
  - 一、同十匁
  - 一、同五匁
  - 一、錢五百文銀四匁五分九厘
  - 一、銀六匁
  - 一、錢百四十八文銀一匁四分一厘
  - 一、銀四分八厘
  - 一、銀七分五厘
  - 一、銀四十二匁八厘也
  - 山元ヨリ敦賀廻シ大阪迄運賃水上共壹個ニ付
  - 一、銀四拾二匁八厘
  - 山元ヨリ大廻シニテ大阪迄運賃
  - 一、銀拾五匁七分六厘
  - 一、銅山方ヨリ兼テ献上ニ相成候高丸左ノ如シ、安政四巳年九月
  - 一、金千五百兩
  - 一、金百兩
  - 萬延元申七月
  - 一、金貳千兩
- 三國庭賃
  - 敦賀ヨリ山中迄駄賃
  - 山中ヨリ海津マテ同
  - 海津ヨリ大津マテ海上船賃
  - 大津ヨリ伏見マテ駄賃
  - 伏見ヨリ淀川船賃
  - 八軒屋ヨリ吹上迄駄賃
  - 大坂水上
- 御本丸炎上ノ前献金ノ内へ
  - 大野用場へ提出
  - 洋式スクウネル形大野丸製造ニ付献上

- 文久三癸亥年十二月
- 一、貳千兩
  - 同、年同月
  - 一、金千五百兩
  - 明治元辰年間五月朔日
  - 一、金壹千兩
  - 同年十二月廿六日
  - 一、金五百兩
  - 明治三年十一月廿七日
  - 一、金壹千九百參拾貳兩
  - 壹分二朱と銀七分四厘
  - 明治三年十一月廿八日
  - 一、金五千兩
  - 明治四年九月
  - 一、金貳百兩
  - 明治五年申七月
  - 一、金參萬圓
- 合計金四萬九千七百參拾貳兩壹匁貳朱ト銀七分四厘
- 大殿様御手本へ献上
  - 御上京御入用ノ方へ献上
  - 大殿様へ献上
  - 奥方様へ献上
  - 右金ノ分列座へ指出
  - 堂政局へ指出
  - 献上
  - 献上
  - 献上



(右ハ只賦金ノミナリ其利益金ノ大ナルヤ知ルベキナリ)

維新後の沿革は鑛山の記録より抄録せむ。

維新後明治六年ニ至リ再ビ村民ノ有ニ歸シ同七年坑業ヲ營ミシモ此大事業ヲ俄カニ各自ノ稼業ニ放任シタリシコト、テ振ハズ整ハズ

面溪所見(明治十年三月十四日)

横田 秀

山腹築空六十三、地獄瓦礫互相含、源々長有命溝在、使能使土人生計甘。

明治十、十一年頃ヨリハ熔鑛用ノ製炭冬春貯藏ノ米鹽ニ迄退々支障ヲ生ズル輩多ク等閑ニ附シナバ終ニ救フベカラザルニ至ラントセシ故岡利右衛門次村山貞輔等廣業再興ノ計畫ヲ立テ金五萬圓ノ拜借ヲ石川縣ヘ歎願スルコト數回福井置縣ニ至テモ頻リニ出願セシニ其願意切迫措クベカラザルモノアリシカバ石川、福井兩縣廳ノ紹介ヲ以テ滋賀縣杉邸次郎ニ此鑛業ノ改良ヲ任ズルコトニ村民話ヲ決シ同十四年十二月次郎ハ金七萬圓ヲ出シ村民ノ有ナリシ鑛坑ヲ三萬圓ト見積リ資本十萬圓トシテ鑛業社ナルモノヲ組織シ爾來坑内ヲ切廣ケ鐵線ヲ敷テ東道ト爲シ大水車ヲ裝置シ鑛鑛用ノ風車ヲ備ヘ下鑛ヲ粉碎スベキ輓轉碎鑛器用篩器躍淘器ヲ据附ケ重要ノ道路ヲ車道ニ改築シ嶺脊美濃國ニ一大薪山ヲ購入シ之ニ通ズベキノ新道ヲ作り尙

永遠ノ爲メ長サ六百間ノ疏水道(水抜)ヲ開鑿シ。該社稼行中ノ產銅ハ一ケ年約十五萬斤乃至二十一萬斤ノ間ニアリシトイフ尋テ明治十七年秋田彌右衛門之ヲ繼承シ明治二十二年三菱合資會社ノ有トナリシガ、二十七年四月疏水道ヲ兼ネ一ノ通洞開鑿ヲ起工シ、同時ニ免坑道水準ニテ大黒大堅坑ノ開鑿ヲモ起工シ三十二年九月ニ至リ之ト貫通竣成セリ、其通洞延長千二百尺大堅坑ハ漸次堀下リ目下ハ二百三十尺ニ及ベリ、同年發電所ヲ設ケ約七十馬力發電器ヲ据付加フルニ製煉所専用トシテハ三十馬力電働機坑内捲揚専用トシテハ十五馬力電働機ヲ併置シ、同三十三年五月ニ至リ竣工シ、一番坑道以下第二坑道以上ノ鑛石ハ悉ク之ニヨリテ大免坑道準ニ捲撫グルヲ得セシメタリ、又坑内ニハ九ポンド及至十二ポンドノ鐵軌道ヲ布設シ鑛石ノ搬出及雜石投棄ニ鑛車ヲ用フルノ便ヲ開キタリ目下金鐵道延長二萬餘尺ニ達ス、三十八年末ニ至リ排水ポンプ用トシテ十五馬力電働機ヲ増設シ又一方ニテハ三十二年沈澱地ノ新設ヲ企劃シ同年八月竣工ス、其數二箇一ケ年以上ノ撰鑛廢水ヨリ生ズル泥濘ヲ沈澱セシムルニ足リ、三十四年二月廢水ノ面谷川ニ流出スルヲ防グタメ、延長三百二十二間ノ木樋ヲ布敷シテ此沈澱地ニ導キ以テ清淨ノ後同川ニ放流セシムルニ至ラシメ、明治三十二年以來石砂ノ流出ヲ防グタメニ面谷川ニ七箇所ノ堰球ヲ築キ又土砂扞止ノタメニハ石垣ヲ築造シ鏝並ニ撰鑛



雜石ヲ一定ノ放棄場ニ搬出スルタメ三十四年十二ポンド鐵軌道ヲ布設シ四輪礦車ヲ以テ運搬スルコト、シ、其延長六百間、鑛煙排除ノタメ煙道ノ延長ヲ起工シ、明治三十年ヨリ漸次ニ工ヲ進メ、同三十四年九月ニ至リ一段落ヲ告ゲ以テ鑛煙ハ地上三百尺ノ空中ニ放散シ得ルニ至レリ、明治四十二年末ヨリ熔鑛法改良ノ試驗ニ着手シ翌四十二年一月ヨリサールスルタ壺燒法ヲ採用シ軸爐ニ依リテ八時間乃至十二時間ヲ以テ熔鑛ヲ完結スルヲ得從來二十有餘ノ熔鑛釜ニヨリテ鑛煙ノ蛇々タルモノ一ツノ煙道ニ吸收セラレ高爐鑛煙ト共ニ地表百尺ノ中空ニ飛散スルニ至リ鑛害區域ヲ減少セシメ且鑛夫及ビ其家族ニハ扶持米ト稱シ白米一升十錢五厘其他日用品ヲ時價ヲ以テ供給シ病院ヲ設ケ鑛夫ヨリ其稼賃金ノ百分ノ一、五ヲ徵收シ其家族ハ規定藥價ノ半額ヲ以テ施療施藥ヲナシ鑛夫俱樂部ヲ設ケ使人ヲ保護スル外爾來抗道ノ切擴採用ス等若々事業ノ改良進歩ヲ圖リ顯著ナル盛況ヲ以テ進行スルニ至レリ。

最近七ケ年間鑛石並ニ製品產出高ハ如左。

年次	明治三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
出鑛高	1,356,630	1,101,634	1,011,676	1,313,260	1,048,811	1,135,470	1,256,946
產出高	5,100,955	3,888,333	3,978,348	3,933,611	3,279,210	3,202,634	4,382,218
精鑛高	1,356,630	1,101,634	1,011,676	1,313,260	1,048,811	1,135,470	1,256,946
粗銅	5,100,955	3,888,333	3,978,348	3,933,611	3,279,210	3,202,634	4,382,218

箱ヶ瀬植物化石

〔地名辭書〕 面谷 今上穴馬村の大字とす荷暮山の下にして此に銀銅の鑛坑あり近時年々銀百貫多銅五六萬斤の產額ありと稱し山中頗る茂盛をあらばす此山産銀の始不詳一書に康永年中とす天保年中より業を擴張す

〔明治四十二年鑛業趨勢〕 本山ハ粉鑛理ノ目的ニテ本年六月以降日徑五尺底徑三尺六寸深サ三尺六寸厚サ三分ノ鍊鐵製壺燒爐二個ヲ設置シ一個ノ容量二噸半一個ノ燒鑛時間八時間乃至十時間一ヶ月燒鑛量約二百噸ナリ然シテ從來使用シタル燒鑛爐ハ全部之ヲ廢止シタリ。

箱ヶ瀬の植物化石 學界に珍重せらる (全部誌地 實章參看)

〔地學雜誌〕 面谷の近地箱ヶ瀬に保羅紀植物化石を產出す、其他鑛物の産せし地少からず

〔享保書上〕 伊勢村内山よりは近年鑛石出又葱石は所々より出る……葱石等は人間の手業のことく拵しか如くなり又伊勢村より上秋生村へ越る山中に綿の木有り廻り三抱許にて乙女木男木二本なり葉は梨子の葉七月上旬より實のりてさかんの年は誠に雪の降ること珍敷木也

〔越前名蹟考〕 持穴村 しのぶ石 半里ばかり北溪奥より打われれば肌衣の模様有る石出る

〔國繪圖〕 鉛山跡 上伊勢村より米申の方

區劃 東布市、上半原、下半原、荷暮、箱ヶ瀬、持穴、面谷、伊勢、久澤、米俵、大谷、野尻

戸口 本年六月末調を左に掲げむ。



土地 本年六月三十日現在は如次

大字	戸数	人口
東布市	三三	一六九七
上半原	三四	三、八〇八
下半原	六六	三、六二七
荷幕	四〇	三、五二九
箱ヶ瀬	三四	三、二〇八
持穴	三	二〇九
谷	一四二	八、九四三
合計	二四一	二八、四七六

大字	戸数	人口
伊勢	三三	三、〇一五
久澤	三三	三、四七三
米俵	三三	一、七九五
大谷	三〇	三、六一六
野尻	三三	三、一六三
合計	一六〇	一六、〇八六

地目	東布市	上半原	下半原	荷幕	箱ヶ瀬	持穴
田反	四、二二六	三、六七〇	一、五二〇	二、二二五	四、七三二	一、八七三
畑反	一、七二〇	三、〇〇〇	二、七五〇	九、五〇〇	二、八九〇	一、〇〇〇
宅反	一、七二〇	六、四七〇	二、〇〇〇	二、三三〇	一、〇一〇	七、九〇〇
山林反	一、七二〇	六、八二〇	二、七二〇	一、八八〇	一、五〇〇	一、〇九四
合計	九、三86	一九、560	七、〇四〇	一、八八〇	一、〇九四	一、〇九四

地目	東布市	上半原	下半原	荷幕	箱ヶ瀬	持穴
田反	七、六〇〇	七、三六〇	八、八九〇	一、七二〇	一、七四〇	三、二八五
畑反	三、八二〇	二、九九〇	一、五二〇	七、七〇	五、六一八	六、六二二
宅反	六、六〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇	六、七〇〇	一、六〇〇	二、三八〇
山林反	七、七〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	二、六三〇	二、七〇〇	一、五〇〇
合計	一九、720	一九、850	二〇、900	一、六二〇	一、六18	一、二〇〇

地目	面谷	伊勢	久澤	米俵	大谷	野尻	計
田反	三、四〇〇	一、五九三	六、四〇〇	一、四〇〇	九、四〇七	七、三三三	七、七三六
畑反	三、五七〇	二、三九七	一、三六〇	一、〇三〇	九、三三三	五、八〇八	五、五三六
宅反	四、三〇〇	二、五〇〇	一、三三三	八、〇三〇	一〇、三三三	二、六八〇	一、三三三
山林反	三、三〇〇	三、四七〇	一、四六〇	六、七四〇	八、一六〇	二、七三〇	一、八三〇
其他反	三、七三〇	三、五九〇	一、五〇〇	二、四三〇	五、七〇〇	一、四八七	二、三三〇
合計	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇



交通 古來、濃越間の搦手、即ち、間道捷徑たりしは、史上に散見すれど、僅に人馬を通ずる

に過ぎざりしが、寶曆年間、青山侯により改修され、持穴以西は、天保年間の探鑛隆盛地勢の條參照と共に、幾分か開けたりしが如し。

〔太平記〕（延元三年）北國の宮方頼りに起りて尾張守黒丸の城を落されぬと聞えければ土岐彈正少弼頼遠は搦手の大將として美濃尾張の勢を率し穴間郡上を経て大野郡に向はる。

〔老人雜話〕 長尾謙信：山越ニ越前朝倉ノ許ヘ行クコトアリシトゾ

〔遠藤記〕 天文九年八月廿九日越前朝倉勢郡上栗柄篠脇城へ攻寄長瀧寺ニ陣所ヲ備へ向小駄良ニ殿出テ防...

〔此戰の越前の將は朝倉廣景... 勢中に猪熊舍人六十貫の南蠻鐵棒を以て備... 加賀見主水鷲見忠三郎武光牛左衛門三人にて討取桑原景安も續て打死... 此時死屍屍山を成し三日路通せず今に三日坂、千人塚あり石徹白氏通報〕

〔天正三年八月此手の押へハ八幡の城主兩遠藤也上〕

〔享保書上〕 穴馬山中といふは大野郡より美濃郡上郡へ越る所也昔は木立甚繁り難所成しか今は道も作り替て往來甚能成りける

〔越前名蹟考〕 素良按に近古この道筋薯蕷の地となり白日に水蛭を雨し熊蜂の群出る谷など有て往來容易ならざる由なりしに寶曆八年戊寅青山侯後徳宮津より美濃國郡上八幡へ御所替の節此道筋通行ありて以來道路開て今は往來の煩なしといへり

美濃道（假定縣道）下穴馬村との境より、本村を東西に貫通して、美濃國境に達するものにて

明治二十年の開修全部誌文通章參照に係るも、持穴以東は、今尙、鳥路に過ぎず、持穴箱ヶ瀬間は本年大改修有名なる油坂峠前引證文參看には隧道ありて、其東方岐阜縣地籍は、車道開けり。

油坂隧道は、明治廿六七年の頃、岐阜縣にて開鑿したるものにて、長五百三十四尺高九尺、巾上五尺、巾九尺、數八尺、此開鑿について、彼縣會の熱心一方ならず、濃職問題を惹起すに至りしと傳ふ

〔越前名蹟考〕油坂峠國境市布より國境迄一里馬足不通... 福井大橋より二十一里二十三町

面谷道 同鑛山の經營に係り、車道坦々、持穴より同鑛山に達し、馬車の往復頻繁を極む。

荷暮道 下半原地籍にて、美濃道に岐かれ、荷暮峠國境瀧波峠を經、美濃板取へ達すべし。

〔同書〕野々小屋 丸塚山右兩山の間國境峠なり... 荷暮より峠迄二里半馬不通美濃國島口へ二里半

乙巢越 面谷と、久澤の境なる乙巢峠、檜ノ谷峠を經、六里許にて美濃本巢郡乙破に達すべし。伊勢道 大谷にて、美濃道より分岐し、米俵を經、伊勢を過ぎ、伊勢峠を起え、西ノ谷村に出づ。

〔國繪圖〕 伊勢より大谷へ二里五町... 西谷下秋生村へ一里三十町馬足不通要するに、鑛山道以外は改修されず交通亦便ならず。

面谷郵便局 明治十八年十一月一日、各村に郵便局を置きし頃、早く大谷局を置かるゝと共に同局の郵便受取所を、面谷に設けられ、爲替貯金事務を開始せられしが、二十二年八月十六日



同局を閉鎖して設置せられしものにて、二十三年四月一日より爲替、二十九年十一月十六日より小包郵便、三十二年四月一日より外國爲替、三十六年十一月十七日電信取扱を開始せられ其管區は本村に止まり、電信配達のみは、下穴馬、石徹白に及ぶ、現今の局舎間口四間奥行四間半は、同三十六年十一月の新築に係れり、創設以來の局長氏名を擧ぐれば如次。

自明治十八年七月十三日	岡 理右衛門
自同 同 年 八月十二日	酒 井 竹 次
自同 同 年 同月 同 日	小 澤 重 馬

此局に到るべき線路も、冬期は積雪丈餘に及び、往々杜絶する事あるを以て、十二月より翌春三月までは、此局より、下穴馬局及美濃白鳥局へ差立運送し、四月より、十一月迄は、白鳥局より運送し來り、此局よりの差立運送は下穴馬局のみなりと云ふ

今、往時の状態を偲ぶべき廿二三を掲げて、現況と比較の料に資せむ。

女坂途中 (明治十年)

横 田 秀

羊馬坂上雪千尺、颯然風來危險多、寄語世間知命者、冬時莫取此途過。

大谷寓居口號 (同)

穴馬山間雪深處、坐知郵便神人文、四隣今有干戈事、日々輸贏仔細聞。  
萬重峰嶺四圍中、雪壓柴扉路不通、恨殺窮鄉人且寡、多將無學誤兒童。

蟹鞍途上作 (同二十四年)

絕壁三千仞、楓紅滿日秋、溪流寒可想、不見一魚游。

到面溪途上

如此壯遊難幾回、評山品水緩徘徊、同人忽驚幽溪際、駭猛牛款角來。

面溪曉發

紺朝芒鞋冒早晨、宿醒妨步易途遙、鑪烟一望茫如海、咫尺聞聲不見人。

### 沿革

沿革 穴馬の名稱につきては、古來傳説を存す。

〔享保書上〕 穴馬といふ此谷を子馬巢谷と云穴の入口に駒の足跡有り入口はやふく腹這ひになりて入る所。穴の大キサハ疊敷位夫より次第に向ふ下りに行けば十方に穴有り馬の頭石釣鐘石有り蝙蝠穴さいの川原は誠に川石計白堂と云ふ所は眞白にして三間四方斗夫より本穴を五十間斗向ふに立穴有り深き事七尋細引十三筋を纏て下げしに底迄としかずといふ向ふに通り穴見ゆるとも此立穴は橋なくてばゆかれず昔は橋を掛て行に日數七日にて奥の大川の有所まで参りける所に老人の女聲を掛て必ず川を渡るなど云ふ其時爰はいかなる所やらんといへば龍宮城の入口なり川を越せば再び歸る事は叶はぬなり、早く歸り候様に申せしが然らば儘かに證據を遺す様にいへば此谷の出口に小谷有り其谷へ此石を付て水を吞くらべなば分るといひしによつて持返り其水を吞ば鹽水にて有しとかや、今に鹽水谷有り此谷の水甚だ味ひあしく他の水とは味別なり。

〔類聚國誌〕 穴間窟郡ノ東南穴間郷下山村ニ在徑リ三四尺其深サヲ知者ナシ相傳ルニ此窟ニ馬アリ出テ、谷口ノ鹽池ノ水ヲ飲ム據テ穴馬ト云フト名勝志ニ見ユ

〔繪圖記〕 持穴子馬栖谷往昔此穴の内より馬出て谷の口に鹽水池と云有りこれを飲み又穴の中へ入けるより此近邊を穴馬山中と云由

下編 町村誌 上穴馬村



〔歸雁記〕 穴馬山中といふは美濃國へ越る方なり木立生茂り道すがら日の光も見えず此所を穴馬といふ事は馬の出たる窟あればかく名付侍るとなり入口いくらも有て何方へも抜出るなりこの穴の中に落る雫はつららの様に凝てしたよりながら石に成

〔名勝志〕 穴間は荒島の東北の麓美濃郡上へ越る道筋の村々を都て穴間と云或人云穴馬と書く穴間の内下山村の地内に二十疊敷程の岩窟有り昔は野馬栖て子を生む是を穴馬と云是より名とす

大字持穴につきても亦穴馬に聯關して傳説を存す。

〔享保書上〕 此山里の内に持穴村と云所に岩穴あり昔此穴より龍馬出て、勝原と云所迄飛しに直に歸りし處今に勝原に馬返しといふ所有夫より飛出し半原の由にて証を喰ひける今に此証は片葉なり夫が飛脚へ飛ける依て此國を飛脚と書く夫より信州駒ヶ嶽へ登りしに依て駒ヶ嶽といふとかや、此穴を持ゆへ持穴村といふ。

穴馬の傳説はとにかく、古來より此名ありしは、〔太平記〕も引けりに見えしにても著るし、且兵馬倥偬の地たりしも明けし、

〔太平記〕 延元四年七月朔日……氏政五百餘騎にて……穴間十一ヶ所を五日の中に攻め落し

〔金森系圖〕 天正三乙亥秋八月越前朝倉餘黨蜂起金森五郎八近頼樹手大將トシテ與力百騎拜借……近頼は奥池田根尾ノ一族ヲ案トメ山ツマイ切テ入り穴間ニ着キ後詰ナイマス穴間大野兩城ヲ一日ニ攻落シケリ

市布が、平氏の方人カマウラによりて開かれし説は、彼區に傳はり、平家臺放蹟條 亦、其遁竄の地なりと云ふの他、昔の事は逸馬として難知、其史實の認むべきは、前掲の如く南北朝以後に屬せり。

〔氏神由来書〕 享保四年初春(抄意) 平治の頃泰川勝の高勝繁京の北部大原に移住し大和伊東村より來りしとして伊東左衛門尉と稱し平氏に黨し其子勝正元暦の春維盛を隠まひ遁世せしむ源氏勝正を襲せむとす勝正直に近江八幡に隠れ庄左衛門と稱しぬ文治二年の春惣市に布片を購ふ其年三月郡上を経て油坂を越え入り來りしに茅廬五軒あり里人勝正を歓迎して領主とす勝正即ち其祖を秘し大原の沙門と稱し原を氏とし市に布を買ひし奇瑞に因み地を市と名け川勝自刻傳來の藥師如來を奉祀し氏神とす此像關ヶ原にて矢除の端ありしとして矢除藥師と云ひ其正祀原左近と稱し以後正を以て通り字とし子孫今に連絡たりとぞ。

〔平泉寺再興緣起〕 爰ニ市布邑ト云フ山里ニ一ノ信檀アリ名ヲ原左近何某ト云開法隨喜ノアマリ晨昏ニ飯食ヲ供シ寒暑衣服ヲ送ルニ鳥重ノ飛行止メガダク于此星霜ヲ經ルコト十箇年ナリ、師……再興ヲ企テ……意禮ヲカノ信檀ニ告グ信檀泣テ曰ク、幸ニ孝男二人ヲモテリ兄ニハ家名ヲ繼シメ弟ヲ師ニ托シテ我ニ代リテ給仕セシメント 其子孫相續シテ當時ノ師モ離別ノ涙モロトモニ種々ノ發論ヲノコシテ二弟子オヨヒ原藤右衛門ヲ引率シテ彼地ヲ發路シタマヘリ 代官原 右衛門ト號ス

松平氏の我越前を領するや市布に關を置き行人を監せり。

〔類聚國誌〕 市布關 郡ノ東南ニ在關ヲ踰テ東ニ油坂アリ夫ヨリ美濃國大河原ニ出ツ是ヨリ福井マテ二十一里二十三町今福井ニ屬ス

〔越前史略〕 (松平秀康入封の難) 關を四方に置き以て出入を察し暴を禦ぐ……德州の境なるを 油坂山名謂之穴間越 至小依一里許

松平氏の壓封後は、大部分郡上領となり、僅に、持穴、箱ヶ瀬のみ大野領に屬せしが、徳川時代の初期には持穴の大字無く、箱ヶ瀬の枝に過ぎざりしものにて、其大字名は鑛坑を、各自所有せしより來りしものならむ 詳細は全部誌 鑛産の條參看 百年前に、面谷が獨立大字ならざりしは、〔越前名蹟考〕



に箱ヶ瀬桑池ノ島塗師谷、面谷とあるにて明かなり、今同書に據り所領別を擧ぐれば、

郡上領 六十三石三斗七升五合

次の二區以外 九邑

大野領 十二石七斗二升一合

特穴、箱ヶ瀬 二邑

にして、兩勝原、佛原、兩大納、下山、長野と共に、南山中穴間谷或穴馬十八村に含まれ、明治維新に及べり。

明治維新後、足羽縣を置かれし際には、下穴馬、石徹白村と共に、六十九大區に含まれ役場は下穴馬村長野に在りて古世與三兵衛戸長たりしが、敦賀縣の時に、伊勢、久澤、米俵、大谷、野尻は、二十四大區の小四區、次で十九大區二小區に屬し、長野に役場を置かれ、下穴馬村の一部と、行政區劃、管理者を一にし始め、其他は、五小區に次で三小區として、下半原に役場を置かれ、町村實施に及び、現今の本村を成せり、爾來の村長氏名如次

村長氏名	至	自
三島 又右衛門	明治二十二年七月廿九日	至同 二十五年五月廿九日
小澤 周藏	至同 二十六年七月廿七日	自同 二十九年二月廿七日
若山 磯吉	至同 三十三年四月十四日	自同 三十三年四月十三日
三島 孝一	至同 四十一年八月廿八日	自同 四十一年十二月廿一日

上田 五右衛門

至同 四十四年十一月十九日

村役場 制實施の際より、位置を大谷と定め、四十三年新築せり。

大谷巡査部長派出所 は、大谷に在り、原と巡査駐在所と稱して、大谷野尻米俵伊勢久澤を管し、其他は下半原駐在所の所管なりしが、三十八年六月十九日、該所の廢止と共に全村を管し上穴馬村駐在所と稱することとなり、更に昨四十三年十一月一日告示九九より、かくはなりしなり。

産業

産業 他の山地に同じ、面谷鑛山の産額は別に掲げ、こゝには、農産物の年額概數を擧げむ

米	六八八石	大豆	一九一石	小麥	一〇七石
大豆	一〇一石	小豆	五二石	粟	七七石
稗	三八一石	蜀黍	一二石	蕎麥	六八石
蔬菜	三七二〇貫				

山獄地の常として、木材を出す事多く、殊に下駄齒の製材は行人の注意を惹く、其製材所は、東市布字ニユ谷と稱する郡の東端に在りて、人家を距ること約一里、實三馬力の水車を、日本式に拵付け、原料を、更に一里の奥より、木馬に駄し、運出して製造するものにて、毎年就業日數約三百日毎日の就業十二時間、年産額下駄齒板五千束以上、丸目三百束内外、本縣は勿論、

村役場

部長派出所

下駄齒製材



岐阜、名古屋、東京地方へも輸出す。

面谷川の上流に産する山椒魚、は世に名高し

### 教育

教育 本村面谷の教育は、岡利右衛門、僧惠順、長瀬數馬(肥後)等、明治四年寺子屋的に従事せしを創始とす翌年學制頒布、同七年、大谷校を創設せしに、通學不便の聲起りて、翌八年荷暮、箱ヶ瀬、持穴は。箱ヶ瀬校(道場)を設け、九年、面谷一區にて面谷校(民家)を設け、十年、東市布、上、下半原は、日進校上半原道場を設け、伊勢、久澤には、各々大谷校の分教場を設けしが、皆設備の不完全なるは勿論なりしかば、面谷校下の岡利右衛門之を慨し甲説乙論、十四年五月一千餘圓を投じて該校を新築せしに、一方箱ヶ瀬校は、其前年即ち十三年十月、日進校に合併して、其支校となり日進校は位置を下半原道場に移し、東市布と、荷暮にも支校を設け、翌十四年十一月、日進校舎を新築し、十六年には同校を増築し、十八年には箱ヶ瀬支校を持穴に新築せしも經費の都合上、東市布荷暮の兩支校を廢しぬ、

十九年、小學校令改正さるゝや、當郡一番小學區内簡易校を、面谷、持穴、下半原、大谷に置かれしが、面谷の氏家久四郎、兄岡利右衛門の後を承け、同年學務委員と爲り、村内一尋常科なく、漸く發展し來りし斯界の頓挫を悲しみ、區民に懇説し、當路に陳情し奔走斡旋せし結果

二十一年七月、尋常科の位置を面谷に定められしに、面谷鑛山賣渡の事生じ、又も尋常全廢説を唱ふる者ある悲境に處したりし故、氏家、岡等は、鑛山の新所有者三菱社に請ふ所あり、年々教育費の二分の一を、同社より出し、面谷校は、他校並の簡易科費用と授業料とにて、尋常科を維持する事となり、二十二年荷暮に日進校の支校を再設し翌年また廢せり。

二十三年五月、町村制實施に伴ひて、小學校區域の改正あり、本村内に下半原、持穴、大谷、伊勢、面谷の五尋常校併立する事となりしも、持穴、伊勢は頓て設置を止められぬ、二十八年十一月八日、面谷校不幸全燒す、三菱社直に其費を寄せ、翌年七月、四間に八間の新校舎成る、次で、箱ヶ瀬に、亦た日進校の支校を設けしが、四十年四月、面谷校に高等科修業年限二ケ年を附設する運となりしに、面谷鑛山長重松三百圓を寄せ、他の有志も亦競ふて力を添へ、同年七月四間に十三間の新校舎竣工せり。

四十一年四月、義務年限延長せられし際、日進校は下半原校と改稱し、其年十二月、面谷校も高等科を廢せり今も尚ほ、三菱社は毎年教員給百五拾圓を面谷校に寄す 現今、面谷校長は平泉精松、下半原校長は中山與之助、大谷校長は荒木政吉なり。荷暮に下半原分教場、伊勢と、久澤に、大谷校分教場あり

附記 面谷の教育に、三菱會社の與りて力あるは、前述にても明かなるが、其間に介して熱



心幹旋せしは氏家學務委員なるを以て、四十年三月三十一日文部大臣は三十八年六月文部省令第十一號小學校教育效績狀規程第一條に依り之を選奨せり次條參條

面谷圖書館

面谷圖書館は、面谷鑛山事務所の向側に在る、獨立家屋にて其家屋電燈等は、鑛山より無料にて貸與し藏書二千餘冊、夜間のみ之を開き、青年會員交番貸出の衝に當り、閱覽者毎日十數名に上り、其實用的なると、閱覽者多き小學校兒童大部分を占むとの特色を有せり、其創設は三十七年十月にて幹旋者は氏家學務委員(區長なりし故開中名義者)等にて、最初の館長は小澤重馬現郵便局長なりしが、現今は岡和作なり。

明治二十八年八月、面谷校同窓會成る、爾來同會は名士の講演會を開き、夜學會を起ししに、三十七年、面谷工業補習學校(鑛山主設立)創められし故。夜學會の業は該校に譲り本圖書館を設け、三十八年三月開申せしものにて、會員の酬金は毎月一名貳錢、二十餘圓に過ぎざるも、鑛山員より、書籍雜誌の寄贈の定まれる物あり、比較的期刊に富めり、其岡氏家氏の如き、債券を擔保とし書籍購入の苦心もありしといふ。

社寺

社寺 村内に一寺なし、唯村社を存するのみ。

村社神明神社祭神 天照皇太神 上半原字長谷川島に在り、原と長谷川に在りしを、四十四年三月二十四日、左の二社を合併すると共に、現地に移せり。

村社皇太神社祭神 天照皇太神 市布北村に在り。

〔氏神由來書〕と題する寫本あり、沿革條に引けり。

同 同 同 下半原松葉に在り。

村社箱ヶ瀬神社祭神 伊弉册尊 箱ヶ瀬字村下に在り、原と下に在りしを、四十三年十月二十九日、左

の社を合併すると共に現地に移せり

村社八幡神社祭神 譽田別尊 荷暮上郷地に在り

村店面谷神社祭神 譽座大神 面谷に在り。

同 春日神社同 天津兒屋根命 大谷村中に在り。

同 立合神社譽田別尊 天照大神 野尻字山切に在り、原と神明神社と稱せしが四十四年一月二十七日、

左の社を合併すると共に改稱せり。

村社八幡神社祭神 譽田別尊 大谷入合地宮ノ越に在り。

村社神明神社祭神 天照大神 米俵字谷戸に在り。

村社神明神社祭神 天照皇太神 伊勢字大伊勢に在り。

(按)に、伊勢神宮の彼地に御鎮座以前には、笠縫邑より、各所に祀り試み、義邊杯にも暫く祀りしといへば、此社も或は其際少く鎮座し故地ならむか。



故蹟

故蹟 平家ヶ平 面谷を距る南に三里許、平家ヶ嶽の頂に在り、平家の遺族遁竄の故地と傳ふ。

九九〇

平家壘壘古 井小序

早川 武英

壘者在穴馬莊面谷嶺山之西南數里相傳平氏之餘黨脫一谷而竄于此窮谷故以名矣此山最聳萬壑中樞樹橫鬱木遮路壁立峻峻甚險也可謂一夫守之萬夫不能通焉非寒沍之日則不能到其頂也于時甲辰正月念三日與里人共乘雪登臨其頂嶺上乃平而方十步二十步或三十步者三里人指曰是乃城跡也山下有墳墟蕪穢而不終懼魄亡歸而不食故陰氣常覆山上蓋是於今猶含恨也仍賦一律故弔

登臨寂寞望無窮、哀盛誰知今古同、八島戰罷英氣挫、一掃軍散霸圖空、幽魂應墓須磨浦、恨魄長埋穴馬中、山上於今妖雲起、樵夫絕跡鬱蒼々。

長瀧寺故道 (繪圖記) (上半原) 美濃長瀧寺へいづる古路あり二里御領分道跡あり美濃領は道留まる

從軍

從軍

明治二十七八年戰役 出征者二十三名内病死者三名

明治三十七八年戰役 出征者百三名 内戰死者十一名 病死者三名

三十七八年戰役 戰病死者 上原大尉

法名 義岳 宗 勇 居士 陸軍歩兵大尉從七位勳六等功五級 上原 易 次 郎

本村面谷の人、明治三十七八年戰役の起るや、歩兵第二十九聯隊第三大隊副官として出征し、



各處に轉戦して功有り、三十七年十月十一日、沙河大會戦に参加し、遂に陣歿す、享年三十有二、逆算すれば、明治六年の生なり、本誌を編するに方り、其傳大を詳にせんと力めしも、遺族の人去り、居所を知らず、爲めに要略に止むこと爾り。

法名 釋 周 川 陸軍歩兵上等兵 西川 久 次

法名 釋 勇 徹 陸軍歩兵上等兵 若 山 初 次

法名 釋 正 儀 補充歩兵一等卒 三 島 竹 松

三十七年八月二十五日

三十七年八月十九日

三十七年九月九日

下編 町村誌 上穴馬村

九九一



三十七年十二月三十一日

法名 釋 義 現

補充砲兵一等卒 三浦八百三

三十七年八月十九日

法名 釋 義 深

陸軍歩兵一等卒 三島鶴之助

三十八年三月九日

法名 釋 義 深

陸軍歩兵軍曹 齋藤秀次

三十八年三月二日

法名 釋 皆 了

後備歩兵一等卒 中森市太郎

三十八年二月二十七日

法名 釋 普 寂

豫備歩兵一等卒 大家市太郎

三十八年四月十九日

法名 釋 誠 意

補充歩兵一等卒 若山主計

三十八年三月十日

法名 釋 誠 意

法名 釋 智 博

補充歩兵一等卒 周戸桂次郎

三十八年三月十日

法名 釋 義 唱

後備歩兵上等兵 五島六之助

三十八年三月八日

法名 釋 義 俊

陸軍歩兵上等兵 池尾三津次郎

三十八年十月二日

法名 忠 應 健 臣 居 士

陸軍歩兵上等兵 福手健治

三十七年七月二十六日

法名 釋 諦 道

陸軍歩兵上等兵 杉山辰次郎

三十七年十一月二十六日

生存殊勳者

生存殊勳者

陸軍工兵軍曹長勳七等功六級 阿部清吾

陸軍歩兵軍曹勳七等功六級 美濃島市五郎

陸軍歩兵曹長勳七等功七級 池尾衛



陸軍歩兵伍長勳八等功七級 永瀬 與 一郎

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 原 佐 吉

陸軍歩兵二等卒勳八等功七級 三島 與右衛門

### 下穴馬村

敘説 位置廣袤

本郡の中央稍東南に偏在し、東西約三里十八町南北約五里、面積約十五方里、

境界

四境皆郡内の諸山脈に圍まれ、東北は、石徹白村、五ヶ村下打波、佛原、西勝原、西は、荒島嶽と深坂峠を以て、富田村蔵生、上庄村下若生子、上若生子、南は、西谷村本戸、下秋生、上穴馬村伊勢、米俵、野尻、大谷、箱ヶ瀬、下半原と、群峰巒翠の間に相隣せり。

地勢

本村も、亦た、九頭龍川の上流沿岸なるを以て、山嶽地に屬するも、同川諸源流の合流地點なれば、上穴馬村より稍平地に富めり、四圍の高山峻峰の最たるは荒島嶽にして、西北、富田、五ヶとの三村境に聳えて雲表に入り、地洞山は東南、上穴馬、石徹白との三村境に、前坂嶺は北境、石徹白、五ヶとの三村境に、深坂峠は、西南境、上庄、西谷との三村境に立てり。

河合は、東よりする油坂川と北よりする石徹白川の合流點にして、縣道美濃道は前者、郡道石徹白道は後者に沿へり、南深坂峠より發する大納川もあれど大ならず。穴馬の名の起りし石灰窟の、夙に喧傳するも所由ありて、鑛物、鑛石に富み鑛山は、村内到處に在りて深坂早く世に知られ、角野の巖洞、現今盛に探掘せり詳細は全部誌産業章鑛産條參看又、貝皿の大字名にも著るき、動物化石は、古來有名にして、今も探採者少からず詳細は全部誌地質章參照

(享保書上) 後野村貝石出誠に人間の手業のこたく拵しか如くなり

(越前名蹟考) (貝皿) 貝石黒き石にて蝦貝の著たるものなり石軟にしてかき取へし余是を得て常に机上に置き愛玩す。

區劃 長野、鷺、角野、下大納、上大納、下山、板倉、朝日、川合、貝皿、伊月、後野、角野、前坂、朝日、合計

戸口 本年六月末現在左に掲げむ。

大字	長野	鷺	角野	下大納	上大納	下山	板倉	朝日	川合	貝皿	伊月	後野	角野	前坂	朝日	合計
戸數	三	八	七	二	三	五	九	三	一六	八	六	二八	二〇	九	九	二五九
人口	一五六	四四	一六六	二〇四	三〇〇	一八七	二六三	一七五	二六四	四四〇	四三三	三〇三	二〇六	一四四	一八二	二、〇〇七

土地 本年六月三十日調如左。

下編 町村誌 下穴馬村



地目	田		畑		宅	山林	其他	計合
	反	地	反	地				
長野	八三三六	五九四〇	一〇三〇	一三三〇	一〇七三	一〇七三	一〇七三	一〇三三九
鷺	三四五四	二八三〇	四五六三	五七三〇	一七九元	五四九步	二二七元	一九五七〇
角野	六五五六	六七七〇	七六〇四	一〇七〇〇	一四四四	一四四四	一四四四	二五〇八二
下大納	二五二六	一四三六〇	六八〇〇	五四〇〇	一三七	四三三歩	五〇八〇	七四九〇五
上大納	三九五六	一七三六〇	二二七〇	二四六四〇	一四四四	一四四四	一四四四	四六二一九
下山	一八〇五七	一五九六〇	六三三三	三六三三〇	六五七	二七七歩	四九二五	四六七四〇
板倉	二八〇三	三三〇〇	一五五三	二九七〇	五八四	一九四歩	五〇七〇	三六八八八
計	一〇〇七三	九六四〇	三〇八三	三六八八	一〇〇七三	一〇〇七三	一〇〇七三	三〇八三

地目	田		畑		宅	山林	其他	計合
	反	地	反	地				
朝日	八九〇〇	二二七五	三〇五二	三〇五二	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
貝皿	五九二七	七九四〇	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六
川合	一三一九五	四四九四〇	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六	一〇三六
伊月	三三三六	二、五六	二、五六	二、五六	二、五六	二、五六	二、五六	二、五六
後野	二二三四八	一七〇六〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇
前角	四八五四	三〇九三〇	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三
坂野	四八五四	三〇九三〇	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三
前朝	三三七一	一七九一四	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇
坂日	三三七一	一七九一四	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇
計	一〇〇七三	九六四〇	三〇八三	三六八八	一〇〇七三	一〇〇七三	一〇〇七三	三〇八三

交通  
美濃道

交通 其幹線は、縣道美濃道にして、削立幾百丈の巖壁を繋てる、法善壁の隧道によりて、本村に來り、九頭龍川の右岸に沿うて、本村を斜に横斷し、上穴馬村に去る 其改修史、現況は全郡誌交通章參看

〔國繪圖〕 是より枇杷崎崎通東谷朝日村へ二里馬足不通(下山)

石徹白道、(乙種郡道)は、朝日にて、美濃道に岐かれ、石徹白川に沿ひ、貝皿、後野を經、同川を越えて角野前坂に到り、再び同川を越えて、朝日前坂を過ぎ、石徹白村に達するものにて、四十三年より、改修に着手せし故、將來は好交通機關たるべし。

〔國繪圖〕 (朝日より)朝日前坂へ一里十町馬足不通○同上より石徹白山へ一里馬足不通

下編 町村誌 下穴馬村



深坂越は板倉にて、美濃道に岐れ、大納川に沿ひ、兩大納を経て、深坂峠を攀ぢ、西谷村に達すべきも鳥徑のみ。

更に記すべきは、村内に釣橋多き一事にして先づ下山に、四十年六月鶯に、同年七月角野に、四十二年三月長野に、同年八月谷堂に架設す、其景は全部誌交通章に寫出せり皆、九頭龍川上の長虹にして、時々此川暴漲渡船絶え、往來遮られ、迂回の不便を來せしに鑑み、之を敢てせしものならむ。文明の餘澤と、就學思想の進歩が、山村水郭にも普及せし好一證にこそ。

下山郵便局 明治九年六月一日の創設に係り、本村、及び、石徹白村を集配せしが、冬季間の積雪甚しきより、毎年一月より三月迄は、此局を閉ぢて、大納郵便局を開き、集配遞送の不便を除き來りしも美濃道開鑿されしを機とし、大納郵便局は廢止せられ、一年を通じて、此局にて事務を取扱ふこととなり、三十二年四月一日より貯金、同年十二月十六日より爲替、三十三年一月一日より小包の取扱をも開始されしが、三十五年四月、石徹白局新設せられし故、集配區域本村に止まる事となりしも、次で、局舎は、美濃道側に新築せられ四十一年二月十一日より、電信取扱をも開始するに至れり、開局以來の局長は如左、

自明治九年六月一日  
至同三十一年五月二十六日

字野 五兵衛

下山郵便局

自同 同日

字野 光右衛門

沿革

沿革 本村に、大字川合あるより、「和名抄」の河合郷ならむとの説あり全部誌沿革章參看源義平潛居の故趾故蹟餘參看足利時代の古社社寺條參看をも認め得、穴間の名は、數百年來、史上に散見するに徴して早く美濃方面より、開け來りしを察するに難からず。

穴間の傳説、南北朝以來の穴間の史實は、穴間郷共通のもの故、既に、上穴馬村に記したれば省き、徳川時代より略記せんに、板倉、角野、鶯、朝日、貝皿、河合、伊月、後野、兩前坂は兩打波と共に、南山中東谷に含まれ、下山兩大納、長野は、南山中穴間に含まれ、其所領別は〔越前名蹟考〕に據る

大野 領 三十六石 大納 一 邑  
郡 上 領 九十六石五斗二升八合 其他の 十三 邑

に別れて、維新に及べり。

〔大日本地名辭書〕穴馬谷又穴間に作る。四谷の東に隣り、九頭龍の源にして、本州に於て、東限の地域とす。四面皆山、北方を殊に高峻とす。謂ゆる白山の山麓とす。此谷今上穴馬、下穴馬五ヶの三村に分ち、東西五里 南北六里、荷暮山、大日嶽、別山經嶽の諸峰を以て美濃飛驒加賀に境す、(按)に此解説は不穿鑿の嫌あり、兩打波が穴馬谷との所見なく、荷暮山は白山々麓にもあらず、讀者精覽を要す。

下編 町村誌 下穴馬村



明治維新後、五年二月、足羽縣の時には、穴馬全郷、十四區に屬し、戸長に小澤周白、副戸長古世與三兵衛任ぜられ、役場は大谷<sup>上穴馬府</sup>に在りしが、同年十一月十三日、六十九區と改まり、古世戸長<sup>役場は長野</sup>となり、翌年六月十六日、敦賀縣創設の際よりは、九頭龍の兩岸に分たれ、左岸は、二十四大區の小三區となり、三島五左衛門戸長に任ぜられ右岸は上穴馬村の一部と共に、同大區小四區にて、古世戸長に任せられ、次で、十九大區、二十八區に屬し、爾後

右岸<sup>役場は後野</sup> 三島五郎兵衛<sup>自九年四月(石川縣)制實施まで十九大區三小區</sup>  
 左岸<sup>同</sup> 古世與三兵衛<sup>自七年四月二十七日十九大區二小區</sup> 尾崎喜三八<sup>自八年四月二十八日役場野尻</sup>  
 若山 磯吉<sup>自九年九月(石川縣)役場大谷</sup> 古世與三兵衛<sup>自十三年五月十九日制實施まで</sup>

二十二年、町村制實施の際、本村を成し、石徹白をも含みしが、二十九年五月、同大字は分立一村を成せし故夫より現今の本村となれり。制實施以來の村長氏名は如次。

村長氏名  
 自明治二十二年七月十一日 吉川 隆 溪  
 至同二十四年九月十四日 津田 清 五郎  
 自同二十七年五月三十日 須 甲 儀 右 衛 門  
 自同二十九年十一月二十九日 古世與三兵衛  
 自同三十年十月二十四日  
 至同四十年十一月五日

自同同 年 十二月 十二日

宇野 五 兵 衛

村役場と  
駐在所

大野區裁  
判所朝日  
出所  
産業

石 灰

村役場 官選戸長の時より、朝日に置き、制實施の際には、同區の道場を假用せしも、事務頻繁不便尠からざりし故、三十四年五月、同區に新築せり。  
 巡查駐在所 朝日に在り原と角野と後野との二ヶ村に置かれて村内を分管せしに三十八年六月十九日二ヶ所を廢し更に現今のを置かるゝ事となれり

大野區裁判所朝日出張所 朝日に在り、兩穴馬、石徹白村の登記事務を取扱へり、  
 産 業 山間的の事に従ひ、山間の物品を産出するは勿論にして。年産額の概数は

米 一二〇八石 藪 七二五貫 木炭 五六、〇〇〇貫  
 帳 紙 六一八貫 挽板 七、〇〇〇坪 石 灰 一一〇、〇〇〇貫

等にして、紙は色白く質純なるを以て、夙く穴馬紙の稱を博し、大納狗脊の名は、藩治の頃より世に知られて實用せられ石灰亦た漸次盛況を呈し來れり、

石 灰 は、明治三十三年六月二十日、本郡富田村七板の中兼金吾、下山にて焼始めしものにて漸次産額を増し、其窯も、一ヶ所三ヶなりしを、四十五年よりは、更に谷堂に二ヶを増設せんとす、其販路は、兩穴馬、坂谷、五ヶ、富田、上庄等なり。

下編 町村誌 下穴馬村



教育

教育 明治七年十月、朝日清重氏の宅を假用し、全村を區域として、朝日校を創設せしが、次  
て、下山は、道場を假用して分場を起し、十一年には新校舎をも建てたり。其翌十二年には、  
兩大納も、兩前坂も分教場角野前坂説  
教場假用を起し、前坂分教場は翌十三年新築し、十五年には、長野、  
角野、鷺の三區にして、昇隆小學校を鷺に設け、下山のを其支校とし、十九年には、下山支校  
獨立し、三校二分教場併立する事となれり、是れ小學校令改正の際にて、本村は第二番小學區  
に編入せられ、村内各校は、簡易科と爲されぬ。

二十五年、區域の變更せらるゝや、朝日校を貝皿に移し、説教場を假用し、貝皿尋常小學校と  
改稱せしが、二十九年には、貝皿、昇隆兩校を合して、位置を川合に移し、説教場を假用し、  
川合尋常小學校と改稱したるも、校舎改築の好敷地を得難かりしより、三十一年、朝日に移し  
て舊昇隆舊校舎を移築し、朝日校と稱し、三十二年には下山校を改稱し、翌三十四年には、朝  
日校を新築するに至りぬ。

四十一年、義務年限延長せられしより、同年、大納の分教場を新築し、翌四十二年五月朝日校  
をも増築し、村内に兩校兩分教場併立するの狀況を呈する事となれり。現今朝日校長は藤澤助  
太郎下山校長は中島捨松なり。

寺社

社 寺 本村内の神社にて、大野町春日神社に合祀されし白山神社伊月、同山、同鷺、石徹白村中居  
神社に合祀されし白山神社朝日、同角野  
前坂、同前坂の五村社九年六月二十  
三日被列村社の他に、左の諸社同あり。

村 社 白 山 神 社祭神  
伊邪那美尊 上大納字堂ヶ谷に在り、四十一年六月十七日、左の社を合  
併せり。

村 社 白 山 神 社祭神  
伊邪那美尊 下大納村中に在り。

村 社 白 山 神 社祭神  
伊邪册尊 後野字小坂に在り。

無格社 熊野神 社同 朝日字宮森に在り、四十三年六月八日、左の五村社を合併  
せり。

村 社 神 明 神 社祭神  
天照皇太神 長野字堂ヶ平に在り。

同 八 幡 神 社同  
伊邪田別尊 角野字樹原に在り。

同 白 山 神 社同  
伊邪册尊 川合字クラに在り。

無格社 少名彦神 社同  
少名彦命 同平字に在り。

村 社 八 幡 神 社同  
伊邪田別尊 朝日字下  
宅地に在り。

此八幡社に傳はりし古笛は、古來有名なるものにして、載籍も少からず、本年五月、此社











法名 釋 定 心

陸軍歩兵上等兵 林 小右衛門

明治三十八年三月二十一日

### 石徹白村

叙説  
位置廣袤  
境界

叙説 位置廣袤 本村は、本郡の東北隅に位し、南北六里餘、東西三里、面積二十餘方里。

境界 一村一大字にして、而かも、二縣三國に境せるは少し、先づ、西は、北境山脈の支脈たる前坂嶺一帶の峰巒を以て、五ヶ村上打波と相隣し。南は、毘沙門岳、地洞山等を以て、上穴馬村下半原、下穴馬村角野前坂、朝日前坂と壤を接し。東は、白山々彙の高峰より南に延ける高山峻嶽を以て、岐阜縣と境を分ちて、飛騨國大野郡莊川村御神尾、美濃國高鷲村西洞、北濃村前谷、歩岐島と續き、北は、即ち、石川縣にして、加賀國江沼郡白峰村白峰と白山々彙によりて分水界を爲せり。

地勢 本村は、白山の支峰、三ノ峰裾野にして、連山四境を圍める中間に、約二方里の平坦なる臺地を構成し、人をして別に一仙境を開けるに驚かしむるも、北は高く、南するに隨て低下するは勿論なり。

地勢

三ノ峰

東北境に聳ゆる三ノ峰は、本縣に於ける白山々彙の結節たる最峻嶺にして、北に、別山白山之に登るは所謂白山路

〔白山紀行〕（白山別山より石徹白へ下る道筋）別山社より別山室へ八町石徹白の者登りて居る此室より鳩の室まで三里此間一の峯二の峯三の峯に水鏡王子あり是も山上の六所の王子のひとりなり上鳩に不動を安置す此室長瀧寺の行人山伏籠る此山に泰澄の母堂の廟石とてあり大師の母白山に登らむと爰迄登り至り得ず卒去の所なりと言傳ふる上鳩より今冷泉へ一里半度山を降る此間にたまの岩屋とてあり大師の母險難を登り備みて此岩屋にて罵怒り玉ふ所と云今冷泉の室長瀧寺の僧一人籠るこの所に名木の杉あり凡そ十人にして圍むに猶あまれりこゝに白山を勧請したる社有り本地地蔵を安置す泰澄の弟子藏縁〔元享釋書九〕 感進篇云釋藏縁神禪師之徒也形短少又其醜徐步却疾人走不及暮唱地蔵誦無別業遊化北堂不移他方毀譽不遷好行施利人間年齒對日八十然其貌如四十許感通如響縛鬼降神白山立山爲修練場晚縛徒白山筒笠而居臨終夜高唱地蔵號院中之衆僧聞之謂縁勤持念詰朝至帝見之向西端座合掌化。

庵を白山の麓筒笠に結て常に地蔵の號を唱へて別業なく他方に移らず其形極めて短少にして醜し八十有餘にして面色は四十の如し臨終にも高く地蔵の號を唱へて合掌し遷化すと元享釋書にかけり思ふに此所なるべし筒笠と云所尋ねれどもしれず今冷泉のほとりに川ありくかはこ川と云ふ往古は熊沢水といへりしを今は今冷水といへり室の近邊に清き泉あり又大師の筆のよしにて中品〔上品か〕上生といふ古き額ありおろして裏の方を見れば建長五年癸丑十月十三日沙彌寂能と有り大師の筆といふは誤れり是より石徹白へ一里半川を渡り山を越えて至る此間に美女下とて社あり三圍ばかりの大杉ありこれは泰澄の母登山の時供ひたる女これより上へ登り得ずして死たる所といへり。

〔越前國名蹟考〕 素良按ずるに今冷泉に藏縁の事を擧げたるは地蔵を信ずるに就てなり筒笠といふ所尋ねれどもしれざる由筒笠の訓はハコカサにて今箱ヶ瀬の音轉にてもあるべきにや。

下編 町村誌 石徹白村



〔寛保裁許狀〕 延寶年中初而從 公儀三社並五ヶ所之室共に御造營被仰付其以後元祿年中平泉寺より相願是又三社室共に御再建被成下候室の儀は諸國參詣人の爲に古來より有來候儀に相見御造營之砌平泉寺より棟札も打候得共別山室は石徹白美濃室は阿名院加賀室は尾添村支配

白山三社は美老元年奉澄大御開關にて同七年長瀧寺を是又奉澄致開起白山三社を境内に勧請仕今以其通り有之候

と相連り、以て、北境、及び、東北境の諸峰巒の起點を爲し、西南に走りては、橋立、野伏、小白俵、三面谷の天に挿める積翠となり、前坂嶺に達して五箇村との間を劃れり。橋立越は同名の山を攀づる鳥徑なり。

其東北境に連互せるものは、二ノ峰、一ノ峰、母御石、天狗、初河、葦倉、三國、大日の諸峰となり、美濃白鳥に通ずる檜木峰に達し、更に、西南して葡萄原、岩苔、毘沙門、地洞、下谷の諸嶽となり、濃飛兩穴馬村との境界をなせり。

石徹白川

石徹白川は、遠く白山別山より發し、河ウレ、初河、宮前等の諸溪流を合せて南流し、俵谷、三面谷の二流を容れ、下穴馬村に流れ去る、九頭龍川の上流にして、宮川の陽に、中居神社鎮まり坐し、住民の居宅耕地亦た此諸流に沿へり。

高峻にして、四時雪を見る白山別山の諸溪流下する事とて、白練飛瀑は到る處に懸り、就中、大瀧、八反瀧、鳩鹽瓏、小白山、谷流等は其大なるものに屬し、何れも直下數丈、密樹綠陰の

間に雲霧を起せり。

池には、野伏山麓の和田ノ古池、土吹上ゲ山麓の草池等ありて、圍回大ならざるも、靜寂太古の水を湛え、澄澈千年の樹影を蘸し、夏尙ほ肌に粟を生ぜしむ。

〔越前名蹟考〕 或云此地大山深谷を隔て遙に人寰に遠き幽邃の山中なれども土地うちひらけ又嶺高く水清く田島自得の所にして世塵をかうふらず實に人界の仙境といふべし

〔地名辭書〕 白山(別山)の直下にあたり溪流六里に及ぶ此溪即穴馬川の源にして又九頭龍川の源とすべし

此地より、俵石、印籠石(角閃石) 全郡誌 を出すことは、古來人の知る所、近時石炭を出すも未だ盛ならず 同上

〔享保書上〕 此穴馬郷中に色々の名石ある石徹白に俵石あり大小共に來依の如し

鑛泉としては、大日嶽麓より鹽類冷泉湧出し、鳩鹽と云ふ、 昔時の鳩浴するよ、り發見すと傳ふ 鹽分を含み、皮膚病に効ありとぞ。

區劃。石徹白、

戸口、本年六月三十日の現在左の如し。

戸 數

一八五

下編 町村誌 石徹白村



土地

人口 本年六月末調査如。

男 一 二 三 四 六 二 一 人  
女 六 一 三 八 人

一〇二二

地目	田	畑	宅	山	林	原野其他	計
反別	四、四六三	一〇三、六九五	一三、三二六	一、五七五	三、三二一	一、五四六	一七四、七八四
地價	三九、六六〇	三六、〇〇〇	三、七九九〇	三、六〇〇	四、七〇〇	五、四〇九	五、四〇九

交通

檜木峠

交通 山間の別天地、白山々麓の臺地たる本村が、交通開けざるは其所なれど、古來、白山參詣登山の美濃口なるを以て、岐阜縣郡上郡北濃村前谷に通すべし檜木峠、三國峠、

〔越前名蹟考〕 美濃の方へ越れば却て山深く近國より白山參詣の行旅牛首道に比すれず甚多く賑はしとなり三國峠國境北は飛騨東南は美濃西は越前

〔國繪圖〕 石徹白より國境まで一里十町馬足通せず國境より美濃國前谷へ一里 福井大橋より國境まで二十二里十四町 三國峠より國境まで二十七里六町三十三間

〔白山紀行〕 又美濃の長瀧寺へ廻るには前谷へ二里下るに到下三つあり先三國峠と云は、越前美濃飛騨の境なる故に國境ともいふ此到下長瀧寺の行人四月八日より白山へ入峰所々修行と云事をつとめて功を終る所也六月廿三日入峰して又七十五日を経て此に出る也次に中の峠次にツチ峠を越て長瀧寺に到りぬ…前谷より長瀧寺へ一里前谷に郡上より關を居て番の者あり前谷は美濃國分なり

は通行多く、今も、村民の物資需要輸出の唯一路、京坂其他へ出づる要道たるのみならず、冬季十二月より、翌春三月までは、郵便線路となり、村民の出入一に此に由るなり。

石徹白道(乙種郡道)は、下穴馬村の境より起り、中在所に至り、本村民が大野町等の官衙へ赴く公路なるも、樞徑曲折、交通に難むを以て、冬季は行客の影を見ず、かくては、不便の極なればとて、昨年度より、大改修の議を決し、着々開鑿中に屬せり。

此道路について一言すべきは、青年會が、毎年、中居神社々前より始めて、村境迄之を修繕するの美舉たり、神社を中心とせる本村民俗の一傍證とするに足れり。

其他、白山路(地勢條)として、中居神社前より、別山に登り、夫より白山頂に達する一路あり。

此路は、舊幕時代には、將軍の代參を始め、幾多の參山道なるを以て、修繕も行屬さしが、維新後も舊慣に依り、今、尙、夏土用入の日を以て道草刈を行ひ、年々登山客も少からず。

五箇村上打波に通ずる橋立越は、全然たる鳥徑にして、崎嶇たる羊腸の峻嶮に屬せり、

石徹白郵便局 中在所に在り、明治三十五年三月一日の創設に係り、内外爲替、貯金、小包共同時に開始せしものにて、集配區域本村に止まれり、昨年中の

通常郵便引受 八、五八〇 書留郵便 一六三、 價格表記 七一、 八、四五六圓、小包 三二、 九、 三、九七〇 爲替 振出三四七口 三、七二四圓三九に上り、貯金額も六百三十九人壹萬壹千參百拾圓を算せり、 振出一四二口 三、六一六圓四二

下編 町村誌 石徹白村

一〇一三

石徹白郵便局



局長

創設以來

石徹白藤之助

(この局は、他局と趣を異にし、毎年四月より十一月迄は、角野前坂下穴馬村に於て、下穴馬局と、途中交換を行ひ、十二月より翌年三月までは、美濃國白鳥局に差立運送し、本部との交通悉く美濃を経るなり。)

沿革  
石器時代  
遺物を存す

沿革 本村が、早く、石器時代に於て、コロボツクル人の居所たりしは、村内所々に於て、矢ノ根石、雷斧等の遺物、及穴居の遺跡を續々發見するに徴して明かなり。

(按に、地勢上、濃飛方面より入り込みしものなるべし、明治三十一年の夏、東京理科大学の人類學者大野雲外來遊して、蒐集の石器を検し、三千年以前の物と断定せしと聞く。)

(人類學會雜誌) 石徹白の山野に太古の遺物石器を發見す、著明なる一古跡とす

開けしは  
餘程古し

(中居社記)に據れば、景行天皇の十二年、既に、此社を創建せしが如きも徴證し難し、奈良朝の頃、傑僧泰澄白山を開くや、此村も亦開けしは疑を挿ひ餘地なかる可し、爾來、白嶺登山の濃飛口として、常に登山の者の寄宿所となり、一面には、白山別山の中宮たる中居神社の社人として、幣司、神頭、神主、神樂司等の各職の家あり、其他の一般村民も、社人、末社人等の名稱を有して神に奉仕し、帶刀して、日本全國に神符を配りて、渡り廻りしこと、猶伊勢の御師のことくなりしなり社寺の  
餘參看

開村白山  
社人たり

(繪圖記) 在家多し社主五郎右衛門白山別山を司る其外社人二十人餘有り他國より北道筋禪定の者必寄宿の所なり美濃飛摩

石徹白氏  
の祖來住

松平氏關  
を置く

永享年間、石徹白氏の祖、兒河合、此地の社人に擁せられて、美濃より來り、中居神社神主の祖となり、石徹白城を築く今の中在所  
の城山の地

(今川戰記) に林阿彌なるもの義元の爲めに祈り且出入せし由見ゆ

後ち、朝倉、柴田、堀、金森諸氏の領する所となりしが、松平秀康の當國を領するや、此地に關を置けり。

(類聚圖誌) 今美濃ニ屬シテ三國嶺ノ道ニアリ是ヨリ福井マテ二十二里十四町餘

(地理史略) (慶長六年、公：始て封に就く)關を四境に置き以て出入を察し基を築く、石徹白越濃飛三州界三國嶺  
踰此至美濃長瀨寺

福井藩壓封後は、美濃郡上侯金森氏に支配されしに、寛保三年、平泉寺と争ひし(裁許狀)を  
前に掲ぐ上村

上村豊前  
の騒動

下編 町村誌 石徹白村



豊前が、社領地を押領せむとし、一村を騒動せしめしが、寶永八年十二月、豊前の遠島にて  
終結し、領主と、幕吏とに其餘譚を及ぼしぬ。

(按)に、上村豊前は、當時の神主石徹白大和を凌いで、遂に神主となり、一村を左右するの暴威を得しより、寶曆二年、領  
主金森頼錦美濃郡上城  
主兵部少輔に内願し、意に従はざる社人百戸を、五ヶ年間追放し、社領を押し領せしかげ、神頭職杉本左近等、九  
條、四國寺、白川家に斡旋を頼み、遂に、公儀へ直訴し、裁決さるゝに至り金森は勿論、寺社奉行本多長門守は松平越後守  
へ永預、笠松代官、青木九郎次郎、黒田大和守、本多兵庫、大橋近江、曲淵豊前守等七侯成せられしなりとぞ。

(廢絶録) 寶曆八年 三萬八千石 美濃八幡城金森兵部少輔頼錦九月二十六日尊問の旨ありて松平遠江守忠名に預けらる  
十二月廿五日さきに封地檢見取申付るにより農民とも強訴せしを一旦差ゆるし取領しか共そのまゝにては捨置かたく大橋近  
江守親義を以て御代官青木九郎治郎安清に頼道し執計はせ又同人をして農民ともに利害申聞せ剩へ家人をして老職本多伯耆  
守正診か家臣まで雜談同様に申せし趣を安清に送るの書翰に認め且公へも達し正珍も委細に知れる趣を書載せ曲淵豊後守英  
元及び親義にも示し合て計はせ其上兩人へいまだ面會をも遂さるゝに是迄書翰を遣し畢竟安清に厚く計はせんか爲に彼と取  
集め通達し兼西氣真村農民等駕籠訴狀落着もなき處を刑罪等申付且石徹白の社人を家臣根尾甚左衛門一巳の計にて追放せし  
を嚴重の沙汰もなく甚左衛門が不忠の事一切存せずまた社人杉本左近石徹白豊前が惡事を申立しか豊前も糺もなく吉田白  
川支配争のころを吉田家のみ通達し是等の事は公の御裁許をも請へきとその事なく既に詮議を達られしに豊前が惡事發  
覺せり然るに曾て左近餘のものとも追放せし始末かた／＼越度の至り也とて城地を收められ南部大膳大夫利親に召預らる  
男出雲守頼元伊織頼方は改易せられ其餘男子三人幼少たるかゆへ親族に預けらる  
天明八年四月八日頼錦か六男勤貞頼興召されて千五百俵を給はり寄合に列す  
城請取 松平能登守集龜 御目付谷野殿助 安部平吉

(越前名蹟考) 寓曆六八の年郡上侯金森出削封之もの節不埒に付死罪に行はれし上村豊前は先祖彦右衛門より九代相續の神  
主なり又其節の神頭職杉本左近願書文言に

杉本家は格別の家柄にて代々位階有之泰澄母伊野姫は神頭職杉本苗裔云々

右の節記録中に大島居墨門毎年六月白山御代參有之節杉本方正宿之由 御代參は鳳凰寺  
其節相見社人姓名

元社人 久保田 九郎助	森 清右衛門 社人 上村五郎右衛門	上村 十兵衛	植村 七右衛門
社人 櫻井 大膳	押谷 孫左衛門	上村 喜平治	上村 新右衛門
山崎 太郎兵衛	上村 興兵衛	上村 四郎右衛門	上村 新六
石徹白 太兵衛	上村 傳十郎	上村 權太夫	上村 七郎太夫
上村 五郎兵衛	上村 十兵衛	森 左膳	石徹白 長右門
上村 丹右衛門	上村 治右衛門	上村 五郎左衛門	上村 幸八 神頭職杉本 左近
神主 上村 豊前			

此寶曆の大事事件後、江州多羅尾氏預り、後郡上侯青山氏預となりしが、此事件に懲りてにや、  
神主の世襲、若しくは専任を廢し、頭社人十二名にて、壹名宛毎年番にて奉仕する事に改め  
維新に及べり。

斯く、白山の別山室を守り、登山人により生計することとして、時々利益範圍上より、他村、他  
寺と紛雜争論を起し、訴訟となりしを徹すべきもの兩三に止まらず。



〔石徹白家文書〕 一、永祿十年六月三日關藤兵衛より石徹白彦右衛門白山別山途中の新關撤廢訴訟中止の頼狀

一、(同年?) 五月十一日長澄石徹白彦より(朝倉の臣?)馬場三郎左衛門尉松山一右衛門尉宛上打波衆三の峰(新關三ヶ所を据え役錢を徴するを禁止方に關する照會狀

一、慶長二十年松平忠直黒印本多富正署名石徹白藤十郎宛別山堂中支配無相違令狀

一、(同年?) 平泉寺賢聖院日海より同人宛の訴訟有利の挨拶狀

〔寛保裁許狀〕 前條(平泉寺に對し敗訴の結果)心得違候由申上候付石徹白大和(神主)櫻井左源太夫(神頭)石徹白三郎兵衛(社人)於在所逼塞被仰付候間急度相償可罷在候向後則山室支配神主抔と決而中間數候

明治戊辰に社人内衛所を守

明治戊辰には、出願して神威隊に加はり、内侍所を御守衛せしもの四名、曰く石徹白胤貞、曰く櫻井常成、曰く某々、……當時の令書現存せり。

今般本所御觸達ニ付連上京有之 内侍所御守衛の仰付冥加の至に依て數度勤仕之段奇特の至に 思召候就而は一先交代歸國の仰付を此段可申途旨に候事

神祇道本所吉田殿

石徹白長門殿 辰三月

大取 締 役 所

明治維新の際奉佛者と居所を別にす

明治維新後、神佛分離に際し、社人、奉神説と、奉佛説とに分れ、各頑然主張し、一時紛擾を極めたりしが、種々協議の結果、神佛兩道並立することとなり、此は神地なればとて、決然神道を奉じて中居神社を尊崇する者は上在所に集り、佛道を奉ずる者は其格を返上して歸農せり。

維新前は村無高力無特別扱を受く

舊幕時代には、南山中東谷に含まれ、諸侯之を支配したりしも、單に人別訴訟を管するのみにて、無高、無税、帶刀の特別扱を受けしが、明治維新後は、下穴馬の諸大字と同じく、大小區、單獨、官選戸長等の變遷を経たり。

村長氏名

明治二十二年、市町村制實施の際も、亦下穴馬村に含まれ居りしも、二十九年八月一日、分離獨立の一村となれり、爾後の村長氏名は如左。

自明治二十九年八月十六日	須甲助右衛門
至同三十一年九月十二日	上村重郎兵衛
自明治三十一年八月廿七日	石徹白藤之助
至同三十二年十一月廿六日	須甲儀右衛門
自明治三十五年四月六日	須甲儀右衛門
至同四十三年四月七日	久保松太郎
現自明治四十三年四月七日	在日

村役場と駐在所

村役場は、大師堂中の事務所を假用し來りしが、本年六月西在所に移せり。巡查駐在所 下在所の中央に在り、明治二十九年十一月の創設なり。

村有基本

序に特記すべきは、本村の基本財産にして、地所、田二反十五步、畑五町七反七畝二十二步、



宅地二反十五歩、原野二反六畝二十三歩、山林三千三百二十六町九反一畝二十六歩を算し、公債證書三千五百圓、郵便貯金六千九百圓、株券千圓、貸付金三千七百五十圓、現金八百圓に上り、一杉林にして二萬五千圓と算定し得るものあり、郡内、否縣下、否全國にて比儔稀なりと云ふ。

蓋し、維新前には、定収入ある上、無税、無高なりし故、地を私有するを要せず、殆ど、全村の地、村有の委なりしを、維新後、私有に分ち、殘餘の地多く、自然村有の収入多きのみならず、神社合併の爲にも八千餘圓を得、今後益々増加せむとするものにて、神社によりて如斯といふも妄ならざるなり。

産 業 昔時は、白山中居神社の社人として、全國に神符を配りて生業とせしもの多かりしも、現在は、農を業とし、致々殖樹に力め、材木、繭、麻布等を輸出し、各種の食料品を購入せり、今、主要なる産物の概数を擧ぐれば如次。

米	三四六七八	糯米	二九石六〇	大小麥	三石五〇
大豆	四七石五八	小豆	二六石四七	粟	四石七五
種	四〇二石六〇	大麻	一九六貫	用材	二八五二貫
板	一一〇〇五坪	繭	八六石三三		

(杉の如き、今清水に在る本村第一の老樹は、周囲十二抱ありと云ふ。)

教育

(同社にて往時頌ちし鶴島遊)

教育 明治七年、圓周寺を假教場として、

石徹白小學校を創設し、二十三年九月、字首無に校舎を新設して、明治三十七年十二月、字小谷堂に分教場を設け、小谷堂三面の下級兒童に授くる事とし、明治四十二年 東宮殿下北陸行啓記念として、更に地を擇みて、五月工を起し十一月新校舎を落成せり、工費殆ど七千圓、現今の校長は川地深平なり。

社 寺 神社は、一昨年まで、中居神社を中心として、各字に涉りて多く存せしが、現今は合併整理して唯一社となれり。

村社白山中居神社祭伊邪那伎大神 字上在所下番場に在り、石徹白川と、宮川と合流點に在りて、數千年を経し老杉(最大なるは周二丈九尺) 翁爵社殿を罩

社 寺

白山中居神社

中居神社の遠景



下編 町村誌 石徹白村



め、境地幽邃閑雅纖塵を着けず、其景伊勢内宮に似て、而かも、其壯嚴俗氣なきこと、或は之に過ぐとの評あり、上在所の北端より、磴道を下れば宮川に達し、其木橋を渡れば即ち其淨域に到るべし、本社は、安政二年の改築に係り、其構造の善美なる本郡第一なり、其彫刻中、正面の粟に鶉は、信州諏訪の和四郎、龍と脇障子は、大阪渡邊源之助の手に成り、殊に精妙を極む、神域坪數八千二百坪、其杉材價格十萬圓以上と稱す。境内に、攝社五あり、仁徳天皇四年丙子惡疫鎮壓の爲に、別殿に奉齋せるなりといふ。

- 新掌神社祭 天照大御神 皇祖美神社祭 伊邪那美土神 須賀神社祭 素戔嗚神 地造神社祭 大己貴神 道祖神社
- 祭 猿多彦神

〔類聚國誌〕 石徹白春日祠郡ノ東石徹白村ニ在社家多シ本村ハ即其社領ナリト云々  
 〔若越寶鑑〕 社殿に閑靜幽邃の境にありて老樹鬱蒼たり構造又美術を極む殊に本社奉額に粟穂に鶉の彫刻の如き類稀なる名作なり惜哉此地山間に僻在するを以て參觀の者多からず  
 (沿革) (社祀) 人皇十二代景行天皇ノ御宇十二年壬午ノ年熊襲及ビ東夷多ク朝旨ニ背キシ時天津神白シテ曰ク我がスメラ御孫ノ所知食中津國ニ荒振賊アリ吾天降リシテ皇ノ御孫ヲ守護セント時ニ石徹白村ト打波トノ界ニ高サ二里餘ノ峯アリ橋立山ト曰フ茲ニ伊邪那岐伊邪那美ノ二神天降リシ給ヒ遠方ニ東南ヲ望ミ給ヒテ善哉奇キ舟岡ゾト乃チ此峯ヨリ罷リ座テ隈宮川ノ邊リ東ニ長瀧川西ニ短瀧川ト曰フアリテ此間ニ清々シキ森アリ大神此處ニ至リテ是清々數船岡山中居ト白シ玉ヒテ此處ニ大宮柱ヲ太敷立テ鎮リ坐テ此時船岡山ノ坂路ニ千引岩ヲ曳テ遠津代ニ黄泉平坂ニテ事ナセシ如クコノ岩ヲ隔テ、許等度ヲシ給

ハント白給ヒシ時此船岡ニ白雲一村ニ露キヌ大神是レ石徹白ト曰ヒ給ヒキ是ヨリ石徹白ト申ス石ハ千引岩ヲ取リ度ハ許等度ノ度ヲ取リ白ハ白雲ノ白ヲ取リテ石徹白ト稱ス千引ノ岩ヲ千引窟ト曰ヘリ今尙神社ノ境内ニアリ神社ニ中居ト名附ケシハ大神ノ白ヒシ船岡山中居ノ中居ヲ取リシナリト又曰ク往昔山中ノ古喜美ト曰フモノアリ其名ヲ武比古ト曰ク景行天皇ノ十二年(紀元七百四十二年)正月十五日神托ニヨリテ舟岡中居ノ地ヲ平ケテ一ノ宮殿ヲ造リ六月十五日大神ヲ神座ニ奉齋ス(大神トハ伊邪那岐伊邪那美ノ神ヲ曰フナラン)宮殿ハ七尺四方ニ高サ二丈一尺ナリシト曰フ下リテ同天皇ノ十四年六月祭日ヲ定ム正月朔日ヨリ三ケ日ハ新年祭四月末日ハ邪魂致通祭六月十五日ハ創業祭九月廿日ハ新穀祭トシ之ヲ四ケ度ノ祭禮ト曰フ武比古ニ三子アリ長ヲ村宇ストテ遠運羅川ノ川上ニ居リ(ナジラミ谷現今アリ)次ハ田畑宇ストテ馬場ノ上ニ居リ次ハ山ノ新トテ下島ノ邊リテ各主トナル景行天皇ノ四十年(紀元七百七十年)日本武尊東夷御征伐ノ時吉備武彦ヲシテ越ノ國ヲ巡察セシメラル武彦乃チ石徹白ニ來リ船岡中居神社ノ神靈ニ對シ奉リテ宿願アリシト曰ヒ傳フ仁徳天皇ノ四年(紀元九百七十六年)天下惡疫流行ス時ニ出雲清ノ地ニ鎮座シ玉ヲ素戔嗚尊及ビ杵築ノ大己貴命ノ二神ヲ石徹白ニ遷シ祭ル廿一代雄略天皇ノ九年(紀元千二百二十五年)新嘗祭ノ節天皇曰ク越ノ國ニ白雲横ハリ靈明ナリト大臣平群眞鳥ニ教メ奉幣セシメラル大臣乃チ大途見彦命大途見根命ト共ニ行キ祭祀ノ事ヲ主ル大途見彦命ヲ伊野原ノ宿稱ト曰フ故ニ此地ヲ伊野原トモ名付ク廿三代顯宗天皇ノ御宇五穀ノ神ヲ祭ル四十代天武天皇ノ御宇神鏡弓矢矛楯並ニ神馬ヲ中居神社ニ賜フ神鏡ハ今尙神社ニアリ四十四代元正天皇ノ養老元年泰澄大師舟岡ノ地ニ至リ玉ヒテ猿田彦ノ社ニ至リ玉ヒテ夫ヨリ須古ノ社ニ至リ遂ニ四月十六日中居ノ神社ニ詣テ給フ其時大徳ノ宿リ玉ヲ所ヲ御小屋ト曰ヒ今ニ至ルマテ傳ハレリ大師此時神託ニヨリテ中居ノ社ノ東林泉ノ地ニ至リ長瀧川短瀧川其他所々ノ靈地ニ於テ臥行坐行ノ行ヲツミ給ヒ六月一日彼白山ニ向テ登リ玉ヲ時ニ又一大老熊來リテ大師ヲ導リ其熊ノ止ムリシ處ヲ熊清水ト曰フ(木村ニ杉木ノ昔ヨリ多クアルハ大師ノ此地ニ來リ給ヒシ賜リナリト曰フ)六月十八日終ニ白山ノ高嶺ニ到達シ給ヒテ曰ク吾ガ宿願貫徹セリト之レヨリ石徹白ノ度ヲ改メテ徹トナセリト曰フ傳フ大師尙白三



